

米国における精神薄弱者処遇の展開

—1840年代～1920年代を中心に—

A Study on the Development of the Care for the
Feeble-minded in the United States:
From 1840s to 1920s

米田宏樹

目次

序章	目的と課題・方法	1
第1節	本研究の目的	1
第2節	本研究の課題と方法	3
第3節	本研究で使用する用語・典拠の記載方法	7
第1章	白痴者処遇論の成立—白痴学校成立前史	8
第1節	白痴学校の展開に関する従来の評価	8
第2節	保護処遇の対象としての白痴者処遇論の成立	10
1.	「成人」「児童」未区分の白痴者処遇問題	10
2.	精神異常者問題における保護処遇対象としての白痴者処遇問題の成立	14
(1)	精神病者処遇問題と白痴者処遇問題の関係	
(2)	精神異常者処遇の流れと白痴者問題の顕在化	
(3)	白痴者処遇論の台頭	
第3節	精神病者施設におけるモラル・トリートメント	27
1.	モラル・トリートメントによる処遇実態検討の必要性	27
2.	「施設化」の始まりとモラル・トリートメントの成立	28
(1)	公的病院の設立と精神異常者の収容	
(2)	モラル・トリートメントの成立	
3.	モラル・トリートメントの理念と実践	31
(1)	精神異常の原因	
(2)	モラル・トリートメントの原理と方法	
(3)	モラル・トリートメント施設の職員構成と役割	
4.	分離の理論としてのモラル・トリートメント	41
第2章	保護・監督を予後の前提とした学校としての成立と生涯保護施設への展開	44
第1節	白痴学校の展開に関する従来の評価	44
第2節	白痴学校における教育の開始と教育予後の見通し	46
1.	白痴学校の成立	46
2.	初期白痴学校の入学者の実態と教育による改善の状況	49
(1)	白痴学校の入学規定と実際の入学者の相違	
(2)	白痴学校の教育目的・目標と教育予後の見通し	
(3)	入学者の実態と改善の状況	
3.	白痴者の生活問題から見た「保護・監督を前提とした教育」の限界	62
第3節	対象の拡大と年齢・障害に応じた施設内分類処遇の展開	64
1.	救貧機関からの入所需要と生涯保護施設への展開	64
(1)	白痴学校生徒の入退所状況と収容保護施設化の特徴	
(2)	生徒集団の分類と部門制による総合施設の展開	
2.	施設内自活の理念と方法	76

- (1) 全米精神薄弱者施設長協会設立による情報の共有・専門化と処遇対象の拡大
- (2) 施設内自活の理論と精神薄弱者の生産性
- (3) 重度精神薄弱児の保護と訓練

第3章 精神薄弱者の施設総収容化政策の破たん

コミュニティ・ケアによる施設役割の拡大・・・95

第1節 精神薄弱者の総収容化施策の放棄とコミュニティ・ケア・・・95

第2節 施設総収容化政策の放棄過程とコミュニティ・ケア：

マサチューセッツ州立レンサム施設を中心に・・・101

1. 収容保護施設としての新たな州立施設建設と施設規模の拡大：

マサチューセッツ州の精神薄弱者収容保護政策とレンサム施設の開設・・・101

- (1) 収容保護施設としての開設
- (2) 新施設開設準備と精神薄弱労働者：コロニー的位置づけによるウォルサム施設の過密軽減と訓練された精神薄弱者の活用
- (3) 収容力の拡大と主要収容設備予算の獲得
- (4) 収容施設が内包すべき教育・訓練機能の重要性

2. 議会対策としての教育・訓練機能の強調とコミュニティ・ケアの提案・・・115

- (1) アンバランスな施設発展と是正策の必要性
- (2) コミュニティ・ケアの提案
- (3) コミュニティへの復帰とソーシャル・ワーカーの導入

第3節 精神薄弱者のコミュニティ生活論と生活支援策・・・136

1. 「社会的適応」の問題としての精神薄弱と精神薄弱者コミュニティ生活論・・・136

2. 成人精神薄弱者収容保護の代替策としての監督付きコミュニティ生活・・・138

- (1) 特殊学級卒業・退学者のアフターケアとしての施設収容保護・訓練と仮退所
- (2) 施設での訓練とソーシャル・ワーカーによる精神薄弱者のコミュニティ生活支援
- (3) ニューヨーク州立ローム施設の小コロニーによる精神薄弱者のコミュニティ生活支援

第4章 精神薄弱者処遇の中心としての精神薄弱者施設の展開・・・151

第1節 公立学校における精神薄弱児問題と施設の新たな対象者像・・・151

- 1. 公立学校における精神薄弱児問題・・・151
- 2. 精神薄弱者施設の新たな対象者・・・156

第2節 精神薄弱者施設と公立学校特殊学級の相互補完・・・164

- 1. 精神薄弱者施設関係者における特殊学級の役割の容認・・・164
- 2. 公立学校内クリニックの開設と検査・診断・・・164
- 3. 精神薄弱者施設による特殊学級担当教員研修の実施・・・172
 - (1) 施設内学級教員講習会
 - (2) 施設職員講習会から特殊学級担当教員講習会への発展
 - (3) 特殊学級担当教員夏期講習の内容と実施概要

(4) 講習会および講習修了者の特殊教育界における役割	
第3節 精神薄弱者施設・特殊学級の教育の方法と内容	191
1. 精神薄弱者のコミュニティ生活と教育目的の変化	191
2. 施設における教育	191
(1) 対象者	
(2) 教育の内容	
3. 特殊学級における教育	194
(1) 対象者	
(2) 教育の内容	
4. 施設教育の公立学校特殊学級教育への施設教育の拡大	195
終章 総合考察—米国における精神薄弱者処遇の展開	196
第1節 まとめと考察	196
第2節 残された課題	200
文献・資料	202

謝辞

序章 本研究の目的と方法

第1節 本研究の目的

米国における精神薄弱者処遇は専門施設を中心に展開する。19世紀中葉に成立した白痴学校は、19世紀末葉までには成人及び重度者にその対象を拡大し精神薄弱者収容保護施設となり、1920年代までには施設外処遇としてのコミュニティ・ケア¹を試みるようになる。本研究の目的は、1840年代から1920年代の米国における精神薄弱者処遇の展開過程を、各施策の展開の時期にいかなる対象が議論の中心となっていたのかという視点から、明らかにすることである。

これまで米国の精神薄弱者処遇に関する歴史的研究は、日本においては、19世紀中葉から19世紀末葉における白痴学校成立とその後の展開を検討した研究が行われてきた（清水，1974；1975；1976；1981；1982；1983；津曲，1981；中村，1989）。これらの研究は、相互に議論を深めつつ遂行されたものであり、学校年報等の一次資料を用いた詳細な研究として展開された。これらの研究では、精神薄弱者の処遇は、教育的可塑性のある精神薄弱児の教育問題として成立し、その後、限定的教育成果のために卒業生が学校内に滞留し、あるいは教育可能性の低い入学者の受け入れのために収容施設へと変化する過程が論じられた。

白痴学校の成立前史を補足する研究もおこなわれ（津曲・山本，1978；米田・津曲，1995）、白痴学校成立前の救貧行政や精神病者処遇の文脈から、精

¹ 対象者を特別な施設の中だけで処遇するのではなく、できるだけ地域の中で地域とのつながりを保ちながら処遇することを指す用語。ここでは特に、精神薄弱者者の対策として、収容施設での保護だけでなく、コミュニティにおける職業訓練や授産施設等のサービスが必要だという主張のことを指す。

精神薄弱者処遇が貧困問題として生起することが示された。

収容施設化した後の精神薄弱者施設の展開については、清水(1989)、中村・米田(1999a)、中村・米田(1999b)などがみられる。これらの研究は20世紀前半の精神薄弱者施設からの利用者の仮退所をコミュニティ・ケアの萌芽として論じた。

米国の研究における精神薄弱者処遇史研究は数多くなされているが、米国の白痴学校・精神薄弱者施設の展開を検討した代表的な研究として、Davies(1959)や、Tyor and Bell(1984)、Trent(1994)、Noll(1995)が挙げられる。Davies(1959)は、知的障害者の社会的コントロールという視点で、注目すべき事象をトピック的に取り上げた。Tyor and Bell(1984)は白痴学校成立期から1970年代までを、Trent(1994)は白痴学校成立期から1980年代までを通史的に概観した。Noll(1995)は米国南部の精神薄弱者施設史を1900年から1940年までを対象に整理した。

これらの研究における議論は、精神薄弱者の処遇をめぐる「楽観主義」と「悲観主義」の転換の時期にある。知的障害者の教育の成果に対する楽観主義から悲観主義への変化は、これまで1870年代から1880年代とされてきたが、Gardner(1993)やTrent(1994)は、白痴学校設立後まもなくから、収容保護施設への機運が生じていたと指摘している。

しかしながら、楽観主義的見通しと悲観主義的見通しの対比というだけでは、米国における白痴学校から精神薄弱者施設への展開とその後のコミュニティ生活の萌芽までを十分に分析したとは言い難い。いかなる対象が議論の中心となり、何をもって教育・訓練の成果とされたのかを整理する必要があると考える。本研究では、成人精神薄弱者の処遇や重度精神薄弱児の処遇の試みにも目を向け、1840年から1920年の精神薄弱者処遇の展開を白痴学校と精神薄弱者施設を中心に検討する。

第2節 本研究の課題と方法

本研究は、文献研究をその方法とし、以下に示す1～4の課題を検討する。各検討課題と主な対象州・施設・人物等の関係をTable 0-1に示した。

1. 白痴者処遇論の成立過程の検討(対象時期：1840年-1850年)

児童の教育問題に焦点化される以前の段階において白痴者の専門施設処遇がどのようにとらえられていたのかを、精神病者の施設処遇との関連で分析する。治癒可能な精神病者と不治の精神病者に対する専門施設処遇がそれぞれどのように考えられていたのか、精神病者の処遇原理であるモラル・トリートメントが米国ではどのように考えられていたのかを明らかにすることが具体的検討課題となる。

対象資料は、主にニューヨーク州、マサチューセッツ州の精神病者問題、救貧問題に関する州議会資料ならびに当時の精神病関係専門雑誌であるAmerican Journal of Insanity誌を一次資料とする。このほか精神医学関係の図書を二次資料として用いる。

2. 保護・監督を予後の前提とした学校としての成立と生涯保護施設への展開過程の検討(対象時期：1850年-1900年)

白痴学校の開設前後から収容保護施設までの展開を、主に白痴学校長たちの白痴者教育予後の見通しとコミュニティとの関係、白痴教育の実際的成果とコミュニティとの関係から考察する。

対象校は、初期の白痴学校の代表としてマサチューセッツ州白痴学校(Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth, マサチューセッツ校, 収容保護施設への展開後はウォルサム施設と記述する)ならびに

ペンシルベニア白痴学校 (Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children, ペンシルベニア校, 収容保護施設展開後はペンシルベニア施設)を検討の中心とし, 補足的にその他の学校・施設についても触れる。マサチューセッツ校は, 校長ハウ(Howe, S. G.)のリーダーシップのもと, 白痴学校の中で最後まで収容施設になることを踏みとどまったとされている学校であり, ペンシルベニア校は, 最初に収容施設化した学校とされているため, この2校を中心とする。

対象資料は, 各学校の年次報告を一次資料として用いるが, 津曲(1981), 中村(1989)をはじめとし, Tyor and Bell(1984), Trent(1994)等の成果を2次資料として活用する。

3. 精神薄弱者の施設総収容化政策の破綻とコミュニティ・ケアによる施設役割の拡大の検討(対象時期: 1900年-1920年)

収容保護施設政策が, 各州の重要課題となっている時期に新しく設立された精神薄弱者施設であるマサチューセッツ州レンサム施設(Wrentham State School)を検討対象の中心として, 収容施設に対する州議会(社会)の捉え方と施設関係者の捉え方との異相について検討する。レンサム施設と並んで, 新たなコミュニティ・ケア施策を提案したとされるニューヨーク州立ローム精神薄弱者施設(Rome State Custodial Asylum)についても補足的に検討する。

対象資料は各施設年報ならびに全米精神薄弱者施設長協会²(1906年より

² 正式名称は the Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons である。1906年には the American Association for the Study of the Feeble-Minded(AASF: 全米精神薄弱者研究協会)に改称され, 1933年には, the American Association on Mental Deficiency (AAMD), 1987年には the American Association on Mental Retardation (AAMR), 2007年には the American Association on Intellectual and Developmental Disabilities (AAIDD)に改称され, 現在に至っている。

全米精神薄弱研究協会)の機関誌, 全国慈善矯正会議³集録, 特殊学級向け教員専門雑誌である Ungraded 誌を資料とし, その科関連図書, 先行研究の成果も資料として活用する。

4. 精神薄弱者処遇の中心としての精神薄弱者施設の展開の検討(対象時期: 1900年-1920年)

1900年頃以降は, 公立学校制度の普及に伴い, 公立学校において精神薄弱者問題が生起することになる。ここでは, 課題3の補足として, 精神薄弱者施設が, 公立学校制度によってその存在が析出することになった軽度級精神薄弱児者に対して, いかに対応しようとしたのかを明らかにする。

対象施設は, マサチューセッツ州立精神薄弱者施設2施設(ウォルサム施設とレンサム施設)を中心とし, 特殊学級教員向けの講習会の実施に関しては, Sarason and Doris(1979)が, 公立学校への影響を示唆しているニュージャージー州ヴァインランド施設(New Jersey Training School for Feeble-Minded Girls and Boys)を検討対象とする。

対象資料は, 各施設の年次報告, 出版物のほか, 全米精神薄弱者施設長協会の機関誌, 全国慈善矯正会議集録, 特殊学級教員向け専門雑誌である Ungraded 誌を資料とし, その科関連図書, 先行研究の成果も資料として活用する。

³ 正式名称は, the National Conference of Charities and Correctionである。1917年より the National Conference of Social Work に改称される。

Table 0-1 本研究における検討課題・章構成と主な対象州・施設・人物等

検討課題・資料	ニューヨーク州	マサチューセッツ州	その他の対象
<p>白痴者処遇論の成立：1840-1850年</p> <p>【第1章】 資料：各州議会報告，専門誌等</p>	<p>【白痴者収容施設の提案】 精神病者施設長ブリガム (Brigham, A) 不治者の人道主義的保護 →不成立</p>	<p>【白痴学校の提案】 教育者ハウ (Howe, S. G.) 白痴者実態調査 白痴児学校設置論 →成立 助言者セガン (Seguin, E.)</p>	
<p>保護・監督を予後の前提とした学校としての成立と生涯保護施設への展開：1850-1900年</p> <p>【第2章】 資料：各施設年報・出版物，全米精神薄弱者施設長協会誌，全国慈善矯正会議報告集，Ungraded誌等</p>	<p>【早期に白痴学校成立 (1851)】 校長ウィルバー (Wilbur, H. B. : 1883年の死去まで) 助言者セガン</p> <p>【施設別分類処遇】 ニューアーク成人女子精神薄弱者施設 (1878 開設) ローム精神薄弱者 (重度児・成人) 施設 (1894 開設)</p> <p>本文での記述：ニューヨーク校/シラキュース施設，ローム施設</p>	<p>【早期に白痴学校成立 (1848)】 校長ハウ (Howe, S. G. : 1876年の死去まで)</p> <p>【比較的後まで学校を維持】 【コミュニティ分散処遇】</p> <p>【精神薄弱者収容保護施設】 ファーナルド (Fernald, W. E. : 1887年-)</p> <p>本文での記述：マサチューセッツ校/ウォルサム施設</p>	<p>ペンシルベニア州</p> <p>【早期に白痴学校成立 (1853)】 校長リチャーズ (Richards, J. B. : 1853 - 1855)，施設長パリッシュ (Prish, J. : 1855-1862)，カーリン (Kerlin, I. N. : 1863-1893)，バー (Barr, M. : 1893-)</p> <p>【早期大規模総合施設化】 【施設内分類処遇】</p> <p>本文での記述：ペンシルベニア校/ペンシルベニア施設</p>
<p>大規模・総合施設による総収容化政策</p>			<p>全米精神薄弱者施設長協会 (1876) 全国慈善矯正会議 (1882)</p>
<p>精神薄弱者の施設総収容化政策の破綻とコミュニティ・ケアによる施設役割の拡大：1900-1920年</p> <p>【第3章】 資料：各施設年報・出版物，全米精神薄弱者施設長協会誌，全国慈善矯正会議報告集，Ungraded誌等</p>	<p>【後発施設での小コロニー・仮退所の実施】 ローム施設 施設長バーンスタイン (Bernstein, C.)</p>	<p>【後発施設での施設外処遇の提案・実施】 レンサム施設 (州2番目) 施設長ウォリス (Wallace, G. L.) ウォルサム施設 (州1番目) 施設長ファーナルド 【単なる収容施設か教育機能を有する総合施設かの州議会との駆け引き】</p>	
<p>精神薄弱者処遇の中心としての精神薄弱者施設の展開：1900-1920年</p> <p>【第4章】 資料：各施設年報・出版物，全米精神薄弱者施設長協会誌，全国慈善矯正会議報告集，Ungraded誌等</p>		<p>【施設外サービス・公立学校との連携の実施】 ウォルサム・レンサム両施設における公立学校クリニックの実施 特殊学級教員への研修</p>	<p>ニュージャージー州</p> <p>【公立学校・精神薄弱教育への影響大】 準州立ヴァインランド精神薄弱者施設における特殊学級教員研修プログラム</p>

第3節 本研究で使用する用語・典拠の記載方法

本研究は、歴史的研究であり、歴史的用語を使用する。

白痴は、本研究の対象とする1840年代から1860年代末頃までは、知的機能の発達の障害のある者を表す総称として用いられたほか、重度の知的機能障害のある者の程度別の呼称として用いられた。痴愚は、白痴よりも知的機能においてやや高機能の対象を指していた。精神薄弱は、境界線級の軽度の知的機能障害のある者を指していた。1860年代末～1890年代において、総称としての白痴は、精神薄弱にとって替わられた。1910年までは、白痴、痴愚、低能・遅進・精神薄弱というように、精神薄弱は最も軽度の知的機能に欠陥のある者を指す用語でもあった。1910年以降は、総称としての精神薄弱、程度分類としての、白痴、痴愚、魯鈍という用語になる。ただし精神欠陥や欠陥児等の表現も軽度の者の呼称として、あるいは全体を指す総称として用いられており、用語が混在していた。本論部分では、引用等の場合にはできるだけ原語に即して訳出し、引用以外の部分では、原則として1870年頃以前は白痴を総称として用い、それ以後は精神薄弱を総称として用いた。ただし、白痴学校から精神薄弱者施設に展開する文脈においては1870年以前でも学校・施設の状況や文脈から精神薄弱を用いる場合もある。

本論文では、出典は本文中に（著者・施設名等[発行年]当該ページ）の形で示し、文献全体を指す場合には（著者，発行年）とした。また、資料によっては（資料名 [発行年] 当該ページ）としたものもある。ページの記載のない一次資料については、ページ数を明示していない。

資料・文献一覧は、併せて著者名または資料名のアルファベット順とし、巻末に記載した。

第1章 白痴者処遇論の成立—白痴学校成立前史

第1節 白痴学校の展開に関する従来の評価

米国精神薄弱者処遇史の研究では、児童期に焦点を当て、学校年報、救貧関係資料を用いた白痴学校史研究をその内容とする成立過程研究が深められてきた。その成果として、救貧問題として顕在化した白痴者問題が、白痴者の教育可能性と結び付いて児童の教育問題として白痴学校の成立に結実し、その後、教育・発達可能性の縮小、地域社会における自活可能性の否定の経過をたどり、学校が收容保護施設となる歴史的な流れが明らかにされてきた。

成人問題に関する議論は、白痴学校の收容保護施設化の過程研究の中で活発になされるようになる。清水(1976)は、收容施設化の原因を、学校内における社会復帰不可能と思われる者の増加と滞留を收容施設化の原因とし、津曲(1981)は、卒業生の再入学を含む救貧院等からの入学需要の増大を強調した。中村(1985)は、これら2つの研究を受けて、卒業生問題と成人問題、学校単一機能の矛盾、教育の経済論的見直しを論じた。

白痴学校の前史においては、津曲・山本(1978)が、「成人白痴者の処遇問題が中心であり、児童問題はそのなかに包摂されていた。」と述べ、19世紀前半の社会施設(救貧院、監獄、精神病者施設)での白痴者処遇問題の成立と、その後の白痴学校成立過程での成人問題の分離と放置という仮説を提示した。この成人問題の分離と放置の上に、児童政策(学校)として白痴者政策が集約されたとすれば、その解決策のあり方自体が、後の收容保護施設化に影響してくると考えられる。

また、従前の日米の研究では、この收容保護施設化の時期に関して、共に1870年代として位置づけていたが、米国では施設史の再検討が行われ收容保

護施設化への傾向を学校成立期へ求める動きが生じた。Gardner(1993)は、白痴学校設立当初の「楽観主義」を再検討し、収容保護施設への気運が学校設立後間もなくから生じていたことを指摘し、白痴学校の教育施設としての理念の挫折を精神病・犯罪・貧困問題解決手段としての「道徳的」治療・矯正への失望と仮説的に関連づけた。Trent(1994)も、1850年代末までの段階で、既に、学校が収容施設として計画されていたことを指摘した。

本章では、これらの研究の成果を受けて、成人問題に焦点を当て、これまで十分に検討されてこなかった白痴学校前史を検討することを目的とし、一次資料収集の充実からニューヨーク州の精神病患者処遇の流れを中心に考察する。

前史部分の検討は、白痴学校史の再評価のための重要な手続きである。また、ニューヨーク州では1846年から出された白痴者施設設立案が二度にわたり廃案となり、その後白痴学校が設立されることから、成人問題の放置という仮説に関しては、特別な意味を持つものと考えられる。

第2節 保護処遇の対象としての白痴者処遇論の成立

1. 「成人」「児童」未区分の白痴者処遇問題

白痴者の処遇問題に関する議論が、1848年マサチューセッツ州での白痴学校の設立を境にして、教育的な可塑性のある「児童」への教育機会の保障という形で児童の教育問題として具体化したことは、既に明らかにされている。津曲・山本(1987)は、この前段階としての成人問題の成立を仮説的に述べた。しかしながら、学校設立以前の白痴者問題は、実際には、「成人」「児童」といった区別ではなく、知的機能の障害のために自立生活のできない人の生活の問題、貧困の問題として顕在化したのである。

例えば、1818年のニューヨーク市貧困防止協会(the Society for the Prevention of Pauperism in New York City)の調査報告は、「生まれつきの愚鈍(inherent dullness)か改善の機会不足から生じる無知」という表現で、白痴を貧困の主要な原因に挙げた(Schneider&Deutsch [1969] 212)。また、1824年に出されたいわゆるイエーツ報告(Yates's Report)では、貧民を、常時公費で援助しなければならない「恒久貧民」と、1年のうちである期間だけ救済の必要な「一時貧民」とに区分し、恒久貧民として「白痴者・精神病患者(idiots and lunatics)」「視覚障害者」「老衰者」「肢体不自由者」「要保護児童」が分類された。この内「白痴者・精神病患者」は、446人(恒久貧民の6.5%)であった¹。また、この分類で明らかのように「白痴者・精神病患者」と「児童」とは別項目でカウントされており、白痴者という表現で表わされ

¹ New York State, Report and Other Papers on Subject of Laws for Relief and Settlement of Poor. Assembly Journal (1824). Appendix A. Documents Accompanying the Report of the Secretary of State, on the Subject of Pauperism.

る場合に「成人」「児童」という区分はなかったと考えられる。

白痴者の実態を検討すると、1825年のニューヨーク州センサスでは、州内の白痴者数は1421人（計算上は1376人）であり、内21歳以下の者は657人（47.7%）、22歳以上の者は719人（52.3%）であった（Table 1-1）。

Table1-1 ニューヨークにおける白痴者数（1825年）

白痴	男性	女性	合計	割合 (%)
21歳以下	336	321	657	47.7
22歳以上	397	322	719	52.3
合計	733	643	1376	100.0

出典：New York State, Recapitulation(1826). Journal of the Assembly of New York at their Forty-ninth Session.をもとに作成.

註：合計人数は資料本文の記述では1421人とされている。資料の年齢区分ごとの男女人数の文章記述をもとに、表を作成し、合計人数と割合を算出した。

この当時、救貧院で教育の対象になっていた一般の子どもの年齢が16歳以下であったこと考慮すると²、白痴者は教育対象年齢を含めて論じられ、その中でも教育対象年齢超過者の占める割合はかなり高いものとなる。

ニューヨーク州では1845年に精神病者施設長ブリガム(Amariah Brigham 1798-1849)が、白痴者施設の設置を主張した。ブリガムは白痴者の置かれて

² State of New York, Secretary's Office: Report of the Secretary of State, giving an Abstract of the Returns of the Superintendents of the Poor in the Several Counties (1831). Documents of the Senate and Assembly of the State of New York. Assembly No. 66.

いる状況を「多くのものは放浪したまま放置され、厳しい気候、窮乏の苦しみ、そして極めて頻繁に、侮辱とひどい不道徳的虐待にさらされたままである。しばしば、母親になってしまった痛ましい事例を耳にする。」と説明し、白人の子ども一人、黒人の子ども一人を産んだ白人の白痴の女性の例を挙げた (Brigham [1846] 58)。

白痴者の年齢別の分布を明らかにするニューヨーク州の資料がないため、1848年マサチューセッツ州、「白痴の実態を調査するハウ (Samuel Gridley Howe 1801-1876) 委員会」の最終報告 (Howe, 1848) を補足的に検討すると、州内の白痴者は、574人で、その内25歳以下が200人 (34.8%)、26歳以上が374人 (65.2%) であった。資料の関係で年齢不詳の4名を除き、便宜的に、0～5、6～15、16～25、26～35、36～45、46～55、56歳以上の7グループに分けた場合の人数分布で見ると、各年齢段階に分布しており、16歳以上の者が実に470名、全体の82.5%を占める (Fig. 1-1)。ハウは、報告された人数の中には「生来性の白痴」ではない者がいるとして生来性の白痴者数を420人とし、内25歳以下が187人 (44.5%)、26歳以上が233人 (55.5%) であるとした。この生来性白痴者数も同様に年齢別に見てみると、16歳以上 (76.7%) を含んで全年齢段階にわたっている (Fig. 1-1)。

救貧関係者を含め、一般の人たちが「白痴者」と見なす人、つまり、「生来性」であろうと「中途障害」であろうと状態像としては白痴であり、何らかの援助が必要であると考えられる人は、全ての年齢段階にわたっており、さらに、その8割以上が16歳以上の教育対象外であった。

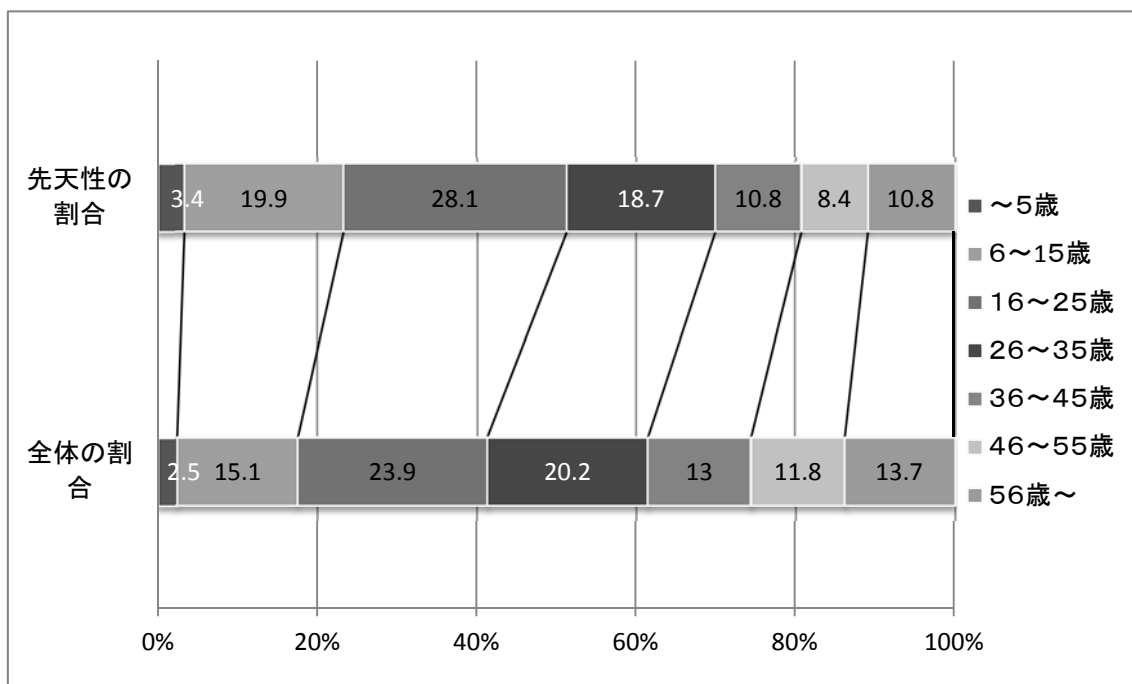


Fig 1-1 マサチューセッツ州白痴者の年齢別割合 (1848年)

出典：Howe S. G. (1848) Report made to Legislature of Massachusetts upon Idiocy. Senate Documents No. 51.をもとに作成.

2. 精神異常者問題における保護処遇対象として白痴者処遇問題の成立

(1) 精神病患者処遇問題と白痴者処遇問題の関係

学校設立前史における白痴者問題の実態を明らかにするには、精神病患者処遇問題との関連の検討が必要である。なぜなら、先行研究が指摘するように(津曲, 1988; 清水, 1982), 学校設立の契機となる「白痴者処遇論」は、精神病患者施設の医師らによって主張されはじめるからである。

1800-1848年の白痴者問題は生活問題であり、その生活問題を生み出す原因が「心の障害」「精神の異常」にあると考えられていた(Kemble[1832]3)。つまり、白痴者の問題は、貧困問題の一つである精神異常者(insane)の問題として顕在化するのである。当初、白痴者(idiots)は、精神病患者(lunatics)と同一範疇で考えられ、「精神病患者・白痴者(lunatics and idiots)」という形で、必ず併記される存在であった。

ニューヨーク州、イエーツ報告(1824)では「精神病患者」と「白痴者」をまとめてカウントしており³、「精神異常貧民に関する報告」(1832)の中でも「白痴や精神病に苦しむ者」という表現で同一に論じられている(Kemble[1832]5)。またニューヨーク州立精神病患者施設長報告の中でも、「精神病に分類されるべき者の多くが白痴に分類されている。」(Brigham [1846] 47)との指摘がなされた。

そして、この「精神の異常」が、他人に与える恐怖感や嫌悪感のために、精神異常者が救貧院で他の貧民と混合収容されることが問題視されるのである。それは次のような言葉で表現された。

「救貧院に収容されている貧民の多くは、かつては尊敬すべき裕福な

³ New York State, Report and Other Papers on Subject of Laws for Relief and Settlement of Poor. Assembly Journal(1824). Appendix A. Documents Accompanying the Report of the Secretary of State, on the Subject of Pauperism. pp. 386-399.

環境にいた・・・そのような人々を無理矢理に精神病者や白痴者の集団の中におくことが、『人道主義』に照らして相応しいのだろうか。救貧院内の子ども達までをこの不幸な人々の中におくことは賢明なことなのか。精神異常者達の支離滅裂な行動は幼い心に大きな害を与えないはずがないのに・・・。」(Kemble [1832] 10)

「人道主義」の立場から救貧院等での分類処遇が唱えられるようになり、精神異常のない人の保護、特に子どもを精神異常の害悪から守るという観点で、精神異常者問題が浮かび上がったのである。

そもそも、「精神異常」(insanity)という用語は精神病と白痴を包含し、「心の病」「精神の異常」全般を表わす用語として用いられたのであり (Howe [1848] 13)、白痴者問題は、精神病、白痴を含めた「精神異常者」の問題として成立したのである。

(2) 精神異常者処遇の流れと白痴者問題の顕在化

1) 公立病院の成立・展開と精神異常者施設の成立

米国では18世紀の末葉から19世紀初頭にかけて、病気の貧民の治療と保護を目的として公立病院(public hospital)が設立される。白痴者を含む精神異常者の治療、救済もこの公立病院ではじめられる。開設から年を経る毎に、要救護者としての精神異常者収容の需要の大きさが明らかになり、精神異常者の収容のための専用の施設が創られる。

①公立病院の設立と精神異常者治療の開始：病気の貧民を受け入れることを主な目的とする (Schneider [1969] 195) 公立病院設立の動きは、ニューヨーク州では、1770年、市民による公立病院設立のための寄付に始まる。この寄付と同時に、公立病院設立の請願書が州知事に提出された (Earle [1845] 1)。翌1771年に認可が下り“the Society of the Hospital in the city

of New York, in America!” の名（以下ニューヨーク病院とする）で法人組織されたが、独立戦争の戦禍等の為に、1791年1月までは開院できなかった。

精神異常者に関しては、最初の患者が、開院から20カ月後の1792年の9月に受け入れられた（Deutsch [1937] 98）。これが、ニューヨーク州におけるホスピタル・ケアの始まりであり、精神異常者治療の一里塚である。精神異常患者受け入れは1792年まで待たなければならなかったが、精神異常者を受け入れる計画は、1774年のニューヨーク病院の建設準備の段階から考えられており、「北ウイングの地下部分が精神異常者の共同病室や独房に割り当てられる（Deutsch [1937] 98）」ことが決定されていた。実際に精神異常者のために割り当てられた病室は、完成したメインビルディングの最下階（basement story）であった（New York State Lunatic Asylum [1844] 2）。

何名の精神異常者を受け入れていたかの詳細は不明であるが、1797年5月に2名の躁病（mania）の患者を受け入れ2名とも治癒。同6月に7名の躁病の患者を受け入れ、2名回復、2名緩和との記録が残っている（Earle [1845] 3）。また、1798年の4月から12月までの精神異常者の受け入れ状況から見ると、開設当初は常時10名程度の患者を受け入れていたと考えられる（Fig. 1-3）。この当時の治療成果がどの程度のものであったかを推測すると、前月からの残留者が非常に多いことと、何らかの理由で退院したものは毎月0～3名程度で、平均すると月に1名の退院とかなり少ないことが分かる。

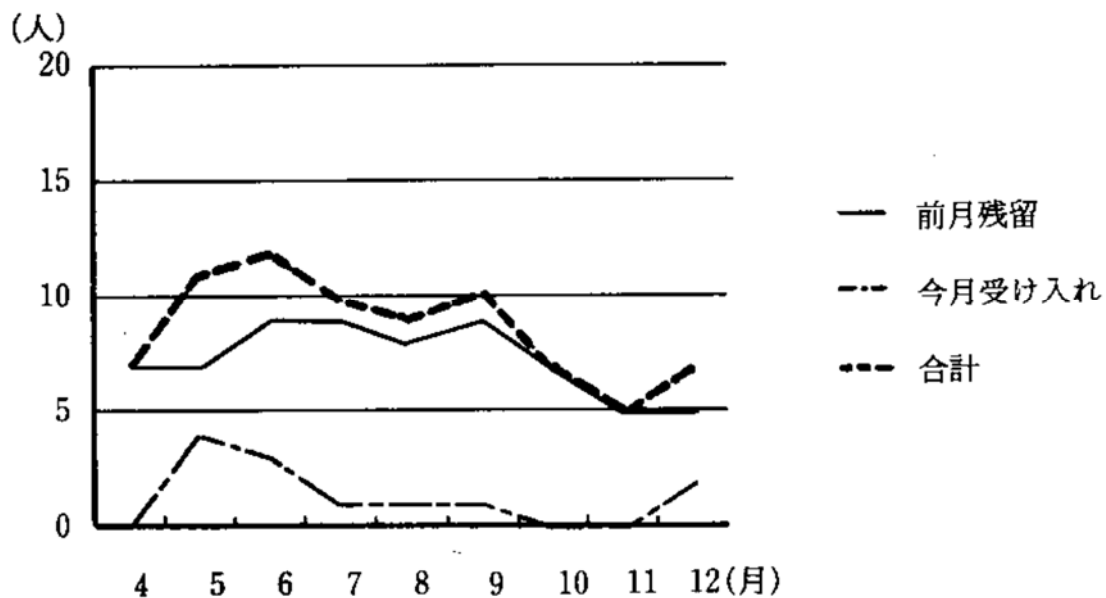


Fig. 1-3 ニューヨークホスピタル精神異常者数 (1798 年)

出典：Earle[1845]3；米田・津曲[1995]35.

しかし、それでもニューヨーク病院の精神異常者受け入れの需要は増加していった。1795年から1803年までの8年間にニューヨーク病院全体で4922人の患者が受け入れられ、内215人が精神異常者であった(Earle [1845] 3)。平均すると1年あたり26人ほどの受け入れである。年10人程度の退院者数を考えると残留する患者数の増加が考えられる。

②精神異常者施設への展開：急速な精神異常者の増加と、そこから生じる様々な問題解決のために、1802年には、病院を精神異常者の収容、管理、治療に専門的に適応させる計画が推進された(New York State Lunatic Asylum [1844] 2)。ニューヨーク病院は、メインビルディングの最下階という限られたスペースで、多くの精神異常の患者を収容、隔離しなければならなくなり、この不十分な収容方法から生じる明らかな害、すなわち「他の病気の患者の病室と接近し過ぎることと、その結果当然生じる精神異常の不快感」が、病

院の理事会に、精神異常の患者の専用棟の建設を決定させた。そして 1806 年には「1857 年まで、毎年 12,500 ドルをニューヨーク病院に下付する」(New York State Lunatic Asylum [1844] 2) 法律が州議会を通過し、病院理事会は、精神異常者の専用棟を建設することが可能になった。

この専用棟は 1808 年に完成し、ニューヨーク病院の他の建物から移された 19 名と、新たに受け入れられた 48 名の計 67 名の患者を受け入れた。

この新たに造られた精神異常者専用棟の構造に関して、the Medical Repository(1807)は、「その施設は、特別に躁病患者の収容のために、その構造に関して最良の情報が集められ、最も教訓的ないくつかの先例にしたがって建てられた。この崇高な殿堂は、90 フィートの長さで、約 60 の隔離した部屋を持っている。部屋は頑丈に造られ精神錯乱の程度に比例して厳しい監禁がなされる。この施設によって、鞭を使うことなく適切な訓練を躁病患者達の間で確立させることが可能であると信じられている。」(New York State Lunatic Asylum [1844] 2) と記述した。このことから、身体的拘束をやめて人道的処遇を重視するモラル・トリートメント⁴の兆しが伺える。

しかしながら、病院全体の収容者の急激な増加によって、精神異常者専用棟もまた、精神異常者処遇に適さないものとなる⁵。モラル・トリートメントの一環として、精神異常者を戸外で自由に運動させることと、一般の患者から隔離することは、共に精神異常者の処遇に必要なものであるが、他の病気

⁴ モラル・トリートメントは、それまでの精神異常者の治療手段とされていた「身体的」な手段（鎖による拘束、瀉血、体罰）に替えて人間として人間らしく処遇する方法を指すということができる。運動、労働、読書、娯楽等を通して、精神異常者に病的性癖を克服させようとする考え方である(Eddy, 1815)。1840年代に入ってから、精神病者施設で院内学校が開設され、教育もモラル・トリートメントの一環として加えられる。

⁵ 後述の様に 1821 年に専門施設が設立されてからは、精神異常者専用棟は、ニューヨーク病院の船員部門(marine department)として用いられるようになった。港湾都市ニューヨークへの人口流入とそれに伴う病院の役割の拡大の様子が伺える (Earle [1845] 3-4)。

の患者と同一敷地内に収容されては両立し難いものである。そこで、エディ (Thomas Eddy 1758-1827) を中心に、ニューヨーク病院の理事会は、市から便利な距離の場所に農場を購入し精神異常者のコロニーを創設する計画を立てた。彼は、イギリスのヨークにあるフレンズリトリートのモラル・トリートメントによる成果に注目し、これに倣った施設を構想した (Eddy [1815] 5)。そして、1816年には「毎年 10,000 ドルの補助金を 1857 年までニューヨーク病院に下付する」という法律が州議会を通過し、新たな土地の購入と施設建設が可能になった (New York State Lunatic Asylum [1844] 3)。

ニューヨーク市から 7 マイル離れたブルーミングデールロードに面した広い土地が購入され、1821 年にはブルーミングデール・アサイラム (the Bloomingdale Asylum for the Insane) として精神異常の患者を受け入れた。ニューヨーク病院の精神異常者専用棟から精神異常の患者全員 52 名がブルーミングデール・アサイラムに移され、新たに 71 名の患者が受け入れられた (New York State, Report of the Select Committee on so much of the Acting Governor's Message, 1830)。ここに、「ニューヨーク州で唯一」(Parker, 1834) の州の援助による精神異常者受け入れのための専門施設が成立したのである。

2) 州立精神病者施設の設立と精神病・白痴の分離

ニューヨーク州に精神異常者のための専門施設が設立された 1820 年前後から、各地に精神異常者施設が設立される。その主なものは、ペンシルバニア州フレンドアサイラム (Friend's Asylum, 1817)、コネチカット州ハハートフォードリトリート (Retreat for the Insane, 1824)、ニューヨーク州ハドソンアサイラム (Hudson Private Lunatic Asylum, 1830) 等である (Anonymous [1846] Lunatic Asylums in the United States, 183)。

これらの施設は、モラル・トリートメントによる治療を施し、大きな成果を上げたと言われた。そして、施設の実践に伴って、成果の上がるケースと成

果の上がらないケースとの違いが明らかになり、発病後間もないリーセント・ケースと、ある程度精神異常の状態が継続しているオールド・ケースの2つに精神異常が分類され、おおむね、前者を「治癒可能な者」、後者を「不治の者」と考えるようになる。

患者の回復率で見ると両者の差は歴然であり、ブルーミングデール・アサイラムで、リーセント・ケースの58.69%に対してオールド・ケース18.00%、ハートフォードリトリートでリーセント・ケース88.66%、オールド・ケース14.14%であった (Kemble [1832] 22)。ただし、Grob(1994)が指摘するように、この当時、施設の側から主張された回復率は、受け入れ患者を基に算出されたものではなく、退院者数に対する回復者の割合であったり、再入院者を考慮に入れていなかったりと、実際の回復率とはかけ離れたものであったとの現代的評価もある (Grob [1994] 99-102)。しかしながら、当時は、施設の主張が、新鮮な驚きと期待をもって受け入れられたのは事実であった。

こうした治療効果を受けて「心の病気の治癒可能性はもはや空理空論ではない。」(Kemble [1832] 2)といわれるようになるが、同時に「適切な治療が行われなければ、病気はだんだんと不治のものとなり、害された行動と精神機能の働きは、患者を回復の機会から程遠いところにおいてしまう。」(Kemble [1832] 1)ともいわれ、精神異常の状態が長く続くと回復不可能になるという考え方が形成される。この不治の「固定化された」状態に陥ることを防ぐ唯一の救済治療施設が精神異常者施設であったので、治癒可能な者を優先的に精神異常者施設で処遇し、不治の者を排除するという動きが生じた。白痴者は、不治の者に分類され排除されることになる。

ブルーミングデール・アサイラムでは1821年から1823年までに30人の白痴者を受け入れ、改善し退院した者1名、未改善のまま退院した者3名、死亡者1名であった。1823年1月1日の時点で25人(全患者数185名)を収

容していたが⁶、1831年には、わずかに5名（全患者数243名）の白痴者しか見られなくなる⁷。

ニューヨーク州では「不治の患者」を排除する動きは、1830年には既に始まっていた州立精神病者施設設立の動きの中で本格的になってくる。

それは、一つには、これまで州の援助を受けてきたニューヨーク病院の管理下にあるブルーミングデール・アサイラムの運営管理の不備の問題から生じてくる。精神異常者施設調査委員会の報告(1830)で、ブルーミングデール・アサイラムの経費の浪費や医者勤務状態の悪さが明らかにされた（New York State, Report of the Select Committee on so much of the Acting Governor's Message [1830] 4-5）。この報告を機に、より効率良く州予算を運用できる施設の検討がなされることになり、「州の支出で建設され州の権限で管理される」州立施設の設置が勧告される（Kemble [1832] 11）。

州立施設設立のもう一つの要因は、1825年州センサスの結果であった。このセンサスによって州内に2240人もの精神異常者がいることが明らかになり、新たな施設の設立が求められる。

1832年の州議会報告は、各施設の治療成果を例に挙げ、センサスの結果から精神異常者数を約2,800人と推計し、「ブルーミングデール、ハドソン両アサイラムに収容されている283人と貧民監督官の保護の下にある634人を除いた1,883人もの人が、何らの処置もされずに白痴や精神病の苦しみの中にいる」と指摘した。そしてさらに、「救貧院、監獄、オークション等で不適切な処遇を受けると精神異常の状態が悪化し固定する」と訴え、貧民監督官の

⁶ Statement of Number of Patients remaining in the Bloomingdale Asylum on the 31st December, 1821, and of Those admitted and discharged during the Year ending 31st December, 1822.

⁷ Statement of Number of Patients remaining in the Bloomingdale Asylum on the 1st of January, 1831, and the Number received and discharged during the Year ending December 31, 1831.

保護下にある者の処遇改善をも含めて、州立施設の設立を主張した (Kemble [1832] 5)。1834年の報告では、白痴者と精神病患者という併記がなくなり、精神病患者だけの記述となる。同報告は、「精神病の貧民は貧困と精神錯乱の二重の不幸にみまわれ・・・彼らの無力な状態は、我々の同情心と正義感に公的救済を訴えている。」と「人道主義」的感情に訴え、その上で、「州立施設の設置によって、治癒可能な精神病患者が自立し、彼らの救貧費が、少なくとも年間 14,749 ドル削減できる (100 人に 35 人は社会復帰できるとの計算)」と勧告した (Parker [1834] 1-7)。この 1834 年の報告では、治療成果と治癒可能者への傾倒が見られる一方で、堅実な見積りによる経済効率の強調が見られる。そして、この点こそが、州立精神病患者施設設置の要因が何であったのかを明確に示している。

つまり、「人道主義」、モラル・トリートメントの成果による精神病患者の治癒可能説により、その害と恐怖のために恐れられ、無能力のために社会の重荷になっていた精神病患者が、一転して社会の有用な一員になり得るという期待が生じたのである。そして、この期待こそが、州立施設建設の莫大な支出を正当化するものであると同時に、不治のケースである白痴者の問題が影を潜めてしまう原因ともなるのである。

しかし、後述の様に、州立施設設置後すぐに白痴者を含む不治のケースの施設処遇が主張され始めることから、州立施設設置の議会承認を得るために、治療成果の強調と財政的有効性の実証が必要だったため白痴者問題には触れずに議論を進めていったものとも推察される。

こうしてユティカニューヨーク州精神病患者施設設置法 (1836) が成立する。その後、州立施設の管理運営システムを検討する評議委員会の報告 (1842) で、「多くの者に施設の利益を享受するために精神病患者施設への受け入れは治癒可能なケースが優先されるべきであり、不治のケースのために回復の望みの

ある者が収容されないことがあってはならない。」と指摘され、不治のケースとして殺人者，麻痺患者，癲癩患者，白痴者が挙げられた（Report of the Trustees of the State Lunatic Asylum [1842] 38）。この報告に基づいて，州立精神病患者施設では，1844年に「発病後間もないケースと治癒可能なケースを優先的に受け入れる」という規定が設けられる（Brigham [1846] 39）。

ここに至って，精神異常者として同一範疇に考えられていた精神病患者と白痴者は区別され，精神病患者の専門施設処遇が始まり，白痴者は施設処遇の上で一線を画されたのである。

（3）白痴者処遇論の台頭

精神病患者と同一範疇で考えられていた白痴者は，精神病患者のモラル・トリートメントによる成果が認められると不治のケースに分類され，州議会に州立施設設置の気運が高まる中，施設の経済効用論の影に隠れてしまった。しかし，あくまでも潜在化しただけで，消失したわけではなかった。白痴者を含む不治のケースの問題は，州立施設の完成を見て再び顕在化することになる。

ニューヨーク州では1843年州立施設開設のわずか2年後には，「精神病患者施設の善し悪しは，単に効果が上がって治癒した者の数だけで判断されるべきではない。その施設がなければ救貧院や監獄で悲惨な生活を送っていたか，放浪生活で困窮と風雨にさらされるだけでなく，思慮を欠く人や不道德な人の侮辱や虐待にまでもさらされたかもしれない不治のケースに，安楽な生活や楽しみを与えたその実績でも判断される。」（Brigham [1846] 30）と主張される。これは，ニューヨーク州立精神病患者施設院長ブリガムの第3年次報告の冒頭の文句であるが，州立施設設立以前の「精神異常貧民」に関する委員会報告が，治療成果と経済効率ばかりを主張してきたことに比べると，施設

に対する価値観の大きな転換である。治療成果の強調による「経済効用論」から、収容者の生活の充実を重視する「生活論⁸」への転換であった。

この価値観の転換を示し「施設が、不治の患者の家族に与える救済—不安な夜、ひっきりなしの騒音、そして患者本人の安全という最大の不安からの救済が、治療の成果に関係なく、その施設への尊敬を導く。」(Brigham [1846] 30) と強調した上で、報告書の最後で白痴者のための施設設立を訴えた。

この報告でブリガムが訴えたかった唯一の主題は「白痴者を施設へ」「白痴者に改善の機会を」ということであった。それも生来性の白痴だけではなく、痴呆の状態をも含む知的機能の障害のために生活する上で適切な処遇（モラル・トリートメント）が必要な「要救護者」としての白痴者の処遇問題を訴えたのである。

同報告は、「精神病患者の処遇状況の説明（農場と労働、礼拝、院内学校、食事と介助）」「収容需要過多の状況」「増築計画」「精神病の予防」「白痴者施設」から構成された。ブリガムは「処遇状況の説明」でモラル・トリートメントの成果、特に、院内学校での教育成果を「脳と心の機能が不活発な状態になってしまった多くのケースで、改善はできなくとも、眠っている心の機能を目覚めさせることはできる。院内学校の教育は、発狂して痴呆の状態になった患者や、痴呆の状態に近づいている患者に特に効果があることが分かった。」(Brigham [1846] 35) と説明した。

これは、慢性の精神病から白痴を引き起こし不治の状態に陥ってしまっている患者にも施設処遇の恩恵を与え得ることを強調するための説明である。

⁸ 病気や障害の状態の治療、改善にのみ重点を置くのではなく、治癒、改善の見込のない者へも施設処遇の恩恵を与え、安楽な生活を送らせようという考えを経済効用論に抗うものとして「生活論」とする。

この後に、入所希望者多数で、収容を拒否せざるをえない状況を「最も不愉快な職務が、収容すれば大きな恩恵を与えることができる精神異常者を締め出してしまうことであった。また、患者の家族に、もう一人たりとも受け入れられないことを説得することは難しく、我々は、そうした家族が不満を抱くことを恐れた。」(Brigham [1846] 39) という表現で訴えた。そして、施設の増築計画を説明し、1200人の精神病者が収容可能になるとしながらも「州の全ての精神異常貧民が救貧院から区別され、専門の施設で救済されることを望む」(Brigham [1846] 41) と論じた。

さらに彼は、白痴者の定義を「厳密に言えば精神病、病気、病気の結果とは同等なものではなく、脳の奇形の結果生じるものであり、生まれたときから、あるいは生後間もなくから存在する。」と説明し、「しかし、痴呆状態の精神病患者と白痴者の区別は一般には為されておらず、長く続いた精神病から発狂し、ほとんど知性を示さなくなった者を、正しくはないが白痴者と考えている。」と指摘し、「白痴と考えられている人の多くは、精神病患者として分類されるべきだ。」と主張した (Brigham [1846] 47)。

つまり、ブリガムは、まず初めに、痴呆による「白痴者」を適切な処遇を提供する施設(精神病患者施設)に収容することを求め、その次に、本来の「白痴者」の悲惨な状況を説明し、白痴者の施設設置を訴えたのである。彼の主張は、教育によって社会的自立が可能な白痴者は、施設の処遇で改善し退院でき、改善できない者は、施設内で安楽な生活を保障されるという「教育による改善論」を内包した「施設による生活論」であった。

この訴えの根拠となるのが、上述の施設価値観の転換と、ヨーロッパの精神異常者施設での白痴者の教育による改善であった。ブリガムは、「白痴者は様々な理解力の程度を示し、家畜同様に知識と知識獲得能力の無い者がいる一方で、かなりの理解力や特別な知識獲得の適性を示す者もいる。彼らの多

くがおおいに改善し、自立能力のある者になるだろうと確信する。」(Brigham [1846] 58) と訴えた。州立施設で、モラル・トリートメントの一環として行われていた精神病患者に対する教育の効果が、ヨーロッパでの白痴者処遇の成功を裏付ける根拠になっていたと考えられる。

この議論を受けて 1846 年には、西部地区精神病患者施設と白痴者施設の 2 つの州立施設設置が勧告される (Backus [1846] 1-11)。不治のケースとして置きざりにされた白痴者問題が「白痴者施設処遇論」として顕在化したのである。

ブリガムの白痴者施設処遇論では、教育により改善可能な白痴者の例を挙げてはいても、主訴は、不治のケースである白痴者を施設内で安楽に生活させるという生活論(保護処遇論)であった。これは、人道的立場からは優れた主張であっても、施設設立を現実のものとするには、説得力に欠ける。白痴者の州立施設処遇が始まるためには、精神病患者に抱かれたような期待を生み出す必要があったと考えられる。

第3節 精神病患者施設におけるモラル・トリートメント

1. モラル・トリートメントによる処遇実態検討の必要性

米国の精神異常者の社会的処遇は、施設収容という形をとり、19世紀に始まる。それまでは、家族や隣人の庇護のもとに地域で生活していた精神異常者が、地域から切り放され、ある者は短期間、ある者は長期にわたって施設へ隔離された。このときには、19世紀初頭の社会構造の変化やそれともなう家庭の教育・保護機能の衰退、人口の都市への集中と精神異常者の顕在化を背景にして、施設への収容が是とされた理論があった。それが、モラル・トリートメントである。18世紀末葉にヨーロッパで実践が始められたモラル・トリートメントは、施設を必要不可欠なものとする精神異常者の処遇原理であり(Grob [1994] 27)、この処遇原理が受け入れられることにより、精神異常者の施設化が進んでいく。また、1960年代に問題となる施設の大規模隔離化とその中での収容者の虐待を招いたものも、モラル・トリートメントであるとの評価もある(Caplan [1969] 47-71)。

この1960年代以降、精神病院や精神薄弱者施設は批判の対象となり、現在、精神障害者・知的障害者福祉の潮流は、「地域化」、「脱施設化」が政策上の主流となってきた。これにともない、施設にいた精神障害者の多くは地域で生活するようになった。ある者は家庭に戻り、あるいは、小規模な居住施設で暮らすようになってきた。

しかし、これと同時に、施設を出たものの、行くあてのない者が、ホームレスになってしまうという問題も指摘されている。Grob(1994)は、都会の路上に群がるホームレスの精神障害者に対するケアを求める声をさして、「ディックス(Dorothea L. Dix 1802-1887)が、精神異常者の施設処遇を求めた時

の言葉とそっくり同じである。」(Grob [1994] 1)と述べた。ディックスは、精神異常者の処遇に適した専門施設での救済策が講じられるようになった1840年代にあって、依然として劣悪な環境に置かれている精神異常者を専門施設へ速やかに収容するべく運動した人物である。

精神障害者が、地域から切り離され「施設化」された時期と、その「施設化」政策が問題視され、「地域化」される時期に、同様の言葉が聞かれるとは、どのようなことであろうか。Grob(1994)は、この精神障害者の歴史をさして、「精神障害者処遇の歴史は、施設への監禁とコミュニティでの生活という対極間の果てしない旅である」(Grob [1994] 1)と評した。精神薄弱者処遇史を概観すれば、精神障害者と同様の評価ができることは、自明のことである(Tyor & Bell, 1984; Trent, 1994)。

このようなことから「施設化」の理論とされるモラル・トリートメントを検討することは意義のあることである。これまでの精神薄弱者処遇史研究のなかで、白痴児教育の成立に精神医療が果たした役割について指摘がなされてきたし(清水, 1982; 津曲, 1981)、本論文でも先に述べたとおり、精神医療から白痴者施設処遇論が提起されている。

ここでは、精神病者や白痴者の「施設化」の理論であるモラル・トリートメントとその実践がどのようなものであったのかについて、米国の精神医療関係資料を基に19世紀「施設化」の時期のモラル・トリートメントの実態を明らかにする。

2. 「施設化」の始まりとモラル・トリートメントの成立

(1) 公的病院の設立と精神異常者の収容

18世紀の末葉から、公的な病院設置の運動が始まり、法人組織の病院が大都市で開設される。

早くも 1751 年にはペンシルベニア州で、「ペンシルベニア病院への寄付者に関する」州議会法が成立し、フィラデルフィア市に法人組織の病院が誕生した。その法人認可状には、「病人の救済と精神異常者の収容・治療のために」という言葉が記された。1752 年 2 月 11 日の開院当初から精神異常部門は、この病院の主要な機能となった(Kirkbride [1845] 97)。

ニューヨーク州では、公的病院設立のための寄付が 1770 年に始まり、翌 71 年 6 月に法人認可が下りる(Earle [1845] 1)。このニューヨーク病院でも、その建設準備段階から精神異常者の受け入れが計画されており、北ウイングの地下部分が精神異常者の共同病室や独房に割り当てられることが決定していた(Deutsch [1937] 98)。

マサチューセッツ州では、1801 年に公的病院設立のために募金を行うことが主張されるが、病院の設置には至らず、1810 年に再び病院の設置が訴えられる。州知事の「設立の必要性は認めるが、恒久的な施設建設には多額の資金が必要である」との回答を受け、1810 年 8 月に募金運動が始められ、1811 年によく法人認可が下りる(Grob [1965] 17-18)。その後、1816 年には、個別訪問による募金が行われ、一週間で 10 万ドルが集められた。このうち約半分は、精神異常者施設建設のために特に寄付されたものであった。こうして、1818 年に一般部門と精神異常部門の 2 部門構成でマサチューセッツ病院が開院し、精神異常者施設は、ボストンから 2 マイルのチャールスタウンに設置された。これらの法人立の病院は住民からの寄付と同時に州議会から下付金によって設立、運営された(Deutsch [1937] 104)。

このように、精神異常者の収容と治療は、大きな問題であり、病院設置のための推進力となった。この背景の一つには、産業構造の変化、すなわち、熟練工労働から賃金労働への体系的変化と主要都市への人口の集中、それにとまなう職場と住居の隔離による家庭の教育機能や保護機能の喪失があった

(Grob [1994] 23-24)。精神異常者施設は、それまで家族が担ってきた精神異常者の保護の役目を肩代わりするために誕生したともいえる。

もう一つの背景として、18世紀末からのジェファーソン主義の継承が挙げられる(Caplan [1969] 3-4)。ジェファーソン主義者たちは、観察を通し、証明によって引き返されない理論については懐疑的で、人間の道徳的本能を信じ、道徳感覚の欠如は教育によって、また理性へ働きかけることによって補うことが可能であると考えていた(中嶋[1959] 26；中屋[1961] 56)。

また、この時期には、宗教的人道主義が広がり、罰を与える畏怖の神から愛を与える神へとその関わりが変化した(Caplan [1969] 6)。この主張は、誰もが信仰、懺悔、回心によって神の救いを受けることができるというもので、人間の道徳的実践による救いであった。このような人道主義の興隆は、この時期、西欧世界のほとんどの場所で見られ、モラル・トリートメントの提唱者であったフランスのピネル(Philippe Pinel 1745-1826)、イギリスのテューク(William Tuke 1732-1822)、アメリカのラッシュ(Benjamin Rush 1745-1813)は、共通して人道主義的哲学を支持していた(Trattner [1974] 34-35；曾根[1974]154)。

この人道主義的思想のもと、「身体的、精神的欠陥は、適度な気候、民主的政治、正しい道理と幅広い教育によって統制された生活によって正される。」(Caplan [1969] 3-4)と考えられるようになった。

(2) モラル・トリートメントの成立

モラル・トリートメントの創始者ピネルは、1792年にビセートル院の50人の精神異常者を鎖から解き放ったことで知られている(Anonymous [1847] *The Moral Treatment of Insanity*, 5)。モラル・トリートメントは、環境の変化が人の心理に影響を与え、その結果、行動を変化させるという彼の考えを反映したものであり、秩序正しく整えられた施設への隔離的収容が不可欠

であった(Grob [1994] 27)。このピネルの業績は 1801 年に出版され、早くも 1806 年にはフレンズ会ヨーク・リトリートのデイビス(Dr. Davis)によってイギリスで翻訳された。このヨーク・リトリートは、ピネルの業績の伝達とともに、自らの施設での実践の成果を公表したことで、アメリカの精神医療にも大きな影響を与えた。

例えば、ニューヨーク病院の理事であったクエーカー教徒のエディ(Thomas Eddy 1758-1827)は、1815 年、ヨーク・リトリートのモラル・トリートメントの成果に注目し、その導入を提唱した(Eddy, 1815)。エディの主張が受け入れられ、ニューヨーク州では 1821 年にモラル・トリートメントによる施設、ブルーミングデール・アサイラムが、ニューヨーク病院の管理下で開設された(Earle [1845] 3-4)。このほぼ同時期に、マサチューセッツ病院のマックレーン・アサイラム(1818 年)、ペンシルベニア州フレンズ・アサイラム(1817 年)、コネチカット州ハートフォード・リトリート(1824 年)などの精神異常者施設が設立されている(Earle [1845] 3-4)。この後、モラル・トリートメントによる精神病患者の治療成果が過大なほどに評価され、精神病患者の社会復帰とその救済費の削減をもくろんだ州立施設の設立へと展開していく(米田・津曲, 1995)。

3. モラル・トリートメントの理念と実践

(1) 精神異常の原因

古くから精神異常は、悪魔や霊にとりつかれた結果であると考えられてきたが(Anonymous [1847] *The Moral Treatment of Insanity*, 2), 施設処遇による経験や知識が蓄積されるなか、精神異常の原因は、環境や生育歴に求められるようになった。

1846 年のニューヨーク州立精神病患者施設長報告のなかでは、直接の原因を

「不健康，宗教上の不安，家庭のトラブル，幸福からの突然の転落」と「親の過度の甘やかしや，幼少期に教え込まれた陰気で間違った宗教観の下での正しい道徳的修練の欠如」に求めている。また，同報告は，「不適切な教育の影響で，きまぐれな性格や乱暴な感情が形成される。教育は，全人的な発達を促し心と体を健康にするものであるが，知的能力が道徳的質を無視して培われたり，感受性や欲求が知的発達を無視して充足されたりすることによって，アンバランスな精神ができ上がる。このアンバランスな精神は障害を起こしやすい。」と述べ，教育と生活習慣の在り方が，間接的な原因であることを指摘している (Brigham [1846] 54-57)。精神異常は文明社会特有の障害であり，非文明，無教育のインディアンや黒人には精神異常はまれであると考えられた (Backus [1846] 1)。

(2) モラル・トリートメントの原理と方法

精神異常の原因が環境や生活習慣にあると考えられていたため，患者を家庭と収容以前の交際から断絶し，あらゆる状況下で敬意を払った親切な処遇を施し，もって規則正しい習慣と自己統制を確立させ，病的な思考過程から心を解放させることが有効な治療法であると考えられた。

1815年，いちはやくモラル・トリートメントによる施設運営を提唱したエディは，「これまでの精神異常者の身体的治療法に代わって，一般にモラル・マネジメントと称される方法が導入されている。」と治療法の推移を説明し，「この方法は人道主義の観点からも有効である。」と主張した。彼は，ロック (John Locke 1632-1704) の教育の思想を例に挙げたうえで，「体罰や拘束により恐怖心を引き起こさせることで，狂暴な精神異常者は冷静な状態に戻されるが，恐怖が行動の主な動機になると，好ましくない認識を獲得させたり，心の品位を低下させる傾向が明らかにある。」と身体的処置を否定し，「穏やかで柔らかい説得が，彼らに対する最良のアプローチである。」と述べた。そ

して、「この原理は、彼らの障害に起因する興奮しやすい強い傾向を、彼らが抑制できるようになるのに十分な効力はないかもしれないが、正しく適用された場合には、多くの患者を彼らの病的性癖を克服し、隠すように努力する方向に導くだろうし、少なくとも、彼らの周りの人を不快にしない程度に彼らの逸脱行動を制限する方向に導くだろう。」と論じた(Eddy [1815] 8)。

この原理に則った処遇方法で、発病後間もないケースならば6割から8割の患者を、また慢性のケースでも1割から2割の患者を回復に導くことができるといわれるようになった(Kemble [1832] 3)。そして1850年頃までには、慢性の患者も含めて、全ての精神異常者が、この適切な処遇場所である精神病者施設に収容されるべきであると考えられるようになる(Backus [1846] 2-8)。ニューヨーク州立精神病者施設長報告(1846)では、「治療の成果だけでなく、不治の患者に安楽な生活や楽しみを与えた実績でも施設は評価されるべきである。」(Brigham [1846] 30)と主張された。

これは、ある面では、予想以上に治療成果が上がらず退院できないで施設に残る患者の多かったことに対する弁解であったかもしれない。しかし、精神病者施設以外の処遇では、精神異常の状態が悪化し、固定してしまうと考えられていた状況を考えると、精神病者施設への収容と施設生活だけが、精神異常者を快適な生活へ導くものであると信じられていたことも事実であろう。

また、モラル・トリートメントとメディカル・トリートメントの関係であるが、古くは、モラル・トリートメントは、メディカル・トリートメントの補助的手段であると考えられていたが、ワイマン(Rufus Wyman 1778-1842)の実践以降から1847年までには、モラル・トリートメントに全面的に依存するようになり、メディカル・トリートメント、すなわち放血や食事制限、下剤、強壯剤、鎮静剤の使用は、特定の患者にしか有効でなく、むしろ有害で

あり、それほど重要なものではないと考えられるようになる (Anonymous [1847] *The Moral Treatment of Insanity*, 8-10)。モラル・トリートメントの効果を十分に利用することなく、多くの薬を用いることで患者を傷つけるという害すら懸念された。

このモラル・トリートメントの原理を実践するための手段として施設環境の整備、規則正しい生活、身体的労働、娯楽、精神的労働、礼拝が行われた。

1) 施設環境の整備

施設は景観の良い場所に建てられ、換気と暖房設備に注意が払われた。ペンシルベニア精神病者施設では、34の暖房炉を設置し、施設内のあらゆる場所で快適な温度が保たれるようになっていた。また、施設敷地内の景観を整備することは、患者の気分転換に役立つとされた。マサチューセッツ州立ウスター精神病者施設では、病院敷地内に遊歩道を整備し植木を植えていた。ペンシルベニアでも美しい木立の公園が整備され、患者の格好の休息場となっていた。また、ペンシルベニア精神病者施設の敷地は頑丈な石の壁で囲まれていたが、この壁は、施設内で生活する患者が外界の者にじろじろ見られるなどの悪影響を遮断する役割を担っていた (Massachusetts [1837] 3-7; KirkBride [1845] 99-109)。

2) 規則正しい生活

マサチューセッツ州、マックレーン・アサイラムの初代院長兼医師であったワイマンは、「患者の心を惹きつけるための活動、すなわち娯楽や労働、学習等の全ては順序よく規則正しく行われなければならない。決められた時間での食事や就寝、起床など、あらゆる場面で規則に従うことの一つ一つですら最も有効な訓練である。」 (Anonymous [1847] *The Moral Treatment of Insanity*, 8) と述べた。

3) 身体的労働

農場・菜園での農作業，作業所での洋裁や家具，おもちゃ，籐製品，靴などの製作，印刷，製本等の仕事が行われた(Kirkbride [1845] 104,108 ; Brigham [1846] 30-34; Anonymous [1847] The Moral Treatment of Insanity, 10-11)。この身体的労働は，早くから，精神，身体の両面に有効であり，患者が病的な衝動を自制できるようになるのに効果があると考えられていた。しかし，19世紀の半ばまでには，患者の注意関心をひきつけ支配するための手段として有効なのは，精神への働きかけであると考えられるようになり，身体的労働についても，身体的効果よりも精神に及ぼす効果が重要視されるようになる。すなわち，体を動かすことよりも，患者の注意を促し，心を新たな考察課題に向けさせることに，その有効性があると考えられた。このため，身体的労働は，医薬的手段同様にさほど重要なものとは考えられなくなり，ある場合には，患者の血液の循環を促進し，興奮状態を再発させるような，有害な結果を招く場合もあると指摘された。しかし，不治のケースでは，身体労働が重要であり，健康の維持や，わずかに残っている心の保持のために有効で不可欠であった(Anonymous [1847] The Moral Treatment of Insanity, 11-13)。

4) 娯楽

患者の心をひきつけ，気分転換を図るものとして，散歩，乗馬，遠足，ボーリング，その他さまざまなゲームが行われた(Eddy [1815] 8-11; Kirkbride [1845] 112)。

5) 精神的労働

この範疇に含まれるものには読書，詩の暗唱，演劇，音楽鑑賞，演奏，教科学習などが挙げられる。このうち，読書についてはモラル・トリートメント提唱の当初からその必要性が指摘されてはいたが，その他の活動は，実践が進む中で，その有効性が認識されてきたものと考えられる。それは上述の

ごとく、身体に対する働きかけよりも、精神への働きかけが注目されるようになったことによる。ニューヨーク州立精神病者施設では1843年の開院後間もなくから院内学級が開設される。1845年の時点で、男性患者対象の学級が3つ、女性患者対象の学級が1つ開講されていた。

各学級は午前10時と午後3時に始まり、約1時間続けられた。学級は患者達の賛美歌で始まり、それから読み、書き、算数や地理、歴史などの学習が行われた。教室には黒板と地球儀がおかれ、授業の補助として用いられた。また、二週間に一度は全ての学級の合同集会をチャペルで行い、患者たちは合唱し、演説や作文朗読を聴いた。また、時折、近隣の住民を招いて、学芸会も催され、オリジナルの演劇などが上演された。すべての学級は好ましい状態であり、患者の多くは大変に進歩してきた。何人かの者はここで、読み書きを学んだ。不平不満を抱きがちな者は、学級に出席することで満足するようになった。また、すでに気の狂った状態にある者やその状態に急速に近づいている者の多くが精神的に改善し、学習に興味を持つようになった(Anonymous [1845] School in Lunatic Asylums, 326-327)。

また、ニューヨーク州立精神病者施設長ブリガム(Amariah Brigham 1798-1849)は「脳と心の機能が不活発な状態になってしまった多くのケースで、改善はできなくとも、眠っている心の機能を目覚めさせることはできる。学級は、発狂して痴呆の状態になった患者や、痴呆の状態に近づいている患者に特に効果があることが分かった。」と院内学級による指導の成果を述べた。さらに、この学級には、「ほとんど全ての患者が好んで参加した」と報告されており、あらゆる患者に学級での指導が行われていたことがうかがえる(Brigham [1846] 35)。

6) 礼拝

院内礼拝への参加もモラル・トリートメントに不可欠なものとした。そ

の効果は、精神を安定させ、健康な状態と礼儀正しい態度を生み出すものであった。秩序ある生活を形作るものとして、礼拝は最重要視された。また、患者のためだけでなく、職員が、穏やかさや親切心、忍耐心や誠実さをもって厳しい職務をまっとうするためにも真の宗教的支えが必要であり、礼拝と牧師の導きが大きな役割を果たした。

精神病者施設の牧師としては、戒律に厳しく、激しい口調や身ぶりで説教をする牧師は不適格であり、言葉が平易で上品で、愛情深く見え、心が自由で寛大な者が望まれた。また、悪魔の影響が人身の上に降り懸かるというような教義の説教は、多かれ少なかれ自分たちの精神異常が悪魔の力によると信じている患者には悪影響しか与えないとして、そのような説教は避けられた。神の偉大な愛や神の意志への服従の必要性、祈りの義務、心を落ちつけ喜びを生む宗教の幸福についてなど、患者を慰め励ますような教義の説教が有効であると考えられた(Anonymous [1845] Religious Services in Lunatic Asylums, 115-123)。

この礼拝を効果的に行うために、ブルーミングデール・アサイラムでは1832年からチャプレンが雇用された。また、ウスター精神病者施設でも1835年にはチャペルの建設が議決されている(Earle [1845] 7)。

(3) モラル・トリートメント施設の職員構成と役割

1) ペンシルベニア精神病者施設 (患者数 150 名程度)

この施設は、法人立の公的病院の一部門である。病院の管理は、12人の理事からなる理事会に委ねられていた。彼らは無報酬であり、寄付者による年一回の選挙で選出された。施設の全般的な運営とその資金運用、患者の入退院、医師や職員の選定は、この理事会に託される。フィラデルフィア市内在住の理事は、少なくとも週に一度は公式に病院を訪れ、会計監査、病棟・敷

地の検分，患者の処遇実態の視察が義務づけられていた。ペンシルベニア精神病者施設の役員・職員は，以下の通りである(Kirkbride [1845] 109-114)。

A. 役員

①医師(Physician)1名：施設内に駐在する。施設全般の監督が委ねられる。すなわち，患者の医療，モラル・トリートメント，食事療法に関する総指揮と患者のケアに携わる全雇用者の選定あるいは承認の全権が委ねられていた。

②副医師(Assistant Physician)1名：病院に住み込み，患者に処方された薬を準備し，投薬する。また，患者に関するあらゆる指示が忠実に実行されているか，病棟内の介助員やその他の職員が彼らの義務を十分に果たしているかどうか監督する。

③事務長(Steward)1名：建物や土地の秩序を管理し，施設の家政に必要な物品の購入，理事会その他からの資金の受け入れ雇用者との契約，賃金の給付，病院の支出の処理を行う。

④家政婦長(Matron)1名：家事管理全般に責任をもつ。すなわち，調理と給仕，女性職員の管理。また，特に女性患者の快適な生活に配慮する。

B. 職員

①スーパーバイザー男女各1名：病棟や公園にいる患者の中を巡回し，患者と介助者を観察し，介助の成果を厳密に観察する。就寝前に日中の観察結果を報告書の形で医師に報告する。

②介助者(Attendant)24名：患者の直接のケアをする。施設の患者と同じ区画で眠り，食堂で彼らに付き添い，散歩や乗馬その他の娯楽を一緒にし，手作業に従事するときには補助する。つまり，医師の支持を受けつつ，ホール，寝室，患者の衣服にいたるまでの全般を受

け持つ。

男女各棟に6つの病棟があり、男女別にほぼ完全な分類処遇がなされる。それぞれの病棟に2人ずつの介助者が割り当てられる。これは常に一人の介助者が患者の目に付くところにいるためである。もう一人の介助者が、患者と散歩や乗馬に出かけたり、用事で病棟にいられなかったりしても、一人は必ず病棟にいることができるわけである。

雇用される介助者は、一般に、患者7～8人につき一名である。特別な場合にはこの限りではない。

③夜間警備員(watchman)1名:火災からの安全を守る。すなわち、男性患者の病棟部分を夜間巡回する。要請があれば薬品の管理に注意を払う。朝には厨房の火を起こし、ベルを鳴らす。終業前に夜間の巡回結果を医師宛の報告書の形で報告する。警備員としての1日の職務は朝6時に終わる。

④女性警備員(watch-woman)1名:男性警備員と同じ仕事を女性患者棟に関して行う。

このほかに、住み込みで雇用されている使用者に、門番1名、御者1名、手間賃人夫1名、パン職人1名、火夫1名、調理師1名、調理助手1名、給仕3名、寝室メイド2名、洗濯婦4名がおり、住み込みでない職員は、農夫と庭師だけであった。

2) ブルーミングデール・アサイラム (患者数 100～120 名程度)

この施設は、法人立の公的病院であるニューヨーク病院管理のもと、1821年に開設された精神病者施設である。施設の全般的な運営と管理は、ニューヨーク病院理事会の中から選出された6人による委員会に委ねられた。この委員たちは毎年選出されるが、メンバーのうちの4人までは再任が許されていた。委員会は、業務処理と施設査察のために毎月第一火曜日の前の土曜日

に招集された(Earle [1845] 5-8; New York State [1830])。

A. 役員

施設の役員は、委員会によって指名され、毎年、病院理事会によって任命される。当初は、院長、家政婦長、通いの医師と住み込みの医師で構成された。院長は施設役員の長であり、すべての部門の管理を任されていた。しかし、1831年に病院理事会は施設の組織の改編を決定した。通いの医師が廃止され、住み込みの医師が第一の役員になった。患者の介助員の採用と治療の総指揮、メディカル・トリートメントとモラル・トリートメントの両方が住み込みの医師に任された。農場と財政の管理、備品の購入、介助員以外のすべての職員の雇用は、事務総長(Warden)として選任される役員に任せられた。家政婦長の職務は存続され、薬剤師の職が付加された。

B. 職員

上述の役員の外に1829年の時点で介助員14名(男10, 女4)使用人10名が賃金労働者として雇用されていた。介助者1名につき患者8名程度を担当する計算となる。

3) ニューヨーク州立精神病者施設(患者数250~280程度)

1843年に開設された州立施設であるが、9名の理事による理事会の管理下に置かれた。理事は、州知事の指名に基づき、州上院議会によって任命された。理事の任期は3年で、毎年3人ずつが改選された。理事会は、施設の全般的な運営と財産の管理を行い、院長と収入役を選任した。また、院長の指名に基づいて副医師、事務長、家政婦長を任命した(New York State Lunatic Asylum [1844] 1-8; Brigham [1846] 39)。

A. 役員

院長兼医師1名、副医師1名、事務長1名、家政婦長1名、収入役

1名の計5名であるが、収入役以外の4名は、施設に住み込んだ。

B. 職員

詳細は未詳であるが、夜警を含め介助員として男子職員15名、女子職員15名の計30名が雇用されていた。介助員1名につき患者8～9名の比率である。

Table 1-3. モラル・トリートメント施設職員構成

施設名	ペンシルベニア	ブルーミングデール (組織改編前)	(後)	ニューヨーク州立
役員	医師 副医師 事務長 寮母	院長 通い医師 住込医師 寮母	住込医師 事務総長 寮母 薬剤師	院長兼医師 副医師 事務長 寮母 収入役
職員	スーパーバイザー (男女各1) 介助員 (男女各12) 夜警員 (男女各1) 使用人 (16)	介助員 (男10女4) 使用人 (10)		介助員 (男15女15) (含夜警) その他未詳
介助員： 患者	1：7～8	1：8		1：8～9

※役員は各1名、職員数は（ ）内に表示。

出典：米田・津曲[1996] 40.

4. 分離の理論としてのモラル・トリートメント

精神異常の原因は、悪い生活習慣や不適切な教育、間違った宗教観などの生活環境に求められた。この背景には、家庭の教育・保護機能が失われてきていた状況があった。また神と人間の関わりに対する宗教的観念の変化に代

表されるような時代的变化とも言える人々の認識の変化が精神異常者に対する認識を新たなものとした。そして、精神異常の治療は、原因となる生活環境から患者を隔離し、施設という秩序正しく統制された好ましい環境の中に患者を置くことで可能になると考えられた。これがモラル・トリートメントの理念であり、「分離」の理論であった。それは、19世紀前半の社会的背景があつてこそ確立した理論だと言える。

患者の規則正しい生活習慣を確立させ、病的な思考からその心を解き放つための治療的環境を形成する具体的手段として、作業や学習等の課題と散歩や乗馬等の娯楽、礼拝等の宗教的活動の三要素が日課あるいは日程として日常生活に組み込まれたのである。

ここでの作業や学習のねらいは、患者の精神への働きかけとその修練であつた。作業能力や知識の獲得、具体的な物品の生産は、決して、第一義的な目的ではなかつたのである。

モラル・トリートメントの実践のために役員、職員のほとんどは施設内へ住み込んだ。施設は、一つの小社会であり、新たな共同社会を構築していたとも言える。患者にとって有効な環境を、施設という枠の中に限って構築し、患者のニーズを充足しようとしたものがモラル・トリートメントであつた。

施設では、専門家である医師は、役員として1、2名いるだけであり、住み込みの賃金労働者である介助員が、モラル・トリートメントの実践の重要な位置を占めていた。彼らは、患者の監視者であり指導者であり、一日24時間患者とともに過ごしていた。介助員には、患者との日々のかかわりのなかで、患者を慰め、安定させ、本質的に患者の治療を促進する役割が課せられていたといえるだろう。この過酷な責務に耐えるために、施設内礼拝が、職員のためにも必要であつた。

しかしながら、専門家ではない介助員に、直接的でしかも鍵となる役割を

依存していたところに、この当時の施設処遇の問題点がうかがえる。

また、施設が、その役割を「患者を治療し、有用な社会の一員として世に送り出す。」ことから「施設内で安楽な生活を送らせる。」ことへと転換しようとするならば、治療成果に代わる何らかの施設存立の理由を打ち立てなければならなくなるはずである。

第2章 保護・監督を予後の前提とした学校としての成立と生涯保護施設への展開

第1節 白痴学校の展開に関する従来の評価

米国における精神薄弱者の専門的処遇は、19世紀中葉の白痴学校の創設による寄宿制学校における教育的処遇に始まる。これまで、米国精神薄弱者処遇史研究では、白痴学校の創設期を、精神薄弱者の教育による改善を目指した営みの時期として肯定的にとらえ、その後の学校の収容施設化と精神薄弱者の隔離総収容化の時期を、教育の挫折と学校の変貌、人道主義の廃退の時期と位置付けてきた（清水，1976；津曲，1981；Tyor & Bell，1984；中村，1989；Trent，1994）。

米国の研究では、前者を精神薄弱者の教育による改善や治癒の可能性に対する楽観主義の時代、後者を改善可能性、治癒可能性が否定される悲観主義の時代とし、その変化が生じる時期は、1870年代であると位置づけているものが多い（Wolfensberger，1975；Scheerenberger，1983；Tyor & Bell，1984；Switzky，Dudzinski，Acker，and Gambro，1988）。Wolfensberger（1975）は、1870年から1880年間のイデオロギーの変化を、初期の発達の教育の試みが、同情と慈善の態度に引き継がれたものと評している。Tyor and Bell（1984）は、初期の白痴学校は、1870年代までは、うまい具合に保護施設になることを避けており、白痴学校の理事や校長は、楽観的にハビリテーションが可能であると信じ、教育的、社会復帰的理想に強固に傾倒していたと論じた。また、Scheerenberger（1983）は、1870年代を、実験的教育の楽観主義から保護施設への変化の10年間とし、1876年の全米精神薄弱者施設長協会（Association of Medical Officers of American Institutions for Idiots

and Feeble-minded Persons)¹の設立を施設長のリーダーシップの第二世代への移行の象徴と評価した。Switzky et. al. (1988) は、精神薄弱者に対する態度、処遇、実践が、ハビリテーションの可能性についての極端な楽観主義から極端な悲観主義に 1870 年代に移行したと記述した。

一方、Gardner(1993)は、楽観主義と悲観主義に対する伝統的な評価に疑義を唱え、初期白痴学校の創設者らの個人書簡の記述分析から、楽観主義の時代とされる 1850 年から 1870 年の時期の予備的再評価を行い、専門化された白痴学校教育の失敗はほとんど即時的であり、保護的気風への移行は 1850 年代に生じていると論じた。

そもそも、白痴学校教育の失敗とは何を指すのであろうか。白痴児の状態の改善の失敗であるのか。白痴児の社会復帰の失敗であるのか。あるいは、その両方を指すのか。

白痴者が社会問題となり、その解決策として白痴学校が成立したとすれば、児童の教育で解決されなかったものが何であるのか。そのことは当初から予見されてはいなかったのか。この点を明確にする必要があるだろう。

¹ 1906 年には the American Association for the Study of the Feeble-Minded に、1933 年には the American Association on Mental Deficiency (AAMD) に、1987 年には the American Association on Mental Retardation (AAMR) に、2007 年には the American Association on Intellectual and Developmental Disabilities (AAIDD) に改称され、現在に至っている。

第2節 白痴学校における教育の開始と教育予後の見通し

1. 白痴学校の成立

精神病施設医師らがもたらしたヨーロッパ白痴者教育の情報²・白痴者処遇論は、社会改革家でマサチューセッツ州立白痴学校の実質的な校長として活躍したハウ (Samuel Gridley Howe 1801-1876) と、アメリカ初の白痴学校の創設者であり、後にニューヨーク州立白痴学校の校長の職に就いたウィルバー (Hervey Backus Wilbur 1820-1883) に引き継がれ、白痴児童の教育問題として結実した (津曲, 1981; 中村, 1989)。

1848年、マサチューセッツ州に私立³、公立⁴、各1校の白痴学校が設立され、その後、各地に白痴学校が広がっていく。

ここでは、米国の公立白痴学校の展開の端緒となったマサチューセッツ州のハウの論考から、白痴学校成立の経過を概観する。ハウは、マサチューセ

² ここで言うヨーロッパの白痴教育情報とは、セガン (Edouard Onesimus Seguin, 米国移住後は Edward Seguin 1812-1880) が開発した「生理学的教育法」の成功を指す。セガンは、1837年からの数年間にパリの精神病院で白痴児の指導実験を行った。米国では、早くも1844年には精神障害専門誌 *American Journal of Insanity* で、セガンの業績が伝えられている。1847年にはサムナーが、マサチューセッツ州の白痴学校設立に寄与すべくパリの白痴教育を観察し、ハウにその詳細を書き送った (*Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth* AR28 [1878] 60-72)。学校設立後には、同校教師リチャーズが、生理学的教育法をじかに学ぶためにパリに派遣されている。また、ニューヨーク州立白痴学校の初代校長となるウィルバーは、セガンの報告に感激して、すべての著作を注文し、セガンの方法に基づいた教育をマサチューセッツ州の自宅で試みはじめていた (清水, 1983; Tyor & Bell, 1984; 中村, 1989などを参照)。セガンは、米国における白痴学校の設立と時を同じくして、1848年、フランスから米国へ移住し、各州白痴学校の設立と実践の基礎づくりに関与した。

³ 1848年7月 (ハウのマサチューセッツ州立白痴実験学校が開始される10月よりも3か月早く) に、マサチューセッツ州ベアリーのウィルバーの自宅で開かれた白痴学校を指す。

⁴ マサチューセッツ校は法人立の学校であるが、主財源を州の予算で賄っており、財政的には州立校である (中村 [1989] 241-142)。

ッツ州立ウスター精神病者施設長のサミュエル B. ウッドワード (Samuel Bayard Woodward 1787-1850) の奨めで白痴者問題に取り組むことになるが、従来の議論の中で曖昧であった対象を児童に焦点化した点で、彼の功績は大きい。

1846 年、マサチューセッツ州下院議会、「白痴の実態と数及び救済の可能性を調査する委員の設置の是非を検討する」バイントン (Horatio Byington) 委員会報告に添付されたバイントン宛の書簡の中で、ハウは、州内のあらゆる子どもは、公費で教育を受ける権利を有しているにもかかわらず、無力な白痴児を放置する事は州の責務への背信であると訴えた (津曲 [1981] 72-73; 中村 [1989] 226)。ハウは白痴児を公教育の対象として位置づけたわけである。

また、彼は「公的救済を受けている 385 名の白痴者の内、数人だけが非生産的の仕事についているのみである。」しかし、教育をすれば「大多数の白痴者は単純な手仕事ができるようになり、労働を愛し、完全に、あるいは部分的に自立できる。」と、低次元の問題であるとしながらも経済性をも主張した (中村 [1989] 227)。

バイントン委員会の報告を受けて、同 1846 年ハウを委員長とする白痴者実態調査委員会が設置された。上述の主張を実証し、学校創設の活動に取り組む仕事が、この委員会の課題となる。

ハウ委員会は詳細な実態調査を 2 年にわたり実施し、1848 年 2 月に最終報告を州上院議会に提出した。この中でハウは、実際に訪問調査した 574 人の白痴者の実態を示し、それを根拠にした白痴児教育論を展開した。

まず、白痴を「身体組織の障害のために、同年齢の人が可能な程に自己指南と知識の獲得ができず、能力と情緒が未発達なままとどまっている状態」と定義した (Howe [1848] 20; 津曲 [1981] 79-80; 中村 [1989] 233)。彼は、

この定義に基づいて、白痴的な状態の精神病者を痴呆として区別し、生来性の白痴者を420人とした。そして、この420人の先天白痴者について、25歳未満では9割のものが教育により改善可能であること、貧困家庭に多く見られることを指摘した(Howe [1848] 22-23; 津曲 [1981] 78; 中村 [1989] 233-234)。

ハウは、このマサチューセッツ州の実態調査とヨーロッパにおける白痴者教育の実践から、白痴者の教育可能性が実証されたとして、教育の機会均等の保障に対する州の義務、地域の道徳性の向上、経済効率の3点を理由に白痴学校の設立を提案した(Howe [1848] 51-54; 津曲 [1981] 80)。この提案を受けて、公費による白痴学校が認可され、1848年10月に実験学校⁵として開校、1850年には正式な学校⁶(以下マサチューセッツ校)となった。

その後、ハウの援助により、ニューヨーク州立白痴学校⁷(以下ニューヨーク校)の1851年の開校をはじめとして、ペンシルベニア州⁸(1854)(以下ペンシルベニア校)、オハイオ州⁹(1857)、コネチカット州¹⁰(1858)、ケンタッキー州¹¹(1860)、イリノイ州¹²(1868)などと各州で白痴学校が設立される(津曲 [1981] 87-112; Tyor & Bell, 1984)。

ハウの「白痴学校を公立学校の最後の環とする」制度的な位置づけが、白痴児の公立(的)専門施設処遇を実現させたといえる(津曲, 1981; 中村, 1989)。

⁵ 名称は、Experimental School for Teaching and Training Idiotic Children とされた。

⁶ 名称は Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth とされた。その後、成人と重度精神薄弱者の受け入れが正式に規定され、1883年には Massachusetts School for the Feeble-Minded と改称される。

⁷ New York State Asylum for the Idiots

⁸ Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children

⁹ Ohio Asylum for the Education of Idiotic and Imbecile Youth

¹⁰ Connecticut School for Imbeciles

¹¹ Kentucky Institution for the Education and Training of Feeble-Minded Children

¹² Illinois Asylum for Feeble-Minded Children

2. 初期白痴学校の入学者の実態と教育による改善の状況

(1) 白痴学校の入学規定と実際の入学者の相違

白痴学校は、貧困白痴児を主対象とする教育施設であると同時に彼らの救済のための慈善施設でもあった。白痴学校が他の救貧機関と一線を画す点は、教育により白痴児をある程度社会に有用な状態にまで進歩させるということであった。これが、白痴学校の必要性が認められ、白痴学校に州からの補助金が割り当てられる大きな理由の一つであった。先に述べたように、ハウが低次元の問題とした経済効用の観点が、学校側から見ても重要な問題となる。

このために、白痴学校には、教育成果を示し続けていく必要があった。教育による改善が顕著に見られるのは如何なる白痴児であるのか。精神病者の治癒可能性の議論で見られた「発病後間もないケース」と同様、生来性の白痴児の場合は、なるべく幼少のうちに入学することが望ましいことであると考えられた¹³。

マサチューセッツ校の入学条件 (Table2-1) は、最適年齢 6~12 歳、除外対象として癲癇、水頭症、麻痺、狂気が挙げられ、1カ月の試験入学期間が設けられた。この試験入学によって、教育成果の上がらない生徒を見極め排除した。また、受け入れ対象は、公的救済を受けている白痴児か貧困家庭の白痴児であったが、不足がちな財政を補うために私費生も受け入れた (津曲 [1981] 120-121)。

¹³ 「白痴は放置されたままでいると、急速に墮落する。10歳で、5歳の頃の能力ほども示さなくなることがしばしばで、20歳になるまでに、ほとんど希望のない状態に陥ってしまう。一方、幼少時に辛抱強く適切な教育が与えられるなら悲惨な状態から間違いなく救われるだろう。」 (Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-minded youth AR1 [1854] 5-6; 清水 [1974] 124-125) と考えられていた。

こうした教育対象児の規定要件は、当時の白痴学校（ペンシルベニア校を除く¹⁴）でも、大体、共通しており、①学齢期の、②通常教育では効果の上がない児で、③てんかん、精神病、重複障害を持たない、④救貧対象者が、入学対象者とされた。（津曲 [1981] 119-122；中村 [1989] 244-248）

しかしながら、実際に入学した白痴児の実態は学校が想定するようにはいかなかった。マサチューセッツ校の実験校期最終年に入学した 28 名の内、4 名はきちんと座ることができず、7 名は肢体不自由で、6 名は発作持ち、平均年齢は 12 歳で、入学最適年齢を超えた 13～20 歳の者が 12 名であった（中村 [1989] 240-241）。他の白痴学校でもこうした入学者の実態は同様であり、白痴学校の在籍者といえ、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などの障害を合わせ持ち、その上に、異食、不潔、粗暴等の問題行動を持つ者が大部分であった（津曲 [1981] 121-123¹⁵）。

タウンやカウンティが白痴学校に期待したのは、こうした重度の白痴児や年長白痴者の収容保護であった。救貧行政側と白痴学校側では、白痴学校の必要性についての認識にズレが生じていた。

¹⁴ ペンシルベニア校では、不適格者の規定がなく、まずは受け入れて指導を試行してみるという形がとられた（中村 [1989] 248-251）。

¹⁵ 津曲 (1981) はニューヨーク校 (1857 年) とペンシルベニア校 (1870) の在籍児の状況を整理している。

Table2-1. マサチューセッツ校の入学規定(1851)

対象	通常学校教育で効果が上がらない者
入学最適年齢	6～12歳
不適格者(入学除外者)	てんかん, 精神病, 水頭症, マヒ者
試験入学期間(試行観察期間)	1ヵ月間
州費生(救貧対象者)の手続き	州知事の証明, 自治体の貧民監督官の証明, 医師の診断書(精神病ではないことと通常教育で効果が上がらないことの証明)
州費生(救貧対象者)の家庭あるいは自治体負担	衣服, 靴
私費生の費用	障害の程度, 処遇の度合いによる
正式入学の決定	校長(要理事会の承認)

出典：津曲[1981]119；Massachusetts School for the Feeble-minded AR, 1851をもとに作成。

(2) 白痴学校の教育目的・目標と教育予後の見通し

白痴学校の成立・普及に大きな影響のあったマサチューセッツ校のハウ、ニューヨーク校のウィルバー、そして、その二人に影響を与えたセガンの白痴の定義と教育目的・予後の見通しを、Table2-2にまとめた。

白痴学校は、人道主義の理念、教育の機会均等論、経済効用論の3つの教育理念のもと、白痴児にも、人間として生来備わっている基本的属性(理性、知性、感情、意志、能力)を生理学的教育法で発達させることを目的として成立した。3者の定義、教育の意義に共通するように、大脳や神経系の障害

によって人間としての基本属性が未発達な状態にある白痴児に、適切な方法によって、これらの基本属性を発達させ、人間としての存在に高めることが、この教育の狙いとされたのである。具体的には、「従順、清潔、勤勉」が、教育目標とされた（津曲 [1981] 144）。

しかし、教育予後の見通しを見れば分かるように、教育の到達目標という点では、様々であった（Table2-2）。ハウは、「適切な訓練を施せば、衣食住を喜んで提供してくれる立派な人々のもとで労働に従事し、生活の糧を得ることができるだろう」としており、自己指南は難しいため、保護のもとで自活が可能であると考えている。これに対してウィルバーやセガンは、軽度の白痴児であれば、通常学校へ進学し有用な市民になることができるとしている。ウィルバーは、①コモンスクールに入学できる者、②サポート付きで自活できる者、③教育それ自体が目的の者の大きく3段階に教育予後、あるいは、到達目標を想定していたといえる¹⁶。

Table2-2 のハウやウィルバー、セガンの白痴の定義と教育予後や、Table2-3 の実験学校の成果の記述などからもわかるように、もともと、当時の白痴の分類基準や白痴教育の予後の見通し（教育を実施する場合には具体的達成指標となるもの）は、日常生活や社会生活の観点からの演繹的推理によるものであった。歩く・座るなどの日常生活動作がままならず、発話等にも乏しい者は低度の白痴（重度）であり、衣服の着脱や食事などが一人でできなければ中程度の白痴（中度）であり、こういった身辺自立はある程度できても、学校（コモンスクール）で障害のない同級生と同等の学習ができなければ高度の白痴あるいは精神薄弱、遅進（軽度級・境界線級）であった。

¹⁶ ハウは、ウィルバーやセガンのような見通しと期待が広がることに否定的であった（Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR [1851] 104）。しかし、学校の成立が支持されたのは、甘い見通しと期待からであった。

特に、いわゆる軽度の白痴（境界線級）の判断は、社会的・経済的状况に左右されるものであった(Tyor & Bell [1984] 26-27)。

ハウやウィルバーの中度以下の者への予後の見通しは、保護のもとでの自活であるが、1848年のハウの実態調査やそれ以前の白痴者処遇の議論から明らかかなように、白痴学校の初期の時点では、予後、すなわち卒業後の白痴児を支える環境や仕組みはなかったため、保護のもとでの自活（部分的自立）は、実際には実現困難なものであったと考えられる。職を得ての社会的・経済的自立も、コミュニティに職と住まいの受け入れ先がなければ実現は難しいものである。

Table2-2. 初期白痴学校関係者の白痴の定義と教育予後の見通し

	S. G. Howe	H. B. Wilbur	E. Seguin
定義	<p>白痴とは、身体組織の何らかの病的な原因により、身体組織の機能や感情が眠ったまま、あるいは発達不全となっている人間の状態であり、その結果として、白痴者は自己指南が不可能で同年齢の他の者たちが通常有している知識段階に到達できないでいる (Howe [1848] 20)。</p>	<p>知性・感受性・意志という人間の特性が、まったく欠けてしまっているのではなく、眠っているか、未発達のままの状態にある (New York Asylum for Idiots AR [1852] 15-16)。</p>	<p>白痴状態は、神経システムの異常であり、児童の器官や能力が、正常な意志の統制から切り離され、子どもは自由に本能に従い、道德の盛世界から切り離される。白痴児は、何も知らないし、何も考えないし、何に対しても意志を働かせない、何もしない (Seguin [1866] 39-40)。 ※ 1866年に、頭蓋一脊髓軸の特殊な欠陥であり胎内及び生後1か月以内の栄養不良が原因と、原因に関する記述が追加されている。</p>
教育の意義や目的	<p>訓練の無い状態では、州の物質的繁栄の重荷。禍のためとならないためには多くの監視が必要で、勤勉で価値ある人の時間を奪ってしまう。 多くの町はよだれを垂らした白痴を援助するために税金をはらっている。訓練を施せば、白痴は、生活の糧を得ることができる (Howe [1848] 51-52)。 ※①ケアを与える人の生産性が奪われないようにする。 ※②白痴の生産性をあげる。</p>	<p>眠っている能力を最大限発達させ、実用可能になるまで高め、それらの目覚めた能力を覚醒し鍛錬された意志のコントロールのもとで、有用に用いることができるようにする。まったく欠けてしまっている能力を作り出したり付与したりすることではない。あらゆる程度の白痴児を同じ発達基準や訓練に当てはめるわけではない (New York Asylum for Idiots [1852] 15-16)。</p>	<p>生理学的教育法によって、大部分の白痴とそれに類する子どもたちは、ほとんど完全に彼らの障害から救済される (relived) (Seguin [1866] 81)。生理学的方法と教具によって、子どもたちの活動的な能力、知覚能力、反射能力、自発的能力の発達を図る (Seguin [1866] 81)。白痴児の社会化を目指す (Seguin [1866] 148)。疎外されている子どもたちを何とかしてうまく扱って社会に入れようとする仕事である (Seguin [1866] 245)。</p>

予 後 像	<p>適切な訓練を施せば、衣食住を喜んで提供してくれる立派な人々のもとで労働に従事し、生活の糧を得ることができるだろう (Howe [1848] 51-52)。 ※自己指南は難しいがサポート付きで自活はできる。</p>		<p>白痴全員に、社会的・道徳的生活のあらゆる面で立派にふるまえることを期待するものではない。 ※程度により改善の度合いは様々。 ※コモンスクールに入学できる者、サポート付きで自活できる者、教育それ自体が目的の者。 (New York Asylum for Idiots [1852] 17-21)</p>	<p>社会化は、「彼らの限られた能力の範囲でいろいろな程度」(Seguin [1866] 245)。普通の若い女性・男性そんな色ない程度に近づいている者(25～30%)、親切な監督(friendly control)のもと、普通に人生を送ることができ、道徳的、社会的抽象概念を理解でき、3分の2人前の仕事をこなす者(40%以上)、社会的道徳的規律に従うよう教えられ、秩序正しく、正しい心持で、3分の1人前くらいの仕事をこなす者(30%以上)。より幸せに、健康になれなかったものは100人に1人もいない(Seguin [1866] 74-75)。</p>
白 痴 の 分 類	知 的 白 痴	<p>知的機能の全部あるいは一部が、休眠中か発達不全であるがために、イメージを通常の精度で、知覚し、比較し、理解することができない</p> <p>①ばか者(simpleton)：最高機能程度の白痴。神経一筋肉システムの調和(一致)は、ほぼ完全であり、したがって、移動能力と動物的な行動(肉体的な活動：animal action)の能力は正常である。知覚的機能と情緒的機能は相当に活発であり、自らの簡単な行動を律するに十分な理性を持っている。しかしながら社会的関係を保つには不十分な理性である (Howe [1848] 61)。</p>	<p>①疑似白痴(simulative idiocy)：発達が単に遅れているだけであって、「人が通常負う義務や楽しみ」を享受しうる者 (New York Asylum for Idiots [1852] 18-21)</p> <p>②高い程度の白痴(higher-grade idiocy)：「市民としての有用性と社会的幸福を享受でき」、最終的にはコモンスクールに入学しうる者(New York Asylum for Idiots [1852] 18-21)</p>	<p>遅進児(simply backward)・精神薄弱児(feble-minded child)：白痴児に比して、活動に障害があるということはない。両手も少しも効率的ではないが、自然に使っているし、歩き方にも節度や柔軟性はあまりないが、欠陥はない。感覚的にも異常はないが、自らの不活発な理解力を促すために間隔を利用することがあまりない。 白痴児が何らの発達も無いように見えるのに対して、健常児の発達を10とすると1～5の発達の程度を示す(Seguin [1866] 66)。</p>

		<p>(Howe, 1848, 20)。</p>	<p>②愚人(fool)：中程度の白痴。不完全ではあるが意図的動作が可能ほどに大脳と神経システムが発達している。したがって、移動能力と動物的な行動(肉体的な活動)は相当に可能である。情緒的機能と知的機能は不完全な発達であるが、理性のかすかな光と、はなはだ不完全な話し言葉を有する(Howe [1848] 61)。</p>	<p>③低い程度の白痴(lower-grade idiocy)：「生活習慣を整え、いっそう従順になりうる者であり、上記2者よりも多くの世話を必要とし、単純な作業や仕事を指導することで、家庭内あるいは成人白痴者のための公的な労働施設で思慮深い監督の下で自活が可能となりうる」者(New York Asylum for Idiots [1852] 18-21)</p>	<p>白痴(idiot)：外見的にも発達停止を示す。白痴児はまっすぐな動きができないし、両手を使うこともできない。歩行時には体が揺れるし、感覚的にも無能力の状態を示す(Seguín [1866] 66)。</p>
			<p>③白痴(idiot)：最低機能程度の白痴。人間の姿をした肉と骨の塊の単なる生物体であり、脳と神経システムは意図的動作の命令を出すことができない(筋肉の随意運動に何らの命令も発せない)。したがって、移動能力はない。話し言葉もなく、知的あるいは情緒的機能のいかなる発現も見られない(Howe [1848] 61)。</p>	<p>④不治不能の白痴者(incurables)：教育それ自体が単に目標となるにすぎない者(New York Asylum for Idiots [1852] 18-21)</p>	

<p>道 徳 的 白 痴</p>	<p>情操(セチメント)、良心、信仰心、隣人愛、美意識、嗜好に関する状態が、休眠中か発達不全のために、同年齢の他の者が通常するような程度に、自らを律することができない。知的機能は、まったく活発な状態にあるにもかかわらず、このような状態の者が明らかにしばしば存在する。この報告では、この道徳的白痴は取り扱わないが、触れないわけにはいかない。この種の白痴は、救貧院よりも監獄で目にするだろう。道徳的機能をつかさどる身体組織の部分にもともと欠陥のある者たちであろうとのことである(Howe [1848] 20-21)。</p>		<p>痴愚(imbecile)：痴愚は、その発達が停止する前に、物事や人物についての経験を得ており、本能的感情と社会的感情の両方を得ている。痴愚は、頑固で生半可な知識を持ち、不道德な働きかけに応じやすく、自己中心的。威張り、うそつき、残忍、ずる賢く、嫉妬深く盗みや放火をする。道徳的欠陥者で明日の犯罪者(Seguin [1866] 69-70)。</p>
----------------------------------	--	--	---

註：出典は表内の各所に明示した。

(3) 入学者の実態と改善の状況

マサチューセッツ校は 1848 年 10 月の実験学校としての開校から 3 年間で 28 名の白痴児を実験教育の対象とした。実験学校対象児に関する州の規定が、公的救済を受けている白痴児または貧困家庭の白痴児 10 名に対して、州財政から年額 2,500 ドルを上限に支出するというものであったことから、各行政区の救貧院から送られてくる子どもが対象となったため、実質的には対象の選抜は困難であった（津曲 [1981] 117；清水 [1982] 134-135, 140）。

実験教育の対象となった 28 名は、平均年齢 12 歳（6 歳～20 歳）で、うち 12 名は 13 歳以上であった。Table2-3 に、28 名の教育の成果をまとめた。①運動・動作の入学時の状況とその後の改善状況についてみると、28 名中 11 名（座位・歩行困難 4 名、室内での歩行は可能 7 名）が肢体不自由の状態を伴っており、このうち 5 名に改善が見られた。②生活習慣で特に不潔・不衛生の者が 28 名中 17 名で、このうち 13 名が、清潔の習慣が身についた。③衣服の着脱は、28 名中 22 名が一人でできない状態であったが、1 年以上在学した 12 名に改善が見られ、うち 8 名は衣服の着脱に関しては完全自立となった。④話し言葉では、話し言葉無か 2, 3 単語のみが 28 名中 17 名で、このうち改善は 6 名、一語文を話す者が 4 名で、このうち文を作ることができるようになったものが 2 名、簡単な文を話せる者が 5 名で、このうち話し言葉で大いに改善した者は 4 名であった。⑤書き言葉では、28 名中 24 名は文字を知らず、4 名が文字を知っている状態であったが、自分の名前を文字でわかるようになり、短文を書けるようになった者 8 名、物語を読めるようになったもの 4 名であった。

改善無や退学の数でみると、肢体不自由があり、話し言葉もないような障害の状態が重度の者は、改善が難しく、退学になるものも多かったことがわかる。教育の成果としての改善は、確かに見られたものの、身辺自立や運

動動作の改善が到達した成果であり，ニューヨーク校のウィルバーの言う教育それ自体が目的という到達目標の段階であるとも言えよう。

教育の結果から，目標としての自立した社会生活は縮小していき，習慣の改善と限定的な自活が目標となっていく（Table2-4）。退学した生徒の家庭・地域でのケアの困難さが主張され，白痴学校自らが，その教育後の成人・重度者の収容保護施設の設置の必要性を認め，記述するようになるのである。

Table2-3. マサチューセッツ校実験教育3年間(1848-1851)の成果

入学時の状態	人数	総人数 (28名) に占める%	改善の状態	人数	同一状 況児の 改善%	非改善	人数	同一状 況児に おける 非改善 児%
座位不能・四肢使用不能・食事の自立なし	4	14.3	机・テーブルにつける。 壁につかまり立ちして 少し歩ける。	2 内1	50.0	退学	2	50.0
四肢使用不完全・部屋 の中の歩行可能も弱々 しい・身辺自立無	7	25.0	大いに改善	3	42.9	退学	3	57.1
						在学 改善無	1	
習慣的に不潔	17	60.7	習慣的に清潔になり、 清潔であることを望む	13	76.5	在学 改善無	4	23.5
衣服の着脱ができない	22	78.6	1年以上在学で改善 衣服の着脱の完全自立	12 内8	54.5	退学	10	45.5
食事の自立無	21	75.0	1年以上在学で改善	10	47.6	退学	10	52.4
						在学 改善無	1	
口がきけないか、感嘆 詞的に2・3語を単体 で使うのみ	17	60.7	多少意味のある単語を 使う。 意味のある単語を使い そう	4 2	35.3	退学	7	64.7
						在学 改善無	4	
一語文を使う	4	14.3	単語で文を作れる。 多少改善	2 1	75.0	退学	1	25.0
簡単な文を作り、使える	5	17.9	話し言葉で大いに改善	4	80.0	退学	1	20.0
文字を知らない	24	85.7	自分の名前の文字を知り、 短文を作れる。 簡単な物語を読める。	8	57.1	退学	12	42.9
文字を知っている	4	14.3		4				

出典：Third and Final Report on the Experimental School for Teaching and Training Idiotic Children [1852]をもとに作成。

Table2-4. 白痴学校の年次報告に見る教育予後の見通しの変化

州・学校	社会的自立に対する見通しの記述
1848年 マサチューセッツ ※この年に実験学校設立	25歳以下の9割改善可能 喜んで住まわせ衣服を買い与える賢明な人の保護の下、生計を立てる。 【自立は困難、自活は可能】
1850年 マサチューセッツ	通常人と比して責任ある道徳的行為の主体とはならない。 生涯小児としてとどまる。 【自立は困難、責任能力の限定】
1851年 ニューヨーク ※1850年設立	全ての者が自己指南可能、職業を学び、農業に従事、習慣を確立し安楽に生活、厄介者でなくなる。 能力の低い者は家族の保護か成人知的障害者のための公立職業施設の中で単純な仕事に就くように教育される。 【大部分の者は自立可能】【重度者は自立困難・就労可能】
1853年 ペンシルベニア ※この年に設立	礼儀正しく尊敬できる人として実社会へ戻る。 【社会復帰可能】
1854年 ニューヨーク	12歳ないし15歳以下なら改善・職業従事が可能。 【教育可能年齢の限定】
1855年 ニューヨーク マサチューセッツ	教育後は親元へ戻す。 教育可能年齢の限定と身体・習慣の改善を強調。 【教育目標の修正：身辺自立】【就労・自活見通しの縮小】
1856年 マサチューセッツ	生徒を知的で自己指南力のある人間に変えることは不可能。 退学した生徒の家庭でのケアは困難。 【自立の否定】【家庭への復帰の否定】
1857年 ニューヨーク	年長者（女子）に作業導入、実質的成人処遇の開始。男子は1859年から。 【成人収容保護機能の追加】
1858年 マサチューセッツ	白痴者は終生白痴で、常に他者へ依存、生産的にはならない。 【自立・自活の否定】
1859～63年 ペンシルベニア	収容保護・作業部門設置対応 【重度児者・成人収容保護施設への転換】

出典：Howe(1848)；Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth(1850-1860) Annual Report；New York State Asylum for the Idiots(1852-1860) Annual Report；Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children (1854-1863) Annual Report をもとに作成。

3. 白痴者の生活問題から見た「保護・監督を前提とした教育」の限界

白痴学校は、その教育によって白痴者も有用な社会の一員となりうるか、あるいは、少なくとも負担にはならない存在になりうるという期待の下に成立したが、しかし、学校の推進者たちは、学校卒業後の白痴者について、必ずしも好ましい見通しを持っていたわけではなかった。

ハウは、早くも 1848 年の白痴実態調査最終報告の中で、「・・・白痴は適切に訓練されれば、喜んで彼を住ませ衣服を買い与える賢明な人の保護の下、自分自身の生計をたてることができるであろう」(Howe [1848] 51-52)と記述し、教育後も何らかの保護・援助が必要であることを認識していた。また、ウィルバーも 1852 年のニューヨーク校年報の中で、「・・・低級の白痴者は、家族の適切な保護の下か、良い状態で運営される成人白痴者のための公立職業施設 (public industrial institution for adult idiots) の中で、自己指南し、単純な仕事に就くことができるように教育される。また、不治者には教育それ自体が目標になる。」(New York State Asylum for the Idiots [1852] 18-21)と記述し、保護的環境の中での労働と生活を示唆した。学校卒業後も、白痴者には継続して援助が必要であることが認識されていたのである。つまり、白痴学校の教育は、卒業後の保護・監督を前提とした教育であったと言える。

ハウの主張は、救貧体制が地域における居宅救護から院内救護(施設収容)の方向に転換した時代にあっては時代に逆行するとも言えるものである。ウィルバーの主張にしても白痴学校成立時点ではそのような専門施設は存在していなかった。

当初からハウやウィルバーが見通していた白痴児の教育予後からすると、

白痴学校の設立は、それだけでは、教育予後の卒業生の生活問題を十分に解決するものではなかったし、成人を含め教育の対象外とされた白痴者の処遇改善にもつながりそうにはなかった。

第3節 対象の拡大と年齢・障害に応じた施設内分類処遇の展開

1. 救貧機関からの入所需要と生涯保護施設への展開

(1) 白痴学校生徒の入退所状況と収容保護施設化の特徴

19世紀末の白痴学校の収容保護施設化は、在学者の多人数化、年長化、障害の重度化によって特徴づけられる（津曲，1981）。第2節で述べたように、もともと、白痴学校開設当初から、学校が理想とした年齢を超えた年長者や重複障害のある重度者が、入学者として、救貧機関より送られてきていた。

ここでは、比較的早くに、収容保護施設の方向を打ち出したペンシルベニア校と最後まで学校であることを堅持しようとしたマサチューセッツ校の入退所者数を見てみたい。

Table2-5には、ペンシルベニア校の入退所者の人数を示した。新規入所者数が、その年の退所者数を大きく上回っている年も多くみられ、在籍者数が増え続けている。

退所者には改善して退所する者、すなわち卒業と称しても適当な者と、改善しないまま退所、すなわち退学と称するべき者とがいることがわかる。改善者のうちには、通常学校（コモンスクール）への進学か就職による卒業生も見られるが、その数は多くはなかった。

Fig.2-1には、退所者に占める改善者、進学・就職者の割合の変化を示した。改善して退所する卒業生の割合は60%から90%の範囲で年によって上下していた。進学・就職者は、0人の年もあるが、退所者のおおよそ5%~40%の範囲で上下していた。開校当初から1870年代末までで、変化の傾向に大きな特徴は見られなかった。Fig.2-3には、在籍者総数の推移と退所者総数の推移を示した。在籍者の増加に伴い、相対的に退所者の割合が下がっていく様子がわかる。

白痴学校は、改善・非改善にかかわらず退所させることの難しい入学者の入所需要に直面し続けていたのである。

Table2-5. ペンシルベニア校の在籍者数及び入退所者数(1854-1877)

年度	1854	1855	1856	1857	1858	1859	1860	1861	1862	1863	1864	1865
前年度末在籍者数	9	20	18	33	35	47	56	87		124	137	141
新規入所者数	16	16	20	17	21	27	56	39		36	32	30
再入所者数												
在籍者総数	25	36	38	50	56	74	112	126		160	169	171
退所者総数	5※	9	5	15	9	17	25	20		11	22	17
内改善者数	1	7	3	11	5	16	21	16		8	15	13
改善者内、進学・就職者数	1	4					5	5		4	5	5
内非改善者数	3	2	2	4	4	1	4	4		3	7	4
内死亡者数		1				1				5	6	2
※退所者1名は保護者の都合												
年度	1866	1867	1868	1869	1870	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877
前年度末在籍者数	152	158	165	180	171	185	185	197	222	219	221	233
新規入所者数	40	38	51	35	44	46	40	45	34	20	37	48
再入所者数							7	7	4	7	8	3
在籍者総数	192	196	216	215	215	231	232	249	260	246	266	284
退所者総数	30	27	31	44	29	46	35	27	41	25	33	38
内改善者数	24	21	26	34	25	39	27	19	29	16	22	
改善者内、進学・就職者数	8	2	4	3	2	5	7	6	2	3	1	
内非改善者数	6	6	5	10	4	7	5	6	5	3	5	
内死亡者数	4	4	5	2	1	8	3	2	7	6	6	

出典：Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children AR [1855-1878] をもとに作成。

註：1862年はデータ無。

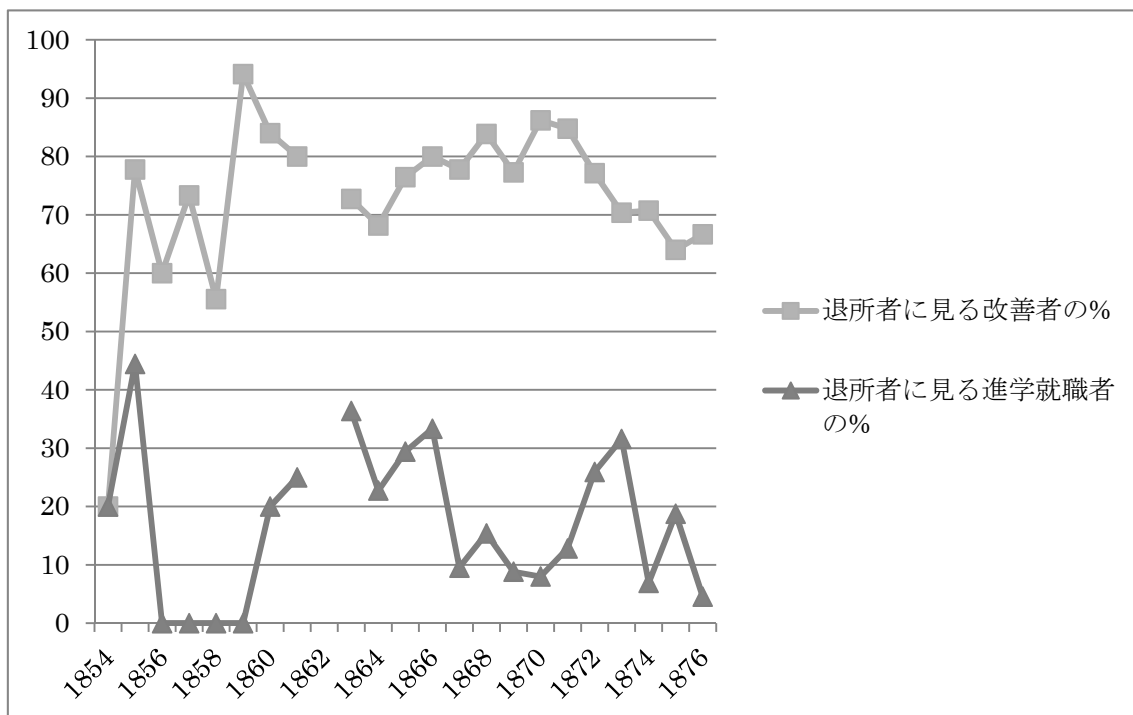


Fig. 2-1. ペンシルベニア校の改善者及び進学・就職者の割合 (1854-1876)

出典：Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children AR [1855-1878] をもとに作成.

註：1862年はデータ無.

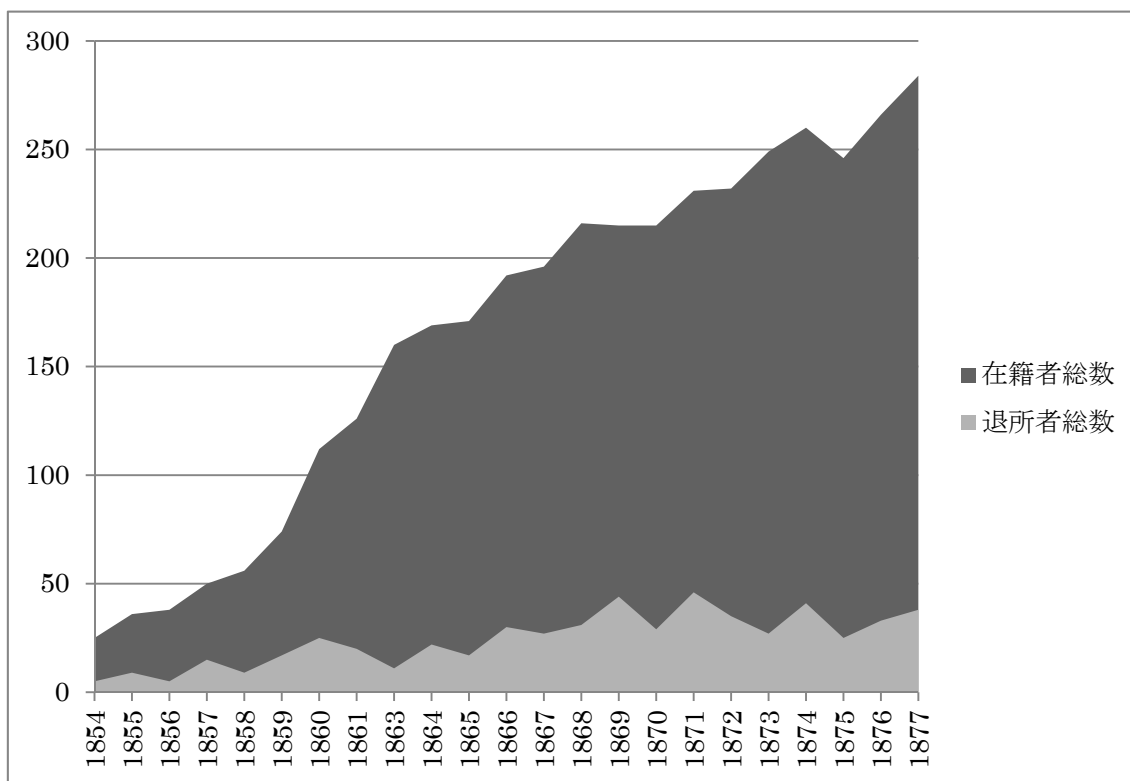


Fig. 2-2. ペンシルベニア校における在籍者と退所者の人数の変化 (1854-1877)

出典：Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children AR [1855-1878] をもとに作成.

註：1862年はデータ無.

このようにして、退所者を上回る入所者の受け入れによって、学校の生徒の多人数化が生じた。受け入れた生徒の出所先がなく、結果として、生徒集団における年長化と障害の重度化が進んでいくのである。

一方、ハウの学校の規模や学校機能の堅持にこだわった学校運営のため、1880年代まで大規模施設化を免れていたマサチューセッツ校では、Fig. 2-3に示したように、常時退所者を上回る入所需要があったものと思われるが、

退所者を上回る入所者を毎年受け入れつつも、時折、入所者を上回る退所者を大量退所にし、在席生徒総数を調整していたことがうかがえる。しかし、それでも、在席者数は増加し、学校の規模を大きくせざるを得なくなるのである。

このように、もともと存在していた救貧関係者からの精神薄弱者専門処遇への要求が象徴的に表れたものが、在学者の多人数化、年長化、障害の重度化という学校の収容保護施設化の特徴であった。

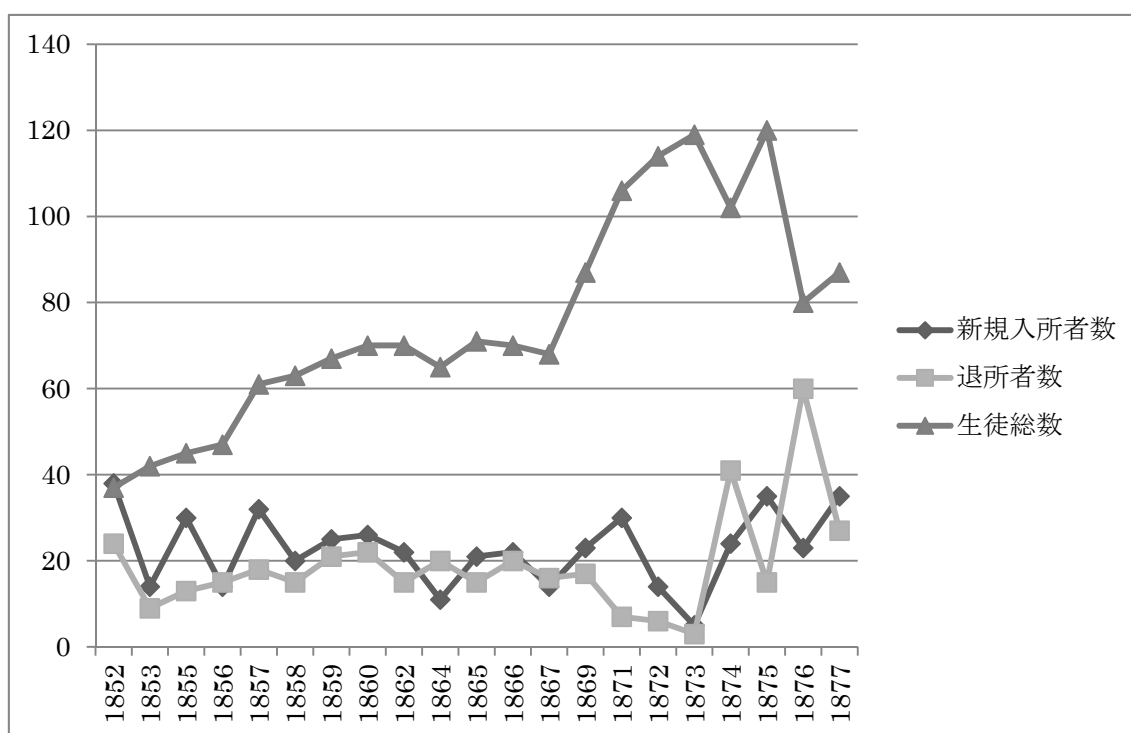


Fig. 2-3 マサチューセッツ校における新規入所者数・退所者数・在席生徒総数の推移

出典：Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR (1850-1878) をもとに作成。

註：1854年、1861年、1868年、1870年はデータ無。

(2) 生徒集団の分類と部門制による総合施設の展開

白痴学校は、直面する救貧関係者からの需要にこたえるために、どのような議論や対応をしたのであろうか。これまでの研究で、マサチューセッツ校のハウは白痴者の「地域分散論」を主張し、小規模学校の維持に努めたこと、ニューヨーク校は、ウィルバーやセガンの想定に近く、別の州立成人施設や重度者施設を設置して、ニューヨーク校の学校としての位置づけを保持しようとしたこと、ペンシルベニア校やオハイオ校は比較的早くに大規模保護収容施設化の方向へ舵を切ったことなどが明らかにされている（津曲，1981；Tyor & Bell, 1984；中村，1989；Trent, 1994）。

しかしながら、ここで重要なことは、白痴学校の児童生徒の中に、①学校で教育・訓練を受けて改善してもコミュニティ（出身地域）での就労が実現しないか、あるいは、家族とともに生活することができない白痴者（学齢超過児・成人）と、②障害が重度で、恒久的な収容保護が必要なケースの白痴者という2つの社会的経済的に自立することができないケースの存在とそれへの対応をすべての白痴学校が検討するに至るということである。

成人白痴者の保護と適切なケアの必要性が「有る」ことを大前提に、その保護とケアの提供方法が議論されるのである。障害が重度で教育による明確な改善が見られないと考えられる白痴児者の保護とケアの提供も、提供の是非ではなく、提供の方法が議論されるのである。

1) マサチューセッツ校の学校・授産2部門による総合施設化

ハウは、1857年、ペンシルベニア校の定礎式でスピーチを行い、①白痴は実質的な生産人には成り得ず、生涯白痴者のままであること、②できうる教育の努力をすべて行ったとしても「真の白痴」から理性のある自律・自立的な人間を作り出すことはできないこと、③白痴者の欠陥に伴う野蛮さへの退化を阻止し、初歩的な真理を教えることはできること、④白痴者の動物のよ

うな行動を減らすために、道徳的・社会的能力を引出し、高めうるかもしれないこと、を述べた (Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children AR [1858] 43)。

Trent(1994)は、これを評して、ハウは1848年の主張を撤回し、目標を変化させたとしている(Trent [1994] 30-31)。すなわち、生産人・自立した社会の一員にすることが教育の目標ではなく、教育することそのものが目標になったということである。Trent (1994)は、ハウは、教育そのものを目標することで収容保護施設化に警鐘を鳴らした、と解釈している(Trent [1994] 31)。しかしながら、教育目標の矮小化ないしは、引下げは、そのまま、精神薄弱者施設における学校機能の価値の相対的な低下を生じさせることが危惧される¹⁷。

ハウは、コミュニティで職を得られず、家庭や隣人の受け入れがない白痴者は、住まいと仕事をコミュニティ外に求めることになることを認め、重度の白痴で教育というよりも保護・養護が必要な白痴児も、白痴児にとって最良の環境である白痴学校にその居場所が求められることも理解していた。実際に、マサチューセッツ校でも学校内での作業の導入は早くから実施されていた。1857年には、訓練の進んだ年長者が、寄宿舎のベッドメイキングや皿洗いなどの家事業務、材木の伐採など戸外での労働、洗濯や着替えの手伝いなど年少児の世話を実施するようになっていた(Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR [1857] 14)。1858年の報告では、大部分の女子生徒に、裁縫や編み物、手芸を指導してきていること、またそのうちの一部の女生徒には、家事を指導していることが記されている

¹⁷ 余談ではあるが、児童生徒の障害の重度・重複化に対応した目標基準の下方修正や矮小化は、我が国の養護学校義務制実施以降にもみられた。職業的自立・経済的自立を目標に掲げていた養護学校は、身辺自立を具体的目標とし、学校の教育目標も「社会的自立の能力をつける」から「社会的自立のた

(Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR [1858] 21)。翌 1859 年の年報では、「労働部門は、まだ完全にシステムが整っていない。」(Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR [1859] 17)との記述がみられ、学齢を超えて在籍している年長者のための授産部門を内部的に整えていることがわかる。年長男子は手工業としてマットレス作成に従事した他、土木作業のチームも作られていた。年長女子は裁縫、編み物、家事業務(家政婦業務)、その他、可能な生計の手段が指導された。

もっとも、このような作業の導入は、学校卒業後の雇用就労の手段として、将来の有用性の観点から実施されているとの一文も見られるが(Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR [1858] 21)、これらの作業が年長者に課されていることから、本来はコミュニティで見出されるべき労働の機会を、やむを得ず学校内に見出したものとも理解される。

ハウは、1850 年にも示した白痴者のコミュニティへの分散処遇論を 1875 年にも主張する。彼は、「大勢の白痴者を 1 か所に集め、生涯にわたって彼らだけで生活させることは医学的にも社会的に誤りである」とし、特に社会的には「社会的、道徳的隔離と追放を意味」すると、大規模収容保護施設を批判した¹⁸。ハウは、すべての生徒は在学期間が終われば、自宅に帰るべきであり、それが実現不可能なときには、州は、その白痴者の保護官を任命すべきだと考えていた(Tyor & Bell [1984] 42; 中村[1989] 269-270)。ハウは、白痴学校も必要悪であると考えていたので(Tyor & Bell [1984] 42)、白痴学校内部で整えつつあった授産部門もやむを得ずの現実的対応であり、必要悪であったと考えられる。

めの能力の基礎を培う」のように修正された。

¹⁸ ハウのこのような思想と実践は、現在のノーマライゼーション及びインクルージョンの思潮の中でも、よって立つ考え方として評価されている(例えば Knoll(1996)を参照)。

マサチューセッツ校は、ハウの死後、1883年に管轄を州慈善委員会から州精神衛生委員会へと移され、年齢超過者のための成人保護部門が正式に設置されるとともに、名称からも Idiotic と Youth が消され、Massachusetts School for the Feeble-Minded と改称される。名実ともに学校部門と成人授産部門の2部門制の精神薄弱者施設へと転換する。

2) ペンシルベニア校の学校・授産・養護3部門による総合施設化

ここでは、比較的早くに、収容保護施設の方角を打ち出したペンシルベニア校関係者が、自校の役割をどのように認識し、軽度から重度までの、子どもから成人までのあらゆる対象をケアしようとしたのかを概観する。

ペンシルベニア校では、早くも第一年報で、1850年の国勢調査と1848年のマサチューセッツ州ハウの調査結果とに基づき、ペンシルベニア州内の白痴者数を推計している。国勢調査では、州内に1467名の白痴がいるとされたため、推計で3667名の白痴がいると考えられることを示し、ペンシルベニア校のさらなる充実・発展の必要性を述べたのである (Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children 1AR [1854] 12-13)。

その後、第4年報では、現在の建物は、個人の住居として建てられたものであったことから、150~200人の収容力を求め、かつ、白痴の教育と生活のための施設・設備として、①病気と無力な者のための病院部門、②全ての生徒の改善のための体育館、③より進んだ生徒のための学校、④自活可能性のある男子生徒の指導のための軽作業労働の作業所、⑤自活可能性のある男子生徒の指導のための農場部門の5つを要求した (Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children 4AR [1857] 17-18)。

この要求のうち、②③④⑤は、初期白痴学校が想定していた目的のために必要な機能であり、①は、収容保護の機能であるといえる。

新たな部門の追加提案の翌1858年からは、学校名称から idiotic が削除さ

れ、Pennsylvania Training School for Feeble-Minded Children とされ、ジャーマンタウンからメディア近郊への移転も決定される。移転した 1859 年の第 6 年報では、さらなる施設設備の充実の要求を行っているが、「1. 何かなされてきたか」「2. 今何をなしているか」「3. これからなされるべきこと」「4. どのように実現するか」に分けて、これまでの白痴学校の成果を踏まえた主張がなされた。ここでは、特に、これまでの教育実践の結果から、生徒の集団を次の 4 つに分類して説明している (Pennsylvania Training School for Feeble-Minded Children 6AR [1859] 15-18)。

① 身体訓練で対応するグループ

- ・ 7 歳から 17 歳の少年からなる。
- ・ 行進、ブロック（積み木）運び、積み木積、ブランコで揺れる、よじ登る、その他の体操を行わせる。彼らの注意は、光景と音によって、引き起こされ、光景と音は、彼らを引き付け、改善させるだろう。しかし、話し言葉はなく、不潔な習慣も改善されない。

② 乳幼児グループ

- ・ 4 歳から 8 歳の男女
- ・ 一人の女性トレーナーのケアを受けている。
- ・ おもちゃとさまざまな娯楽で、トレーナーによって、楽しまされる。また、静寂と注意の授業で訓練（教育：しつけ）される。

③ 感覚訓練のグループ

- ・ 啞や半啞に等しいものや、その他さまざまな状態像の少年少女。
- ・ 多くの身体訓練は不要。
- ・ 精神（知性）は、もっとも基本的な（初歩的な）努力によってのみ、影響される。

- ・形，色，大きさ，積み木，ビーズ糸通し，言語の諸要素，歌，初歩的な地図の授業，鉛筆・文字・一音節などの使用によって，初歩的な努力がなされる。
- ・このクラスが獲得すべき重要な4つの到達点は，構成，比較，思考，思考の集中である。

④読み書き計算のグループ

- ・他の3つのクラスの部門を通過した者か，3つの部門が必要なかった者であり，読み，書き，地理，算数などを学習している。
- ・全員，適切な間隔で身体訓練が必要。
- ・何らかの労働で力を発揮することが必要である。

このように，学校では，生徒を分類し，その状態像と能力に応じた教育を試みるようになっていく。このような分類と教育は，様々な状態像を有する一定の生徒数があり，分類してケアするに十分な施設設備が確保できる学校用地があればこそ，可能になる。

ペンシルベニア校では，早くも1859年には，生徒を，その年齢と状態像に応じて，①学校対象者 (School case)，②収容保護対象者 (Custodial case)，③養護対象者 (Nursery case) に分類してケアするようになっていた。②と③の対象は，初期白痴学校では，教育対象外として除外された者たちであるにもかかわらず，実際には入学の需要があった者たちであり，実際の入所需要，すなわち，当初からの白痴者の生活問題に対応する専門施設処遇が試行され始めたのである。1861年の年次報告からは，病院部門 (養護対象者)，体育部門 (必要な者全員)，学校部門 (学齢対象者)，授産部門 (年齢超過成人対象) ごとに，学校長報告がなされている。ペンシルベニア校の場合 1860年までには，対象者の分類ケアという点からは3部門による精神薄弱者総合

施設に転換したといえる。

3) ニューヨーク州における専門施設による分類処遇

障害の程度，年齢，性による分類処遇の方法は，別の形でも提案される。ニューヨーク州では，総合施設内での分類処遇ではなく，対象別に施設を設けての分類処遇方式が採用される。

もともとニューヨーク校のウィルバーは，「低い程度の白痴 (lower-grade idiocy) は単純な作業や仕事を指導することで，家庭内あるいは成人白痴者のための公的労働施設で思慮深い監督の下で自活が可能となりうる者」(Table 2-2 参照) と考えており，成人白痴者のための授産施設の必要性を認識していた。また，ウィルバーは，生徒数が 150 人を超えると一人の校長では十分目を配れなくなり，個別に特殊な配慮と指導が必要な白痴児の教育やケアには適さないとして，規模の大きな学校や施設には否定的であったことから (New York State Asylum for the Idiots [1853]; Tyor & Bell [1984] 24)，対象ごとに異なる施設を設けるべきであると考えた。

ニューヨーク州においても，白痴学校設立後も救貧院等の救貧機関や刑罰機関に多数の白痴者がおり，通常のケアになじまないケア困難者とみなされていた (津曲 [1981] 246; Trent [1994] 73-76)。ニューヨーク州慈善委員会は，1869 年に救貧院の改善策として，白痴者や精神病者をそれぞれ専門施設に移すことを提案している。また，1870 年には，ニューヨーク市慈善委員会が管内ランドール島救貧院に精神薄弱収容棟を開設した (津曲 [1981] 246)。その後，1873 年には，女性犯罪者の中に多数の白痴女性がいることが問題とされた。1878 年，3 月シラキユースのニューヨーク校は，16 歳から 40 歳までの救貧院収容の白痴女性を収容するための「恒久収容保護施設」の実験的運営に同意し，同年 9 月，シラキユースから 60 マイル西にあるニューアークに成人女性精神薄弱者収容保護施設が開設される (Trent [1994] 73-76)。そ

の後、1894年には、保護対象の重度児と成人のための施設として、ロームに収容保護施設が開設された。

こうしてニューヨーク州では、州立精神薄弱者施設として、教育対象年少児のためのシラキユース施設（1851年に白痴学校（ニューヨーク校）として開設された施設）、成人女性のためのニューアーク施設、保護対象の重度児と成人のためのローム施設という形で、施設別分類処遇が開始された。しかしながら、いずれの施設も大きな入所需要に圧迫されて、間もなく、あらゆる種類と程度の精神薄弱者を収容する総合施設に変化する。

2. 施設内自活の理念と方法

（1）全米精神薄弱者施設長協会設立による情報の共有・専門化と処遇対象の拡大

米国内の白痴学校関係者は、その成立運動の時から、相互に連携し合っていたが、全米精神薄弱者施設長協会が、1876年に設立され、精神薄弱者施設関係者は、さらに、互いの施設の実情や実践、実践に基づく理念を共有するようになる。またこの協会は、医師である施設長による集まりとされ、精神薄弱者施設処遇の専門化・特殊化が進んでいくことになる。また、1874年に各州慈善委員会が、州慈善委員会協議会を組織し、1882年には、全国慈善矯正会議¹⁹(the National Conference of Charities and Corrections)となった。精神薄弱施設長たちは、自らの組織と慈善矯正会議とで、精神薄弱者に関する様々な調査・研究を行い、精神薄弱者問題を社会と共有した(Tyor & Bell, 1984; Trent, 1994)。

全米精神薄弱者施設長協会年次集録²⁰ならびにその後継誌である Journal

¹⁹ 1917年より the National Conference of Social Work に改称される。

²⁰ Proceedings of the Association of Medical Officers of American

of Psycho-Asthenics ならびに全国慈善矯正会議年次集録²¹の報告内容をタイトルから検討すると、組織化から 1890 年代半ばまでは、「学齢期の教育方法の再確認と成人期ケアについての対応」に関する報告が中心であり、1890 年代半ばから 1900 年代は、「軽度級の精神薄弱児者の問題への理解とあらゆる程度の対象者へのケア方法の議論」が展開されていた。

特に全米精神薄弱者施設長協会の決定の立役者であったペンシルベニア精神薄弱者施設の 3 代目施設長カーリン(Kerlin, I. N.)は、道徳的痴愚を提起し、精神薄弱の対象に広がりを持たせた。カーリンは、道徳的痴愚を「根本的な異常は知的生活よりも道徳的知覚または情緒の錯乱状態という形で現れ、早発性とは限らない」と説明し、わけのわからない非理性的な凶暴性、動機のない嘘、一般には欲がない窃盗、放火、残忍に対する喜びなどの道徳的痴愚者が示す不適切な行動を「道徳的意識の生来性の欠陥」を示すものであるとした(Kerlin [1887] 32-37; [1890] 244-250; Tyor & Bell [1984] 80)。

精神欠陥が、精神薄弱者の知的能力の回復不能な欠陥を指したのに対し、道徳的痴愚では、道徳的能力の回復不能な欠陥にまで不能の範囲を拡大したのである。道徳的痴愚は、1848 年にハウが白痴者の実態調査結果と白痴の定義の中で道徳的白痴として触れていた、白痴学校開設当時には、処遇の対象とされなかった範疇の集団であった(Table2-2 参照)。

ここに至って、白痴学校創設時に対象から除外された成人の白痴者と知的には欠陥のない道徳的欠陥者にまで対象を広げた精神薄弱者処遇に関する議論と実践が始められたのである。しかも、全国組織による情報共有と施策の一致によって、精神薄弱者処遇に関する理念や制度の大枠は、全国共通の色

Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons(1876-1895)

²¹ Proceedings of the National Conference of Charities and Correction(1883-1917), Proceedings of the National Conference of Social Work(1818-1930)

合いが強くなっていくのである。

そのような中、1897年、パウエルは、米国内の精神薄弱者施設の状況調査結果を示した(Table2-6)。米国内の精神薄弱者施設は、1900年までには、入所時の年齢制限(教育最適年齢)が残っている施設があっても、在籍期間は「生涯」となり、全体的に生涯収容保護施設となっていることがわかる。自活能力のある者についても収容を維持している施設がほとんどであるが、その維持率は、施設によりまちまちであった。つまり、自活能力がある収容者については、コミュニティに退所させられる場合には、人数の多少は別にして、退所させている施設が多いということである。しかしながら、ケンタッキー州立施設のように、自活能力のあるものを高い割合で収容維持し、施設内就労の事業内容で、手工業種目を多く実施している施設もあった。また、多くの施設が、能力の高い軽度級の精神薄弱者の収容にも賛成であった。

てんかん患者の収容と軽度級の精神薄弱者の収容に関する各施設の意識調査は、今後の精神薄弱者施設処遇の課題を示しているものでもあった。

Table 2-6 合衆国内の精神薄弱者施設の状況(1896)

設立年	州	都市	全収容者数 (人)	学校部門生徒数(人)	保護部門収容者数(人)	てんかん患者数(人)	生殖能力有	自活能力有 の退所者	自活能力有 で入所維持	入所年齢 制限	収容期間	除外条項, 年齢	機能が高度 な者の永久 収容に賛成	てんかんコ ロニー計画 に賛成	学校授業の 時間数	授産作業の 時間数	授産作業の 種目	訓練 度のももの より低い程 度のもの	学校部門の 制限 (可能性) 能力
1885	California	Eldridge	470	256	154	98			-	制限なし	生涯	無	○	○	2~7	3~8	テーパー, 家事, 農夫, 大工, 他	-	(可能性) 能力
1852	Connecticut	Lakeville	170	78	42	36		10%	6	制限なし	生涯	無	×	○	4.5	-	農場, 家事	無	-
1865	Illinois	Lincoln	642	170	137	124				-	生涯	-			-	-	ブラシ, 農場, 家事	-	-
1879	Indiana	Fort Wayne	554	320	233	135	402	5%	20%	16歳以下	生涯	無	○	○	3	3~8	農場, 煉瓦, 靴, 大工, 家事, 他	有	無
1876	Iowa	Glenwood	690	331	359	178	480人 約70%	無	-	5~21歳	生涯	無	○	○	5	3~8	農場, 煉瓦, 靴, 木工, 家事	有	無
1881	Kansas	Winfield	118	63	36	26	56	無	10人	15歳以下	生涯	無	○	○	5	-	農場, 庭園, 家事	無	無

設立年	州	都市	全収容者数	学校部門生徒数	保護部門	てんかん患者数	生殖能力有	自活能力有の退所者	自活能力有で入所維持	入所年齢制限	収容期間	除外条項、年齢	機能が高度な者の永久収容に賛成	てんかんコロニー計画に賛成	学校授業の時間数	授産作業の時間数	授産作業の種類	より低い程度のもの訓練	学校部門の制限
1860	Kentucky	Frankfort	123	115	-	6	105	30%	50%	6~18歳	生涯	黒人	×	○	5	5	靴, ホウキ, マットレス, 裁縫	有	無
1888	Maryland	Owings Mills	56	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1848	Massachusetts	Waltham	423	228	195	60	269	無	100人	制限なし	生涯	てんかん	○	○	3.5	3.5	農場, 裁縫, 他	有	-
1895	Michigan	Lapeer	200	127	38	4	175	無	25人	6歳以上	生涯	無	○	○	3	2	大工, 靴, テーラー, 他	有	18歳未満
1879	Minnesota	Faribault	574	210	310	138	-	退所者の15%	10%	制限なし	生涯	無	○	○	5.5	5.5	農場, ブラシ, 裁縫, 家事	有	無
1887	Nebraska	Beatrice	220	112	60	60	100	無	無	5~18歳	生涯	無	○	○	6	6	ブラシ, 農場	無	無

設立年	州	都市	全収容者数	学校部門生徒数	保護部門	てんかん患者数	生殖能力有	自活能力有の退所者	自活能力有で入所維持	入所年齢制限	収容期間	除外条項、年齢	機能が高度な者の永久収容に賛成	てんかんコロニー計画に賛成	学校授業の時間数	授産作業の時間数	授産作業の種類	訓練	より低い程度のもの	学校部門の制限
1851	New York: Children	Syracuse	532	400	133	45	470人約90%	0.5%	65人	7~14歳	生涯	てんかんマヒ	○	○	5	1~8	靴, 農場, 大工, 家事, 他	有	無	
1885	New York: Women	Newark	386	-	386	16	386	無	25%	-	生涯	無	○	-	-	2.5	果樹, 他	-	-	
1894	New York: Custodial	Rome	327	学校部門未設置	327	11	144	-	327人	制限なし	生涯	てんかん精神病	○	○	-	8	裁縫, 農場, 庭園, 家事	-	-	
1870	New York: Randall's Island	New York	364	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1888	New Jersey: Children		217	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1886	New Jersey: Women		94	-	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

設立年	州	都市	全収容者数	学校部門生徒数	保護部門	てんかん患者数	生殖能力有	自活能力有の退所者	自活能力有で入所維持	入所年齢制限	収容期間	除外条項、年齢	機能が高度な者の永収容に賛成	てんかんコロニー計画に賛成	学校授業の時間数	授産作業の時間数	授産作業の種類	訓練	より低い程度のもの	学校部門の制限
1857	Ohio	Columbus	973	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1853	PennsylvaniaEast	Elwyn	1028	402	516	197	993	1%	20人	制限なし	7年間	無	○	○	5	2	印刷、裁縫、農場、他	有	無	
1892	Washington	Vancouver	41	41	-	-	9	-	-	6歳以上	制限なし	スクールケースはすべて除外	×	○	5	3	庭園	-	無	

出典：Powell [1897] 289-302.

(2) 施設内自活の理論と精神薄弱者の生産性

Table 2-6 で見たように、1900 年までに精神薄弱者の重度から軽度のものまでの生涯収容保護がケアに対する考え方の大勢となっていた。

ここでは、アレクサンダー・ジョンソン (Johnson, Alexander) (1899) の施設内自活の理論から当時の考え方を概観する。

彼は、精神薄弱者の訓練を企図した人々の当初の期待は実現されなかったとし、教育を終了した精神薄弱者をコミュニティに退去させて自立・自活させることは現実的慣行ではないとした。しかし、その一方で、精神薄弱者が自分で生計を立てられるように訓練することが不可能だというわけではないと述べ、自活 (self-support) と自律 (self-direction) を慎重に区別する必要性を指摘した (Johnson [1899] 469)。すなわち、適切な訓練を受けた後、賢明かつ親切な後見人による保護を受ける機会に恵まれれば、大多数の精神薄弱者は完全に自活できるようになると彼は考えていた。そこまで行かない者でも、ある程度の労働に従事できるよう教育することはできるとし、有用業務に就労できない例はごく少数であると述べた (Johnson [1899] 469)。

彼のこの主張は、初期の白痴学校関係者 (ハウやウィルバー) とその就労の可能性や生活の機能的な側面では大差はないように思われる。

また、彼は、「保護管理下」であれば自分で生計を立てられるようになる精神薄弱者の割合について、さまざまな試算があるとしながらも、ある施設長の見解をして、全生徒の 50 パーセントにのぼると述べた。彼は、「ただし、この種の試算では、特にそれが広大な農地や果樹園を保有する施設の管理者」による試算である場合、値が大きくなりがちであることに留意するべきであるとした (Johnson [1899] 469)。

この指摘は、農場労働が精神薄弱者に適した業種であることを物語っているととも考えられる。

次に彼は、精神薄弱者の生産性について、身体的に健全な安定雇用の労働者であれば、妻と子供たちを養うことは可能であり、その労働の成果は少なくとも成人3人の支援に匹敵するはずである（自分の生計の維持に加えて妻子の生計を維持しているので一人で3人分という意味であろう）と述べ、痴愚労働者であれば、3分の1人前の仕事、すなわち精神薄弱者であるがゆえに必要とされる管理に要する費用をはるかに上回る仕事を遂行できるとすれば、その労働者は自活していると見なして良いとした（通常労働者の3分の1の賃金であっても、精神薄弱者本人一人分の自活には十分であるという意味であると解される）（Johnson [1899] 469）。

現在の精神薄弱者施設内の作業労働では、①農作業、園芸、洗濯、調理、家事、衣服や靴の製作、木工、道路整備、地ならし、製材、採石、れんが製作、建築などの職場、②下級または年下の入所者に対する介護、近親者の職場などでは、訓練済みの労働者を受け入れているが、実際のところ、現存するほとんどの施設では、収益性を期待できるほどの労働力は見られない（Johnson [1899] 470）。そこで、学校部門の教育・訓練の在り方を修正すべきであると主張する。

精神薄弱者施設の学校部門では、きわめて実践的な性格の教育を提供するのが普通である。多くの生徒たちは、最初にもっとも簡単な生活習慣を習得する。幼稚園、小学校の授業やあらゆる種類の手工を通して学び、最後に工房、農作業、または家事に取り組む。

恒久ケアという考え方が広く受け入れられて以来、精神薄弱者施設における学校部門の教育は、は新しい意味を持つようになった。正常児童が学校で大きな世界での社会人としての義務と責任について教育されるのと同様に、精神薄弱児も、彼らが所属する小さな社会（施設内の生活）での義務と生活の楽しさについて学習する。この教育は、一般の学校のそれよりもはるかに

広い範囲にわたる。身体面、精神面、情緒面を同時に涵養する必要がある。教育の基礎は生理学である。この教育は実践による教育である。眠っている能力を呼び起こさなければならない。記憶力、判断力、意思力のような知的能力だけでなく、視覚、嗅覚、味覚、聴覚、感覚など、あらゆる種類の能力を系統的な訓練によって開発・強化する。

施設の入所者は、通常、教育可能クラス、職業訓練(授産)クラス、養護クラスに分けられる。教育可能クラスと職業訓練クラスの違いは基本的に年齢にあり、児童の成長度合いに応じて進級する。養護クラスには、高度な訓練に堪えられない人たちが入る。この養護クラスと他のクラスは等級によって区分するが、その等級差はほとんど識別できないこともある。確固とした線引きがあるわけではないので、養護クラスに入った入所者が上位の等級に移れるほどに改善することも少なくない (Johnson [1899] 470)。

彼の示したこの考え方が、施設内自活の考え方であり、初期白痴学校の提唱者たちが、コミュニティでつけようとした監督・監護を施設内で提供しようとするものであった。また、同じくコミュニティ内の小規模作業所設置の代わりに大規模施設コミュニティ内に作業所を見出すことになった。

精神薄弱者施設は、そうした好ましくない有害な市民を受け入れ、彼らを、あるいは少なくとも彼らの多くを分離されたコミュニティの中で自活できる成員になるよう教育し、同時にその増殖を予防する。この活動の核心にあるのは学校部門である。そして学校部門の周囲や配下に、包括的施設を分立させるべきであるとした (Johnson [1899] 471)。

施設の学校教育機能が重視され、教育は不可欠なものと考えられていたが、獲得された能力を発揮すべきコミュニティが、地域社会ではなく、施設社会とされたのである。

しかしながら、この施設内自活と総収容化は、プランの段階で、財政的に

は破たんが予見されていた。

それは、彼の次のような言葉で示されている。

これまでのところ、このような精神薄弱者総合施設のコストが高いことは事実である。設立すべき施設数を考えると、現在の10倍以上が必要となるので、本プランによる合計費用は法外な額にのぼると予想される。しかしながら、コストに関するこれらの留意事項は、社会の実質的利益よりも、むしろ現在の世論や即時的な影響の可能性に関係している。最も費用のかかる精神薄弱学校に比べてコストが5倍も高いとしても、現在のように精神薄弱者を無視するよりは、全等級の痴愚者および白痴者を隔離したほうがはるかに安上がりであろう（Johnson [1899] 471）。

精神薄弱者の施設内自活と総収容化は、すでに提案された時点で、実現の可能性が薄いと思われているものであった。

白痴学校創設時に、見通しの困難性を認識しつつ、議会(社会)の精神薄弱児への教育の成果への期待を利用した初期のリーダーたちと同様、子どもから成人まで、重度から軽度までのあらゆる程度と実態の精神薄弱者のケアを作ろうとした第3世代のリーダーたちは、実現の見通しの困難性を認識しつつ、精神薄弱者脅威論にもとづき議会の不安に訴えた。

(3) 重度精神薄弱児の保護と訓練

分類処遇による精神薄弱者の施設総収容化の時期は、重度精神薄弱児者の具体的なケアと訓練の方法が提案され、共有されていく時期でもあった。1894年、マサチューセッツ州立ウォルサム施設長ファーナルドは、全米精神薄弱者施設長協会の会合で、「より低い程度の精神薄弱児のケアと訓練に用いられ

るいくつかの方法」と題する発表を行っている(Fernald, 1894)。

ファーナルドは、1890年頃より数百人にのぼるより低い程度の精神薄弱児、すなわち、保護のケースと呼ばれる者たちを受け入れてきたとのべ、これらの子どもたちは、「しばしば身体虚弱であり、手助けなしでは歩くこともできず、自分では食事を食べることも衣服を身にまとうこともできない。彼らの何人かは、完全に無感覚であり無関心であり、一方、他の者たちは、たいへん落ちつきがなく、興奮しやすい。破壊的な傾向を示し、衣服をぬぎ、やぶり、窓がラスを割り、テーブルの陶磁器類をこわし、家具をこわす。多くのケースが、だらしなく、うんざりするような癖を持っている」とその実態を紹介した。

ウォルサム施設では、保護棟が受け入れ可能になった時、待機者リストの中から、最も緊急に対応が必要な100名のケースを選別し、一度に受け入れている。ファーナルドは、その時の対象者の特徴と施設の混乱ぶりを1890年次報告から次のように紹介した。

「入所時、ほとんど全ての子どもたちは、全般的にうるさく、落ち着きがなく、強情で手に負えない、処遇しにくい状態だった。彼らの中で、何らかのコントロールや教育（しつけ）を受けたことがある者はほとんどいなかった。ある子は、3年以上戸外に出たことがなかった。何人もの子供たちが、家でかんぬきのかかった部屋に監禁されていた。彼らのためにどのようなケアを行うかは、まったくもって、やる気を失わせる問題だった。収容棟は、文字通り混乱の場であった。子どもたちは、金切り声をあげ、自分の衣服を切りさきやぶき、まったく手におえないように思われた。彼らの担当の介助員たちは、そのような無秩序を少しでも正そうとすることの望みのない状況に、意欲をなくし、落胆した。そして、ほぼ、総辞職する準備ができていた。」

(Fernald [1894] 450)

ファーナルドは自らの施設の経験から、重度精神薄弱児者に対する適切な保護と訓練を提供するための実践的な方法について簡単な考察を示す必要性を感じ(Fernald [1894] 451)、会議の議題にしたのである。

ファーナルドが他の施設長たちと共有した重度精神薄弱者の処遇をまとめれば次のようになる。

1) 栄養状態の改善と食事

概して、これらの子どもたちは、劣弱な身体状況で入所してくるため、最も滋養のある食べ物でかつ質素な食材を十分に与えられなければならない。良質のパンとバター、シリアル、十分な量の新鮮なミルク、最低1日1回の肉（消化しやすいスープの形か煮出し汁（ブイヨン）の形で提供するほうが良いとされた）、新鮮な野菜が与えられなければならない。

これらの治療食をゆっくり、慎重に食べるための十分な時間が与えられなければならない。食べ物は、完全に調理され、注意深く切り分けられ、準備されなければならない。生煮えや硬すぎる食事や、咀嚼しないで鵜呑みにすることが、しばしば、下痢や消化不良の原因となっている。

また、冷たい飲み水を十分に与えられなければならない。おもらし(失禁)をする子どもの数（ベッドの数）を制限したいという介助員の欲求が、実際に子どもの健康を害している。水分の摂取が過度に制限されると、便秘になり、膀胱過敏の頻繁で強い原因となり、結果として、失禁をする。朝食と昼食時には、彼らは飲みたいだけの水を飲むべきであり、夕食時も、水分摂取の総量は注意深く調整されなければならない(Fernald [1894] 451)。

2) 衛生・清潔

精神薄弱児が発する独特の不快感な匂いは完全には除去できないが、ある程度その匂いを軽減するための方法は、伝統的にしっかりと確立されてきた。

この匂いは別に不思議なものではなく、子どもが清潔に保たれていないことを意味するサインである。虫歯の抜歯と口腔内の洗浄によって、大幅に改善する。

慎重な食事制限によって改善された消化力が、しばしば、口臭の原因を取り除く。子ども個人の癖に対する注意深い観察が常に必要である。便秘の解消も重要である。

これらの子どもの体内の処置をすべて行った後に、重要なことは、石鹼とお湯で体をきれいに洗浄することである。これらの子どもたちは、毎日か一日おきかの頻繁な入浴が必要である。浴槽は、たっぷりのお湯で満たされ、体は、石鹼をつけて柔らかいブラシでこすり洗いされたのち、きれいなお湯で体全体を洗い流されなければならない。この際に、足と関節の屈曲・拘縮には特に注意が必要である。この入浴の手順は、注意深く継続的に監督されなければ、第一級の介助員ですら、不完全なやり方で済ませてしまいがちである。ただ単に少しの水で体を濡らすだけでは、悪臭の原因となる状態を単に悪化させるだけの結果になってしまう。この頻繁で完璧な入浴が、栄養摂取と子どもたちの全般的な健康に非常に有効なのである。

これらの重度の子どもたちは、頻繁に衣服を着替えさせる必要がある。多くの者は毎日か1日に数回の着替えが必要である。一つの湿った衣服や汚れた衣服が、1つの病室全体の空気を汚染する(Fernald [1894] 451-452)。

3) 排泄指導

これらの低い程度のケースをケアするうえで最も困難な特徴の一つが、だらしのない個人の習慣である。彼らは、便意を感じたときは何時でもかまわず、小便や大便を排泄するという乳幼児のような癖を保っている。膀胱と直腸は、意志のコントロールの下で一定時間保留したり排泄したりする訓練をされてこなかった。これは、感覚の遅鈍、意志の力の欠如、筋肉器官、特に

括約筋とその他の筋肉の全般的な無緊張症等の原因に帰するものだろう。

我々は、子どもに、だらしない習慣をなくさせ、清潔で礼儀正しい習慣を獲得させなければならない。

精神的・身体的両面で生理学的水準を全般的に引き上げることが、しばしば、特別な訓練なしで、不安定な習慣を矯正する。この生理学的水準の引き上げは、食事規制、慎重な入浴、戸外での運動、身体訓練（体育）やその他の訓練の結果である。

特別な訓練の方法において、第一に子どもに習慣的に乾いて清潔な状態を習慣づけることである。彼が、着ている服や寝ているベッドを濡らしたり汚したりしたときは何時でも、彼は直ちに入浴させられ、清潔で乾いた衣服を着せられなければならない。彼は、間もなく、このことが、彼の快適さに大きくかかわっていることを学ぶ。このためには、広い便所付きシャワー室の配置が必要不可欠である。十分な数の水洗便器に加えて、我々は、広く浅いホウロウの容器を、座面に小さな穴の開いた椅子の下にはめ込んで使うことの利点を見出した。これらの容器は、容易に点検ができ、何人もの子どもたちの迅速な用便のための十分な設備となる。

40人収容の共同寝室（病室）に、16個の水洗便器と椅子を有している。これらのだらしない子どもたちは、規則正しく綿密に分けられた班ごとに、朝起床後すぐ、就寝前の最後、日中に規則的に一定の間隔で、便所（洗面所）に用を足しに行くことが義務付けられている。夜間の介助員は、個別に子どもをトイレに連れて行く回数（1回、2回、あるいはそれ以上の頻度）のリストを持っている。彼らは、やがて、排泄することを期待されていることを理解するようになる。この方法は、全般的に満足な結果を生み出している他の訓練と関連付けて忍耐強く入念に行われなければならない(Fernald [1894] 452-453)。

4) 戸外での遊び・運動

広いレクリエーション用のグラウンドが、彼らの病棟のそばにあるべきである。弱く無力な者でもグラウンドを使用できるように配置の工夫が必要である。この運動場（遊び場）は、日当たりがよく、なおかつ冷たい風から守られ、夏の強い日差しを避けることができるつくりが望ましい。

ブランコ、ハンモック、砂場、シャベル、鍬、手押し車、一輪車（猫車）などが、子どもたちの興味を引き、遊びに使われるように準備される。介助員が、実際に子どもたちの遊びを指導しなければならない。木馬で遊んだり、砂を掘り起こしたりしている子どもは、自分の衣服を引き裂くこともなく、遊んでいる間は、おそらく他の望ましくない癖も生じない。

やることのない子どもが厄介な子どもなのである。彼らが理解でき、実行できる簡単な作業(occupation)と運動(exercise)を提供することが難しいのである。すなわち、彼らの不適當な（手におえない）エネルギーを秩序ある正常な振る舞いに振り向ける工夫が難しいのである。この目的のために、我々は、いくつかの円形歩道や通常のトラックに似た1周500フィートのトラックを配置してきた。これらのトラックの上で、重度精神薄弱者たちは、必要なだけの長さ、コースを歩き回ることによって、余分なエネルギーを発散するように促される。この便宜的な処置は、各々のケースで必要な実際的な運動量をアセスメントし処方することを可能にする。

同様の工夫は、「石のパイル」にもある。これは、大きな石を並べた直径10フィートのいくつかの円からなる。これらの石で囲まれた円のエリアのうちの2つは、約50フィート離れており、このうちのひとつには小さな丸石がたくさん置いてある。これらの丸石を一度に一つずつ持って運び、もう一つの円のエリアに置くという運動・作業を行わせる。すべての小石が移されるまで続ける。もっとも簡単な体操を知的に理解し遂行することができない子ども

たちは、この石運びを学ぶ。これが、もっとも低い基準まで難易度を下げた課題である。彼らは本当に、この運動を楽しみ、長い間取り組んでいる。用いられる教材は、破壊できないし、破壊できないということが最も大きな長所である。これらの歩行トラックと石のパイルは、最も低い程度の子どもたちの使用する運動場に配置されている。これらの単純な運動をしている間、その子は、破壊的な行動や不道德な習癖をやめる。そして、おそらく、初めて、正常な筋肉の運動の快感を実感しているのである。夜に、程よい疲れでぐっすり眠ることができるような運動の工夫が望ましい(Fernald [1894] 454)。

5) 室内での遊び・作業の提供

彼らが戸外で遊べない場合は、何らかの活動が室内で継続的に提供されなければならない。単純で面白く丈夫なおもちゃ（明るい色の積み木、人形、金属製のおもちゃなど）が、すべてのリビングルームにおかれるべきである。彼らは、おもちゃで遊ぶことを促される。彼らの余分なエネルギーを無邪気に発散する機会も与えられずに、することもなく、病棟のあちらこちらに座っている光景ほど不幸なものはない²²。そのような状態の子どもたちが、破壊的でうるさくなるのは当然である(Fernald [1894] 455)。

6) 教育・訓練の原理と原則

新教育の原理「遊びは子どもの仕事である」は、正常児と同様に低い程度の精神薄弱児にも当てはまる。正常乳幼児は、特別な感覚の並外れた働きと行動の生来の自発とが、その子どもに、広い経験の急速な獲得を可能にする。しかし、低い程度の精神薄弱の場合、弱い注意力、弱い意志力、欠陥のある判断が、完全に妨げないまでも、この発達を遅らせ、減らすのである。この

²² 精神薄弱者施設の重度の利用者たちは、ファーナルドが不幸な光景と描写した状況が日常になり、1970年頃には、米国の精神薄弱者施設は人間倉庫と批判されるようになる(Blatt & Kaplan, 1974)。

身体のコントロールと身体機能等は、正常児はほとんど直感的に獲得しているように思えるが、低い程度 of 精神薄弱児にとっては、長い継続的な訓練の過程の後にのみ獲得されるのである。この訓練の開始は、大変単純かつ自然な形でなされなければならない。連続的なステップは、大変ゆるやかで漸進性の段階を踏まなければならない。その子どもが、すでに知っていることやできていることから、ほんの少しだけ難しい事柄へと進むようにする。

よく知られている事実には、これらの程度の低いケースは、より程度の高い精神薄弱児と同様に、音楽によって快活に目覚め、刺激される。また、彼らは、彼らがまったく理解できない振る舞いや行動でさえ、模倣しやすいという事実もある。この2つの事実（音楽に反応することと模倣することができるという事実）は、直接的実践的訓練材料として適用できる。うるさく手におえない大変低い程度 of 子どもたちの集団は、ドラムの音で、整列して行進することや、長い間足踏み行進をすることを誘導できる。本当に興味を持って楽しそうに行進する。以前は心も体も秩序の片鱗も几帳面さもほとんど示さなかった子どもたちが、行進しているのである。この整然とした行進は、1列、2列、速く、ゆっくりなど次第に複雑になっていき、つま先で歩いたり、走ったり、ハードルを飛び越えたりなどもできるようになる。これらの子どもたちの注意を惹き訓練を持続させるためには、ピアノよりもドラムのほうが効果的である(Fernald [1894] 455-456)。

この他、ファーナルドは、正常児の運動発達に即して、身体各部の動きの分離や協調運動などを、教師の声かけと示範によって行わせることで、子どもたちに運動・動作を身につけさせると同時に、彼らの注意力・観察力・知覚力の向上を図ることができると述べている。また、衣服の着脱、上着のボタンはめ、靴紐結びなどなど、長い時間根気よく実際的な指導をする必要があることも指摘している(Fernald [1894] 455-457)。

このように、重度精神薄弱児に対する身辺自立の確立と運動・動作から知覚への発達的アプローチによる処遇と訓練の方法が、一定の系統性と原則をもって論じられるようになるのである。

ファーナルドの記述からは、油断をすると、収容者の利益よりも介助員の都合で、処遇と訓練の質が低下してしまうこともうかがえた。特に、トイレ介助と排泄の指導、衛生面の習慣の確立のためには、介助員が手を抜くことがないように、職員への管理・指導を徹底し続けなければならなかったことがうかがえた。

第3章 精神薄弱者の施設総収容化政策の破たんとコミュニティ・ケアによる施設役割の拡大

第1節 精神薄弱者の総収容化施策の放棄とコミュニティ・ケア

19世紀の第三、第四四半期には、米国の精神薄弱者施設は、教育的機能を内包する総合施設(収容保護施設)へと展開する。施設長やその他の関係者が主張した「精神薄弱は社会にとって重荷であり、一定の対応がなければ増大し続け、社会問題として深刻化していくであろう」(Trent [1994] 79-80)という考え方が広く受け入れられ、精神薄弱者を施設に隔離することで、社会と精神薄弱者双方の利益を保護するという処遇理念が確固たるものとなる。精神薄弱者施設は、社会政策として、あらゆるタイプと程度の精神薄弱者とその保護の対象にふくめ、それぞれのタイプの者を効率よく処遇するための方法として、施設内に小舎を配置して処遇を分化する小舎制を導入する。施設内での訓練も、「施設内での生産人」になるための職業訓練が重視されるようになる¹。この施設構造や処遇内容の変化は、精神薄弱者施設が議会や大衆から支持を得るために、いかに安価で精神薄弱者を隔離し、保護するかが重要なカギとなったことを示している。

この反社会的存在や社会的脅威という精神薄弱者の社会的地位は、合衆国内外の経済的・社会的変動等による社会不安が反映されて、20世紀初頭になってさらに強化され、施設収容の必要性が強調された(中村・米田[1999a] 39)。

また、この19世紀末から20世紀初頭にかけての時期は、施設収容対象としての精神薄弱者の数と発生率が注目され論じられる時期でもある。19世紀

¹ 訓練をはじめとする施設の処遇内容の変化については、Trent [1994] 65-95を参照。

末には諸家により人口の 0.1~0.2% (Trent [1994] 78) と推定された発生率は、1918 年には少なくとも人口の 0.3~0.4% (Fernald [1918] 171-176) といわれるようになる。1880 年から 1910 年までの 30 年間にアメリカの人口は、社会的・経済的発展を背景として、5,015,783 人から 91,972,266 人へと約 1.8 倍に急増した²。上述の発生率から計算すると、精神薄弱者の推定数も 1910 年には 92,000~188,000 人とはじき出される。しかし、この当時、実際に公立精神薄弱者施設に収容されていた精神薄弱者の数は 19,672 人であり、連邦当局が把握している私立施設の収容者数を合わせても 2 万人強の収容者数であったから (U.S. Department of the Interior [1911] 1355-1357)、10 万人以上の精神薄弱者がコミュニティに放置され、何らかの形でそこで生活していたことになる。実際に、精神薄弱者施設が施設収容力の不足に直面していたことは、各施設の年次報告で率直に述べられている³。

施設長たちは、自らが作り出した精神薄弱者の施設への「総収容化」の理念と、施設への完全収容が明らかに困難なこの膨大な数の対象者を前に、収容力増強の要請を州議会に継続しつつも、その代替策を模索せざるをえない客観的状況におかれることとなった。そして、その代替策として、1920 年代までには、精神薄弱者のコミュニティでの生活を容認し、それを施設経営の目標の一つにおく施設運営方策がとられるようになる (中村・米田, 1999a)。

施設は、隔離収容のケースを施設内で保護するとともに、施設の地区担当

² Carter, Susan B. (Ed.) (1997) "Part A Population" U.S. Bureau of the Census Historical Statistics of the United States on CD-ROM Colonial Times to 1970—Bicentennial Edition. のデータによる。

³ マサチューセッツ州立レンサム施設年報 (1912) では施設処遇と訓練が必要な精神薄弱者は合衆国で 15 万人にのぼり、マサチューセッツ州内には 6 千から 7 千人が存在するにもかかわらず、2 つの施設で 3 分の 1 以下しか収容できていない状況が述べられている (Wrentham State School AR [1912] 9)。ニューヨーク州ローム施設年報 (1914) でも、州内の精神薄弱者の推計は 3 万人に対して州内の施設収容者数は 6 千人に過ぎないことが指摘されている (Rome State Custodial Asylum AR [1914] 9)。

職員やソーシャル・ワーカーによる継続的な監督，指導のもとにコミュニティで生活することが可能なケースを試験的に復帰させる試みをはじめ（Trattner [1974], 170-171）。つまり，精神薄弱者施設は精神薄弱者に対する処遇の中心であり続けはしたが，単なる隔離収容の場とは考えられなくなるのである（Tyor & Bell [1984], 123-124）。

精神薄弱者施策は，精神薄弱者が社会病理の根源とみなされて隔離が正当化された 1900 年代，「総収容化政策」が破綻してその代替策が模索された 10 年代，精神薄弱が「社会的適応」の問題として考えられるようになった 20 年代という経過をたどる（Trent [1994] 184-224）。この時間的経過のなかで，精神薄弱者のコミュニティ生活は 1910 年代に生起し，1920 年から 1930 年代前半に隆盛をむかえ，30 年代後半以降には衰退する。

精神薄弱者のコミュニティ復帰に米国で最初に取り組んだとされるマサチューセッツ州では（Trattner [1974], 170-171 ; Davies [1959] 153），ソーシャル・ワーカーの監督の下，施設から直接，コミュニティに仮退所⁴させる方法がとられる。この方法は，マサチューセッツ州で二番目の州立施設，レンサム（Wrentham）精神薄弱者施設のウォリス（Wallace, George. L. 1872-1930⁵）施設長によって，1915 年までには正式な施設事業としてはじめられた。施設からコミュニティへの精神薄弱者の直接復帰とそれを支援するソーシャル・ワーカーの導入という点では，このマサチューセッツ州の試み

⁴ 精神薄弱者施設で採用された仮退所（parole）制度は，元来行刑用語であり，刑務所や感化院での矯正効果があがった者を仮釈放・仮出所させるものであった。精神病院でも，病院の空床をより重度な患者に譲るために，治癒性が高く，コミュニティでの生活に復帰可能な患者に仮退院制度が利用され，ついで精神薄弱者施設で援用されることになった。精神薄弱者施設では，仮退所はコミュニティ生活へ順調に移行させるための重要な手続きとなる（中村・米田 [1999a] 41）。

⁵ ウォリスは，マサチューセッツ州立ウォルサム精神薄弱者施設でファーナード施設長のアシスタントを 8 年間（1898-1905）勤めていた医師であり，レンサム施設の開設に伴い，1906 年にレンサム施設長となった（School for the Feeble-Minded AR 1898-1906）。

が、米国諸州の先駆けではないかともいわれる（中村[1999] 7）。また、ニューヨーク州立ローム施設⁶では、大規模施設とコミュニティとの中間施設となる小コロニー⁷をコミュニティ内に設置し、労働可能なまでに施設で訓練された精神薄弱者をそこに措置し、さらに経過良好な者を仮退所にし、施設に空席を作るという形の小コロニーと仮退所という方法がとられる（中村・米田，1999a；Trent，1994；清水，1989；Ferguson，1988；Davies，1959）。

本章では、総収容化の放棄と施設からコミュニティ生活への復帰に至る経過を、マサチューセッツ州立レンサム施設の設立と展開過程の分析を中心に検討する。

マサチューセッツ州におけるコミュニティ復帰については、実施されたことの記述は見られても、その成立と展開に関する研究は見られない。しかしながら、マサチューセッツ州立レンサム精神薄弱者施設は、精神薄弱者の施設総収容化政策放棄の時期である1906年にマサチューセッツ州第二番目の州立精神薄弱者収施設として設立され、1910年から正式に精神薄弱者を受け入れ始める施設である。このレンサム施設が、他施設に先駆けてソーシャル・ワーカーを活用した環境調整による精神薄弱者の仮退所によるコミュニティ・ケアを実施することになった理由を検討することは、当時の施設が置かれていた状況や州議会をはじめとする社会と施設の関係性を明らかにするうえ

⁶ ニューヨーク州における精神薄弱者施設処遇方法は、当初は総合施設内での分類処遇ではなく、対象別に施設を設けての分類処遇方式であった。教育対象年少児のためのシラキウス施設（1851年に白痴学校として開設された施設）、成人女性のためのニューアーク施設、保護対象の重度児と成人のためのローム施設などが開設されたが、いずれの施設も大きな入所需要に圧迫されてあらゆる種類と程度の精神薄弱者を収容する総合施設に変化する。ローム施設は収容保護対象者専門の施設として開設された施設であった。

⁷ 1900年までに精神薄弱者を対象とした大規模コロニーが設置される。大規模コロニーの目的は、精神薄弱者のコミュニティからの隔離を維持しながら、農業に従事させ、親施設に供給する農産物を生産させることであった（佐藤[1988] 36）。これに対して、ローム施設の小コロニーは、当時の大規模・隔離化政策である精神薄弱者の施設総収容化とは相反するコミュニティでの生活を目指したものであった（中村・米田 [1999a] 38）。

で有効であると考えからである。

レンサム施設長のウォリスは、「精神薄弱者の多くがコミュニティに合わないのではなく、コミュニティが精神薄弱者に合わないのである」(Fernald [1918] 175)という考え方を表明する。ちょうどこの時期は、全国精神衛生協会(the National Committee for Mental Hygiene)が、その機関誌 Mental Hygiene の論説で精神薄弱者の隔離方策の放棄を宣言し、多くの精神薄弱者がコミュニティで指導監督を受けて安全に生活できるとの主張を表明する時期と重なる(S. A. [1917] 168-170)。全国の精神薄弱者施設長たちは、この政策転換のための論理と方法を模索する必要があったのであり、ウォリスの考え方は、精神薄弱者にとっての施設の有用性と施設内環境の適切性の主張を保持しつつ、コミュニティにも施設の直接的な効力を拡大できる施設の指導監督の継続という条件付き精神薄弱者のコミュニティ生活を主張するものであった。

マサチューセッツ州立ウォルサム精神薄弱者施設⁸の施設長で、当時、全米をリードするオピニオン・リーダーの一人でもあったファーナルド(Fernald, Walter. E. 1859-1924)も、このウォリスの考え方に賛同し総収容化政策を放棄する立場を表明するようになる(Fernald [1918] 175)。施設長ウォリスが、仮退所によるコミュニティ・ケアを実行に移した背景には、精神薄弱

⁸ マサチューセッツ最初の州立精神薄弱者施設は、1章・2章で触れたハウによって南ボストンに設立された白痴学校(Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth)である。1882年に、学齢を超えた精神薄弱者のための収容棟を設置し名称を Massachusetts School for the Feeble-Minded に変更することが州保健・精神障害・慈善委員会で決められ、翌1883年から名称変更された(Massachusetts School for the Feeble-Minded AR [1883]10-11)。1888年にはウォルサムに移転し新しい建物を使用することが州議会で議決され(Massachusetts School for the Feeble-Minded AR [1888] 33)、1890年3月、ウォルサムの施設に61名の収容者が南ボストンの保護棟から移された(School for the Feeble-Minded AR [1890] 16)。この施設は所在地名をとってウォルサム施設あるいは、同じく所在地域の地名からウェーバリー(Waverly)施設と呼ばれることもある。本章では、ウォルサム施設と記述する。

者の総収容化政策破綻の時期に開設された施設として、議会やコミュニティとの関係に、他の施設には見られない緊張関係があったのではないかと考えられる。

なお、ニューヨーク州立ホーム施設の小コロニーの設置と仮退所制度の導入についても先行研究の成果を参照しつつ、経緯を整理したい。成人精神薄弱者の処遇の方法としての小コロニーは、収容施設とコミュニティとの中間に位置する施設であり、精神薄弱者のコミュニティ生活復帰を支える工夫として、先見性がある重要な方法の一つであると考えからである。

第2節 施設総収容化政策の放棄過程とコミュニティ・ケア：マサチューセッツ州立レンサム施設を中心に

1. 収容保護施設としての新たな州立施設建設と施設規模の拡大：マサチューセッツ州の精神薄弱者収容保護政策とレンサム施設の開設

(1) 収容保護施設としての開設

マサチューセッツ州レンサム施設は、州二番目の州立施設として開設されるべく、1906年に理事会が任命、組織され、施設用地の選定、購入が進められた。州の精神障害委員会(State Board of Insanity)は、この新しい施設に、主に都市部と州東部からの収容者を予定していた。さらに州西部の郡部からも入所需要があると考えられたために、ボストンの南か南西でボストンから近く、なおかつ州東部の都市からのアクセスが容易な場所が選定の対象とされた(Wrentham State School AR [1907] 5)。理事会はレンサムの町に1000人から1500人の精神薄弱者を収容可能な施設建設に最適の農場を確保する。この土地は州の人口密集地から容易にアクセス可能で、州東部の各都市からは列車で1時間を切る、便利な立地条件にあった(Fig. 3-1) (Wrentham State School AR [1908] 5)。

また、この土地にはすでにいくつかの建物が建っており、安価な改修・改築で当座の職員、収容者の宿舍が用意できることに加えて、施設建設に必要な資材(石、土砂、砂利)が豊富にあり、資材の購入・運搬の必要がないことでも州の支出を節約できる好ましい立地条件の土地とされた(Wrentham State School AR [1908] 5)。

敷地内の既存家屋のうち、最良のものを施設長官舎に、別の2軒はそれぞれ寮母(matron)と女性介助職員5名の宿舍、1家族と男性職員6名の宿舍にあてられた。女性職員宿舍に続く曲がり屋が改築され、厨房、食堂をつけ加

えた男性収容者 50 名定員の寄宿舎となった (Wrentham State School AR [1908] 6)。このほか、牛小屋や鶏舎、倉庫などが既存の家屋を利用して作られ、最小限の支出での施設の基盤づくりが行われるのである。この安上がりな施設敷地の選定・購入における理事会の功績は開設から数年間、年報の中で自画自賛される。さらに、精神薄弱者の処遇という観点からも、各都市や町との遠隔の度合いが、興味本位の訪問者を遠ざけ、収容者の自由な活動を許すことになる点や、敷地及び敷地周辺の松林が健康的な運動場に活用できる点などから高く評価された (Wrentham State School AR [1907] 6; [1908] 6; [1910] 8)。建設費を最小限にとどめながら、施設の発展を図っていくやり方は、その後も一貫してみられ、施設は、毎年 100 人前後の定員の収容棟とその収容者の世話に必要な介助職員の宿舍の建設費を議会に求め、予算を獲得して、施設拡張を図るといった形が取られていく。

いくつもの別棟を建てて、収容者を性別、精神遅滞のタイプや程度ごとに分類して処遇する施設の方式は小舎制と呼ばれ (Fig3-2)、19 世紀末からの収容保護施設建築様式の典型となるものである。施設が、一人でも多くの収容者を安い経費で収容し保護する施設へと変化したことを反映する指標として論じられるものであるが、同時に分類処遇によって機能レベルの高い入所者が重度者の世話や施設維持のために働く状況を明確にすることによって、重度者以外の者に教育・訓練の機会を供する仕組みとしても機能する施設の構造様式でもあった (Trent [1994] 88-95)。後述するように、この建設方式は、すでに施設に収容され訓練された収容者を建設関連作業に従事させ、収容者に労働の機会を作り、建設経費の節約という形で、収容者の扶養経費を捻出する上でも有効であった。

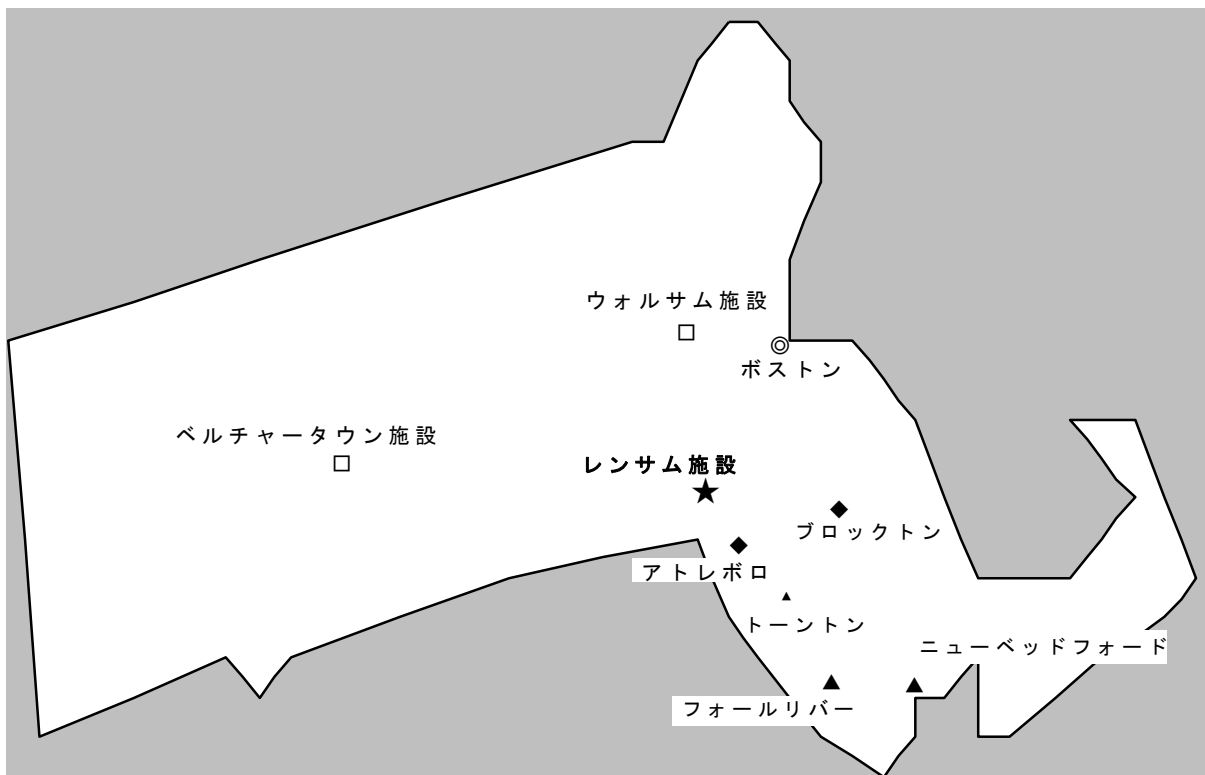


Fig. 3-1 マサチューセッツ州立施設と主要都市との位置関係

註：▲，◆は東部の主要都市の位置を指す。◆の2都市には1917年までに公立学校長らの要請を受けてレンサム施設の精神薄弱相談所（施設外クリニック）が開設されている（Wrentham State School AR [1917] 14）。

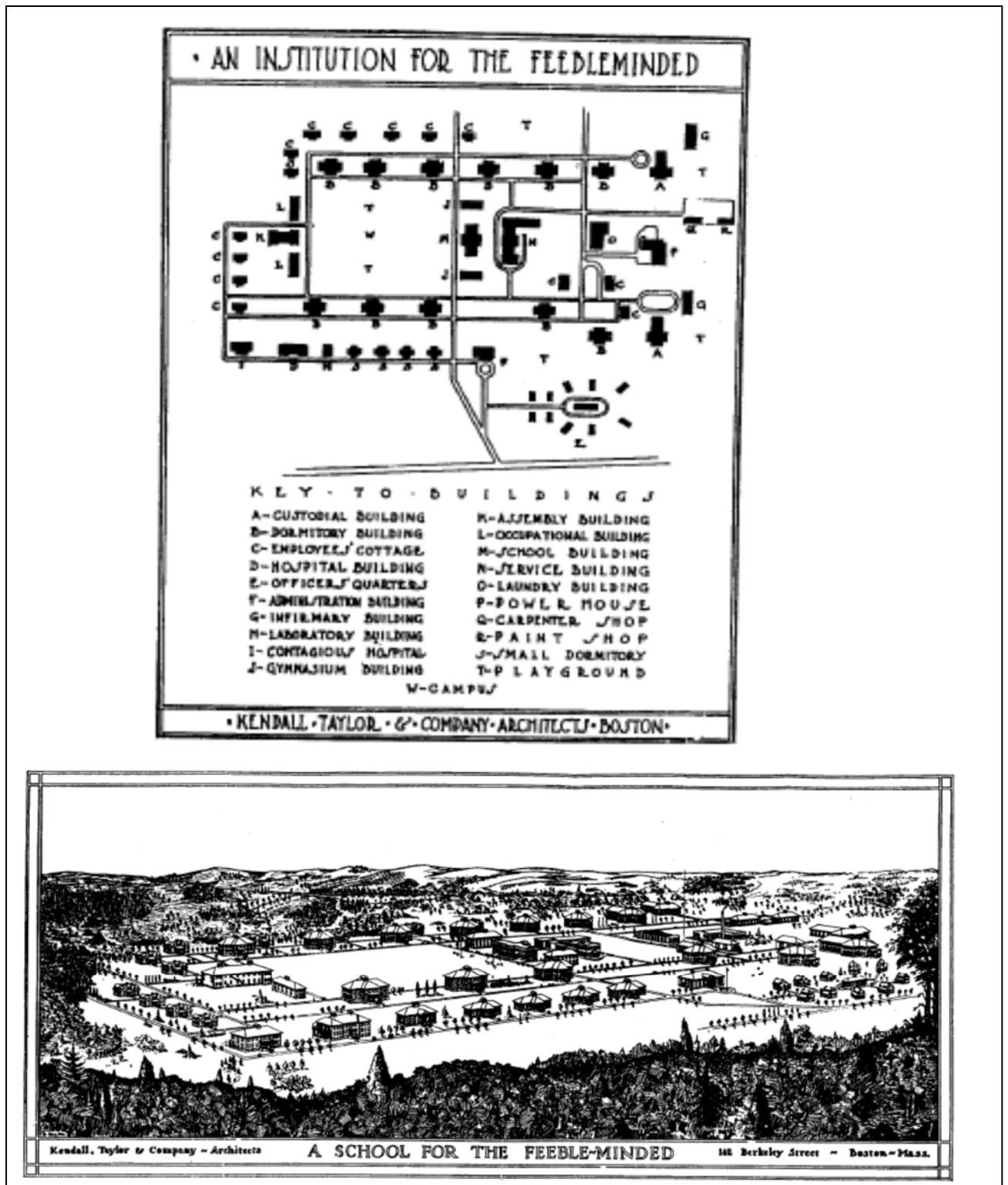


Fig. 3-2. 小舎制精神薄弱者施設の施設配置・外観図

出典：Wallace(1924)256-257.

(2) 新施設開設準備と精神薄弱労働者：コロニー的位置づけによるウォルサム施設の過密軽減と訓練された精神薄弱者の活用

1907年、施設長にウォルサム施設⁹からウォリス医師が迎えられる。ウォリスは、ウォルサム施設のファーナルド施設長の下で、13年間の長きにわたって片腕として精神薄弱者の処遇に関わってきた人物であった(Wrentham State School AR [1907] 6 ; Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth [1907] 21)。同年6月には、ウォリスの異動とともに移籍が計画されていた10名の選りすぐられた男性収容者が、州精神異常委員会によって、ウォルサム施設からレンサム施設に移された。この10名の収容のために、敷地内の家屋がサマー・キャンプとして整えられた。この宿舎の準備は、床を塗装し、窓に網戸を掛け、隣接する薪小屋にのろを塗り、もう一つ別の小屋を浴室兼洗濯室として整備することで整った(Wrentham State School AR [1907] 9)。この10名はウォルサム施設収容者のうちで最良の10人であり、新たな施設の土台を築くために特に派遣されたといってもよいほどの者たちであった(Massachusetts School for the Feeble-Minded AR [1907] 11)。10名の主要な仕事は50名定員の恒久的な農場部門の建設補助であり、彼らは選抜されたことに誇りを持ち、有用に作業に従事した(Wrentham State School AR [1907] 9)。この農場部門50名も翌春までにウォルサム施設から移籍される予定であり、施設長ウォリスは、この新たな50名がまた次の新たな収容者グループの受け入れ準備に力になることを期待した(Wrentham State School AR [1907] 9 ; Massachusetts School for the Feeble-Minded AR [1907] 11)。

なお、このような訓練された収容者の労働力の活用方法は、ウォルサム

⁹ マサチューセッツ州最初の州立精神薄弱者施設であり、白痴学校から発展したものである。ボストンからウォルサムに移転し・規模を拡大した。

施設の農場コロニーであるテンブルトンコロニーの展開ですでにその有効性を実証済みの方法であった¹⁰。

レンサム施設に移された最初の10名は農作物の栽培・育成・収穫に従事すると同時に、彼ら自身でチームを組んで石材の掘削、運搬を行った(Wrentham State School AR [1907] 10)。サマー・キャンプとして整えられた宿舎ではあったが、彼らは冬の間も居残り、木材の伐採、農地の開墾、開墾した農地から建築現場への石の運搬といった建設作業の補助に従事した。1908年3月末には彼らは農場へ移動し、4月には新たに23人の男性収容者がウォルサムから移された。また、6月にも17名が移籍した。当初2年目の移籍者として45名の男性収容者が州精神異常委員会によりウォルサム施設から送られてきたが、このうち5名はコロニー生活不適格ということで、ウォルサム施設に送り返された。この1908年には、10エーカーの農地で作物が栽培され、このうち6エーカーは収容者達の作業によって開墾された今年が初耕作の農地であった(Wrentham State School AR [1908] 11)。農作業の他に彼らがこなした施設建設作業は、上述の資材の運搬に加えて、道路・歩道の敷設、建物周辺の地ならし、建物周辺の森林の下草刈り等であった(Wrentham State School AR [1910] 13)。

¹⁰ テンブルトンコロニーは、1899年に、ウォルサム施設から60マイル離れたテンブルトンの荒れ地に設置された。1900年5月24日に29人のウォルサム施設の成人収容者が移住し、既存の農家を宿舎として開墾作業に従事した。その数週間後にさらに18人の男性収容者が送られ、この年は47人の移住であった(Massachusetts school for the Feeble-Minded AR [1900] 17)。ウォルサム施設にコロニーでの農作業が可能な成人収容者が蓄積されるとテンブルトンコロニーに送られるという形で、1903年には50人ずつの農作業グループ3グループの150人がテンブルトンコロニーで働き、さらに追加の1グループ50名分の宿舎の建設費用1,200ドルも州議会から提供され、建設中であった(Massachusetts school for the Feeble-Minded AR [1903] 17)。このコロニーの目的は、訓練された精神薄弱者のコミュニティからの隔離を維持しながら、農業に従事させ、農産物を親施設であるウォルサム施設に送ることによって、収容者の扶養費を軽減させることと、親施設であるウォルサム施設に新たな入所者のための空を作ることであった。

レンサム施設の正式開所の1910年4月1日を目前に控えた3月、ウォルサム施設から50名の訓練された女性収容者が受け入れられた。彼女たちは、新しい建物の清掃、テーブル・クロスと寝具の製作、その他、精神薄弱児の受け入れ準備全般に従事した（Wrentham State School AR [1910] 11）。

ウォルサム施設はレンサム施設への収容者の供給、すなわち精神薄弱の労働者の提供の関係を、ウォルサム施設のテンブルトンコロニーと同等の施設と評価していた（Massachusetts School for the Feeble-Minded AR [1907] 11）。この当時、教育可能な精神薄弱者は施設内で良き労働者となるための訓練を受け、年長になってからは施設の業務補助に従事したり、施設の農場で施設消費の食料を生産したりした。レンサム施設の新設に際しては、自前の収容者が労働力として存在しないため、すでに十分に訓練された別の施設の収容者を受け入れて、その労働力を活用したということになる。送り出すウォルサム施設にとっては、定員超過の施設状況にあって訓練された収容者を移籍させることで、施設に空席を作り新たな入所需要に応じることができるといふ利点があった。州としても、緊急な入所需要に応えるべく十分に物的、人的資源を備えたウォルサム施設に新たな精神薄弱者を受け入れる方法としてレンサム施設のウォルサム施設のコロニー的活用は、実に有効な方法であり、なおかつ、州経費の節減にもなるという実に合理的なものであった。正式開所以降の施設の増設・拡張に関わる作業には、レンサム施設収容者も従事していくことになる。

（3）収容力の拡大と主要収容設備予算の獲得

レンサム施設理事会と施設長ウォリスは、毎年の年報の中で施設の定員増のための施設拡張要求を議会に対して行っている。そこでは、当初予定の1000人規模までの定員増のための予算が比較的容易に認められる一方で、定

員の上でその拡張限界に近づいたときに，州からの設備維持・改善の予算が配分されなくなる傾向を見ることができる（Fig. 3-3）。

1910年の正式開所にむけて，1907年第一年報では，男児・女児各1棟，定員各60名の寄宿舎の建設費用9万ドルとそれに付随して必要になる介助職員1名の宿舎（22名定員）1棟が請求された。翌1908年の議会でこの要求は承認され，開所時には男女各寄宿舎が請求時定員よりも多いそれぞれ105名定員で完成している。この定員増は，コミュニティからの大きな入所需要に応じるための対応と考えられる。レンサム施設は州の政策に沿って，できる限り多くの精神薄弱者を保護し収容するという役割責任を果たすべく施設拡張を続けていく。

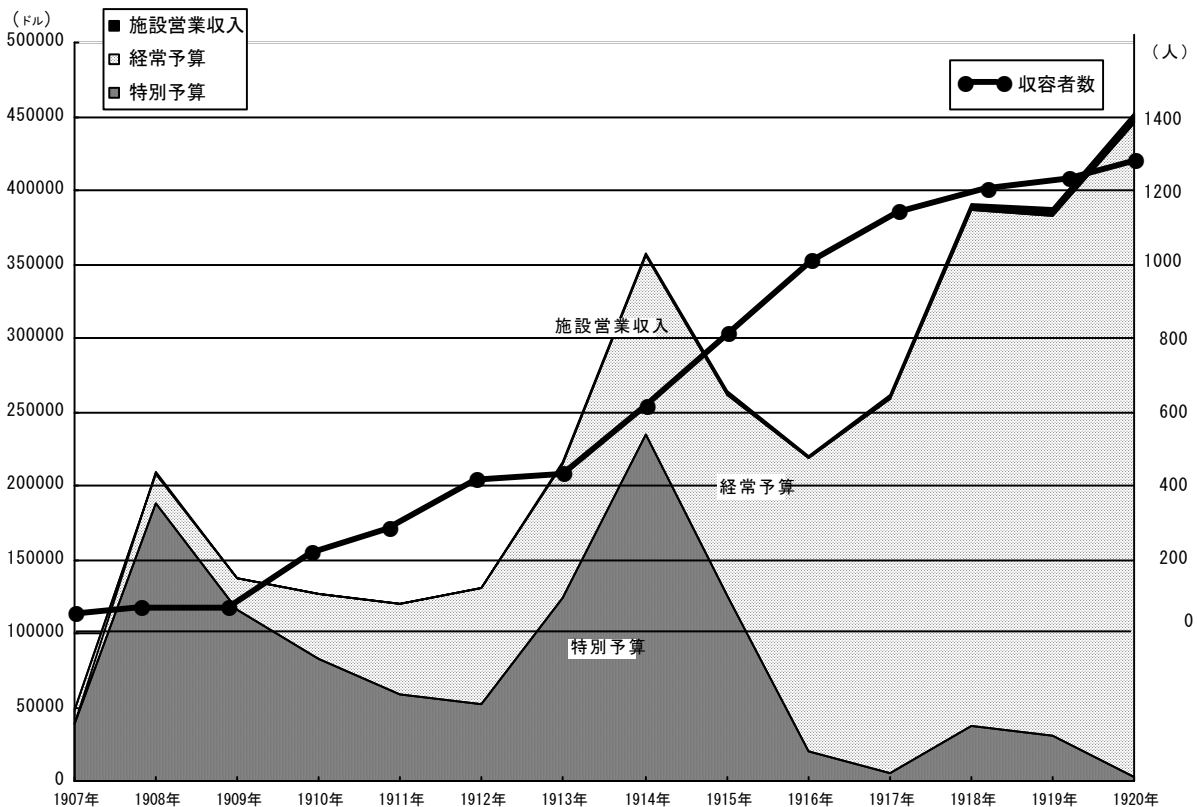


Fig. 3-3 レンサム施設における予算状況と収容者数

出典：Wrentham State School AR (1907-1921)；米田(1999)をもとに作成。

レンサム施設は、その土地の購入時点から 1000 人規模の定員の施設として予定されていた (Wrentham State School AR [1907] 7)。動力棟、洗濯棟といった建物も 1000 人規模の処理能力の設備を導入可能な設計で、当面 500 人対応の設備が整えられた。その後 1911 年よりコミュニティからの強力な入所要求に応じるためという理由で、男女各 1 棟の寄宿舍 (各 105 名定員) が要求され、1912 年議会承認 (Wrentham State School AR [1911] 11, 16; [1912] 19)。1912 年には裁判所から施設へ措置される精神薄弱者のための保護棟 1 棟、コミュニティの親の希望で受け入れられる私費生のための寄宿舍 2 棟の建設が要求され、翌 13 年議会で議決 (Wrentham State School AR [1912] 9, 14; [1913] 21)。さらに 1913 年に寄宿舍 2 棟 (計 210 名定員) 病院棟 1 棟 (75 名定員)、農場コロニー (50 名定員) が要求され、14 年に承認 (Wrentham State School AR [1913] 10, 14-15; [1914] 22)。この 13 年請求の病院棟は、子ども、成人男子、成人女子に分割使用されるとともに、病人がいない場合には寄宿舍として使用されることが請求の際に付記されている。1914 年の予算承認で、施設の拡張完成後の予定収容力は 1350 人となり、拡張工事は 1918 年の終わり頃までで完了する (Wrentham State School AR [1913] 8)。この予算請求の時の主張を見てみると、1911 年には、ウォルサム・レンサムの 2 つの施設を合わせて 1000 人を越える入所志願があるという事実を引き合いに出し「人道的かつ緊急の対策として、十分な収容力の増強を議会に対して求める」 (Wrentham State School AR [1911] 11) としている。翌 1912 年には「施設処遇と訓練が必要な精神薄弱者は合衆国で、推計 15 万人、マサチューセッツ州内に 6 千から 7 千人がおり、2 つの施設で 3 分の 1 以下しか収容できていない」 (Wrentham State School AR [1912] 9) と具体的に推計値を示して収容力増強の必要性を述べた (Fig. 3-4¹¹)。また、ウォリスは、当時いくつか

¹¹ 1914 年以降、マサチューセッツ州立の第三の施設ベルチャータウン施設の

の州で試みられ、法的に定められようとしていた外科的手術の上でのコミュニティへの復帰を「一時、外科的手術が安全を提供し、精神薄弱者を扱う効果的な方法とされ、それによって彼らがコミュニティで他者と交流することを認めたことがあった。不妊には多少効果があったが、不道德と感染症を防ぐことはできなかった。保護処遇が可能な場合には、手術は進められるべきではない」(Wrentham State School AR [1911]8-11)と批判し、収容保護政策の堅持を訴え、収容力の増強に正当性をもたせた。この当時、マサチューセッツ州では、精神欠陥者の14%~20%は梅毒によるとの報告も出されており(Wrentham State School AR [1912] 9)、「経験が決定的に示しているとおり、恒久的な保護処遇が精神薄弱者にとってもっとも効果的な方法であり、それによってコミュニティは守られ、親は、しばしば、嘆かわしい重荷を軽減される」(Wrentham State School AR [1911] 10)という彼の主張は、議会に対して説得力をもっていたのである。また、彼と施設理事会は「精神薄弱の子どもたちは、コミュニティにいるよりも、過密な状態であっても施設にいる方がよい」(Wrentham State School AR [1913] 7)との立場から定員を超過して精神薄弱者を収容していた。

レンサム施設の統計がないため、ウォルサム施設の入所申込者数と実際の受け入れ者数の推移を示せばFig. 3-5の通りである。入所申込者のうち収容されなかった者は待機者リストに掲載されることになるため、この定員超過という状態によって、膨大な入所需要の存在が明示されたのである。上述の1912年予算請求の寄宿舍3棟の内訳からもわかるように、レンサム施設には、裁判所すなわち州からの委託収容保護の要求のほかに、わが子に施設での適

開設の動きが始まるが、Fig. 3-4にはこの施設の統計データが反映できていない。しかしながら、レンサム施設と同様の施設規模拡大方法を取っていくことが予想されるため、州内の6~7千人の精神薄弱者の総収容化は実現可能な目標であったことがわかる。

切な教育・訓練を求める親からの入所要求があった。レンサム施設は、(1)州の精神薄弱者処遇に関する収容力増強の圧力、(2)保護者などの公衆の入所要求・関心の増大、(3)マサチューセッツ州で長い間に形成された政策・方針との一致、という3つの観点から(Wrentham State School AR [1912] 9)、その収容力増強に関する支持を得ることができたのである。

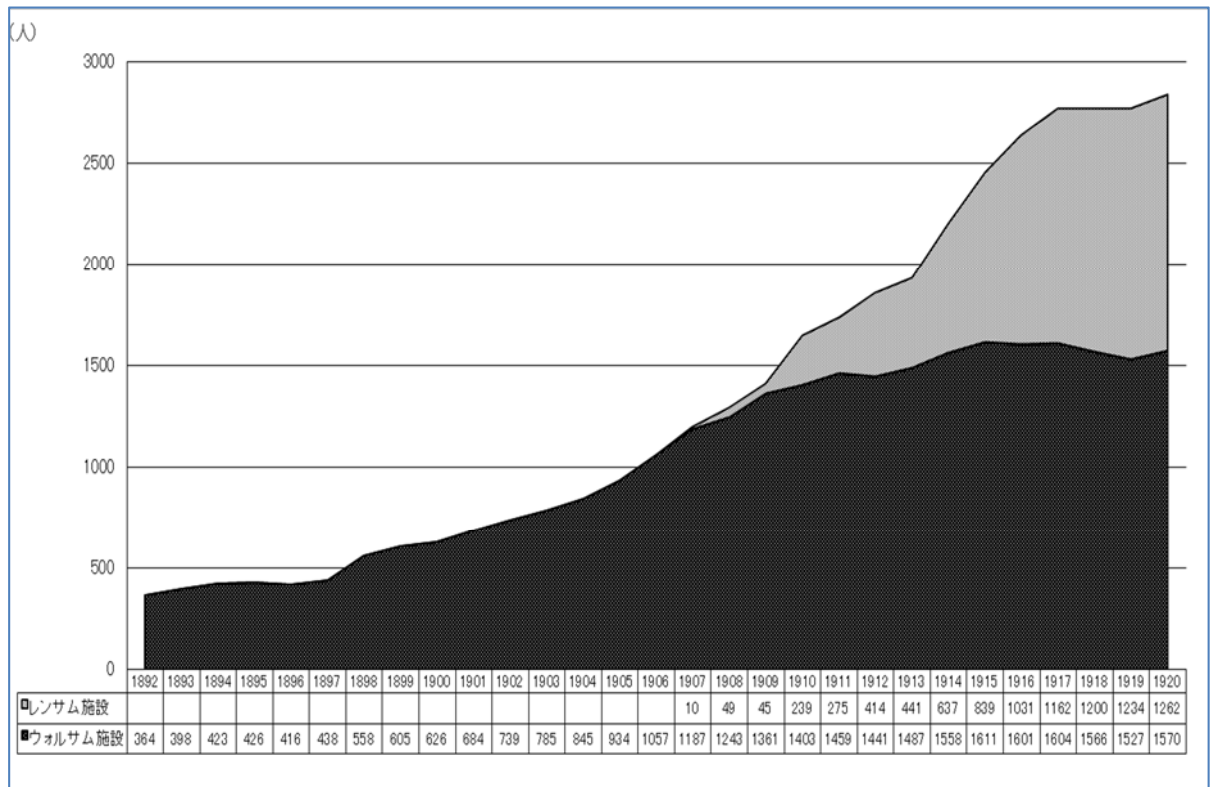


Fig. 3-4 マサチューセッツ州立ウォルサム施設とレンサム施設を合わせた収容力の推移 (1892-1920)

出典：Wrentham State School AR(1907-1920)； Massachusetts School for the Feeble-Minded AR (1892-1920)をもとに作成。

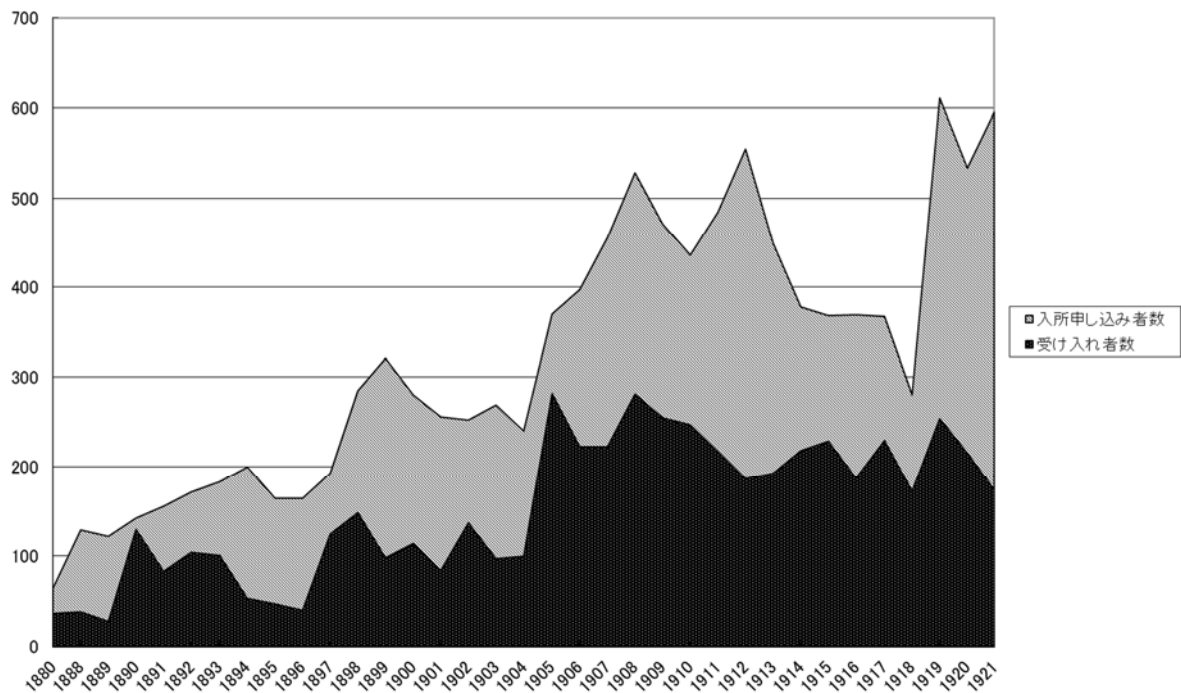


Fig. 3-5 ウォルサム施設入所申込者数と受け入れ者数の推移（1892-1921）

出典：Massachusetts School for the Feeble-Minded AR(1892-1921)をもとに作成。

（４）収容施設が内包すべき教育・訓練機能の重要性

施設拡大計画が収容人数の点からは敷地の限界となった1914年からは、収容力増強のための施設拡張要求は、新たな施設の建設の提案とともに、レンサム施設の資源活用方法として隣接あるいは近隣の小さな土地の付加的購入による農場コロニー計画の主張という形に姿を変える。レンサム施設当局の懸念は、施設敷地の物理的限界とともに、州議会のレンサム施設に対する関心と手当が失われてしまうことであった。

教育・訓練設備に関するレンサム施設の予算請求は、1910年の教育棟建設要求に始まる（Wrentham State School AR [1910] 9）。施設での学業指導は

洗濯棟の一部を教室として使用していたが、施設定員の増加とともに、洗濯棟はその収容定員に見合う処理能力を発揮する必要が生じ、教室としての使用を許容できなくなることが必然であった。そこで施設は、教室を確保するために教育棟の建設を議会に対して要求したのである。これは、議会で承認されず、翌 11 年、「ある一定程度の能力の収容者には学校的訓練形式が重要であり欠かすことができない」(Wrentham State School AR [1911] 11,16) と再度予算要求が出され、1912 年議会で承認の運びとなる。

レンサム施設理事会と施設長ウォリスは、施設の役割を「隔離され、保護され、可能な限り有用に訓練されるべきということに疑問の余地のない適格な精神薄弱者の処遇のために州によって設立された」(Wrentham State School AR [1909] 8) と認識していた。また、1910 年予算請求の報告は、施設の専門的機能を「コモン・スクールは精神薄弱児に彼らが必要とする特別な訓練を与えることはできない。コミュニティから精神薄弱児施設に彼らを除去することは、彼ら自身に有益であり、コミュニティにも恩恵がある」(Wrentham State School AR [1910] 8) との表現でアピールしている。つまり、施設は、精神薄弱児にとって唯一適切な教育を提供しうる教育・訓練の場であり、施設当局は教育機能の充実・拡張も当然、州の政策の一環であると考えていた。

精神薄弱児の保護者の中にも、この施設教育の有用性を認識し、施設での子女の教育を希望するものがいた。1912 年には、学校部門私費生受け入れのために寄宿舍 2 棟の建設が要求されている。私費生の人数は不明であるが、私費生受け入れによる施設収入をみると、正式開設の 1910 年で 60.65 ドルであったが、私費生用の寄宿舍が完成する 1915 年には、361.42 ドル、翌 16 年には 471.42 ドルとなっている (Wrentham State School AR [1910] 15 ; [1915] 17 ; [1916] 16)。精神薄弱児に対しての教育要求は、保護者をはじめとする公衆の中にも存在していたのである。

さらに、施設が教室を持ち、コモン・スクールに見合う教育を提供することは、精神薄弱児の保護者に、わが子の精神薄弱を認識させるためにも必要であった。「精神薄弱児の存在は彼らの学習遅進とともに公立学校で重荷になっている。彼らの学校への出席は法律で義務づけられており、精神薄弱者施設委託の法的手続きを通しての（通常の学校教育）不適格の証明無しには彼らは公立学校から除外されない」（Wrentham State School AR [1909] 8）、「施設の発展計画は、州学校教育局の枠組みの中にある」（Wrentham State School AR [1910] 8）との記述からもわかるように、学校教育制度との関係において、施設の役割は、精神薄弱児を公立学校から排除するための観察・指導機関であった。保護者の中には、レンサム施設に子どもが収容された後も、教室での学業指導を希望する者がおり、施設側は、失敗することが予想されても最大限の努力を払って、親の希望に添う努力をした。そして、その教育成果が上がらない場合には、最後の手段として農場での訓練と就労へ子どもを措置した（Wrentham State School AR [1910] 13）。

教育棟は施設の必要不可欠な条件であったのであり、施設当局は施設発展の第一段階の計画に教育棟の建設を含んでいた¹²。当時の精神薄弱者施設が保護収容施設であったとはいえ、施設長をはじめとする施設当局者は、施設の教育・訓練機能を完全に切り捨てたわけではなく、むしろ教育・訓練があつてこそ「施設内の世界」で、保護的で生産的な生活を幸福に送ることができると考えていたのである¹³（Wrentham State School AR [1911] 10）。

¹² 1912年の報告で施設理事会は、1912年の予算承認で建設中の建物を含めて、寄宿舎5棟、農場グループ宿舎1棟、職員宿舎3棟、動力棟、洗濯棟、教育棟各1棟、サイロ等の農場設備の完成をもって施設の発展段階の第一段階を完了すると述べている。

¹³ いわゆる施設内自活の考え方である。年報の記述では「人間を恒久的に閉じこめて個人的自由を奪うという考えは、実在する状況を理解できない人には自然と不快に思われるだろう。しかし、精神薄弱者施設は監獄ではなく、有益な、幸せなそして理性的な家庭生活ができる限り最大限実行されている

州にとっても、州が、施設に期待した役割を履行させるために、教育棟は必要であった。

2. 議会对策としての教育・訓練機能の強調とコミュニティ・ケアの提案

(1) アンバランスな施設発展と是正策の必要性

20世紀初頭の「総収容化」政策最盛期に設立されたレンサム精神薄弱者施設は、教育施設から収容施設へと転換した施設と異なり、その設備と機能に関して、アンバランスな発展を余儀なくされた。初期の精神薄弱者施設は、白痴学校として、教育設備面で十分な発展を遂げた上で、収容施設へと転換したことから、教育機能を内包する収容保護施設となっていた。これに対して、レンサム施設の発展過程においては、精神薄弱者の収容力確保が優先され、教育設備面への投資には、議会の関心が払われなかったし、施設当局も、収容力増強を優先させた。これは、収容力増強に関する公的要求圧力と長年にわたり形成されてきた州の政策方針との一致という観点からすれば、当然の対応であった。

Table 3-1 は、レンサム施設における主な予算請求項目と議会予算承認の可否を示したものである。予算請求項目については年次報告(1907-1922年)の予算請求に関する記述から、主要なものを取り上げた。承認の可否については年次報告の中の会計報告の特別予算配分に関する記述から、議会で承認されたものに○を付している。

家であることを忘れてはならない。収容者はみな、仕事に、遊びに、睡眠に、食事に忙しい。それぞれの程度の者たちが程度にあった仕事と娯楽をもち快適に過ごしている。適切な監督と訓練のもと、彼らは概して幸せで、満足している。程度の高い者は、程度の低い者のケアに驚くほど関心を示し、それ故に、施設の仕事において大いに助けになっている。施設以外の場所にいるよりもはるかに高い発達の可能性を示す。」(Wrentham State School AR [1911] 10)と述べられている。このような施設内自活の考え方が当時の施設処遇の思想であった(Tyor & Bell [1984] 71-104)

収容力という施設の役割を測る外面的な物差しで施設の必要性を判断する州議会と、それに応じて予算を請求していたレンサム施設との関係は、1914年の施設敷地限界までの収容力の拡張計画の承認と同時に変化する。州は、レンサム施設がその発展的役割を終えたと考え、関心を新たな施設、ベルチャータウン施設 (Fig3-1) の建設に移す (Wrentham State School AR [1916] 6; [1917] 6; [1918] 5)。施設当局が教育設備面の充実を要求しても、州議会の承認が得られない状況が続くことになる (table 3-1)。この第三の施設の開設は、レンサム施設当局からも提案されたものであったが (Wrentham State School AR [1913] 9)、施設理事会が、第三の施設の開設はレンサム施設の発展・充実とは別のものという考え方であったのに対し、州はあくまでも、州全体の精神薄弱者の施設収容力を拡大するという方向性で、施設政策を考えていた (Wrentham State School AR [1914] 8)。

レンサム施設理事会と施設長ウォリスは、施設こそが、精神薄弱児にとって唯一適切な教育を提供しうる教育・訓練の場であり、教育機能の充実・拡張も当然、州の政策の一環であるべきだと考えていた¹⁴。しかし、実際には、最低限必要な教育棟建設の要求すら、二度の請求を重ねてようやく承認されたのであり、収容力増強が限界に達したところでの予算配分、すなわち、教育設備の充実のために議会の承認を得るには、施設が単なる収容の場ではなく、教育の場であることを社会に再認識させる必要があった。

施設長ウォリスと理事会は、収容力増強に関して、1913年の段階で「現在ある2つの施設では、たとえレンサムが拡張し完成しても、州内の精神薄弱

¹⁴ ウォリスは、「保護処遇は単なる収容よりも意味がある。正常な人間が幸福に生活することが可能な小さな世界の開発・組織・整備を意味し、多額の初期支出と維持費を必要とする。しかし、精神薄弱者が単なる浪費者・破壊者からプライドを持った生産者になることで経費の削減になる。墮落した世界を維持するよりも活動の世界を維持する方が格安である」(Wrentham State School AR [1912] 13)と教育・訓練を内包した収容保護システムの利益を主張していた。

者施設の半分にも満たない。3年から5年のうちに、新しい土地に新しい建物を建てて、2つの施設と同様の第三の施設を開設する必要がある」と自ら他の施設の開設を主張する。翌14年にもレンサム施設の拡大と同時に新しい施設での精神薄弱者の収容の必要性が述べられて、その上で、「いかなる新しい施設もレンサム施設へのニーズを取り去るものではない」(Wrentham State School AR [1914] 9) ことが強調された。理事会は、レンサム施設に対する州のこれまでの莫大な投資の恩恵でレンサム施設が効率的に発展した組織を有していること、この投資の元を取るように現実性のある施設の発展を考えることが思慮分別のある判断であること、同様に熟練した施設の機能を十分に活用することこそがもっとも経済的であることを指摘し、現有敷地に隣接する農地を購入して、農場コロニーを開設することを計画した (Wrentham State School AR [1914] 8-9)。

このコロニー計画の理由は、現敷地は1500人を越えることができないこと、施設には収容者の大部分を働かせる農場が必要であることの2つであった。後者については、収容者が増えたことで必要となる施設消費農産物の生産という経済的な側面と、男性収容者の訓練と労働という「高度な価値」の側面とがあった。前者については、施設に新たな収容者を受け入れるために訓練された収容者を農場に出して空席を作るための計画であったが、同時にこの農場コロニープランが実現すれば、レンサム施設は、収容者の収容保護という役割に加えて、農場生活適格者の選別と出向、その適格者への継続的な監督、そして選別されたものが不適格と判明された場合の施設への復帰という新たな役割を獲得することができることになる。物理的に敷地内での収容力の拡充が困難な施設がとりうる選択肢として、収容者への訓練ののち、訓練成果のあがった者を労働者として農場に出し、しかも施設の持つノウハウでその労働者を監督するという一連の流れの中で、施設の訓練機能の充実の重

要性を強調したのである。

しかしながら、この提案自体は、ウォルサム施設がテンプレトンの農場コロニーを設置し、訓練された収容者の労働能力を活用したやり方と同様であり、第三の施設建設にしても、レンサム施設の開設準備当初と同様に、レンサム施設で訓練された収容者の労働力の活用と施設過密状態の改善、新たな入所者の受け入れという既存の構図での提案であったともいえる。農場コロニーの土地購入費用とコロニー移住者の宿舎建築費用（50人の宿舎で1,200ドル）に、新たな第三の施設の建設費用が州の負担となることを考えれば、親施設と隔離のための大規模コロニーという施策展開を繰り返すことにも限界があったと考えられる。

Table 3-1 レンサム施設における主要設備の予算要求と州議会の可否

年	主要収容設備		主要教育設備	
	予算請求項目	承認の可否	予算請求項目	承認の可否
1907	収容棟 2	○		
	動力・機械棟	○		
	サービス棟(食堂・厨房)	○		
	女性職員棟	○		
1908	洗濯棟	○		
	男性職員宿舎改築	○		
1909	保護棟	○		
	介助職員棟	○		
	収容棟	×		
	介助職員棟	×		
1910	収容棟	×	教育棟	×
	職員棟	×		
	職員宿舎改築	○		
1911	収容棟 2	○	教育棟	○
	職員宿舎	○		
1912	動力棟拡充	○		
	サービス棟拡充	○		
	管理棟	○		
	収容棟 3	○		
	職員宿舎 3	○		

1913	収容棟 2	○		
	病院棟	○		
	農場コロニー収容棟	×		
	職員宿舎 2	×		
	役員宿舎	×		
1914	収容棟 2	○16,17年承認*	授産棟 2	×
	役員宿舎	×		
	職員宿舎	×		
1915	隣接敷地 2	×		
1916	役員宿舎	×	授産棟 2	×
	サービス棟	×	集会ホール	×
	隣接敷地 2	○18年承認*		
1917			授産棟 2	×
			集会ホール	×
1918			授産棟 2	×
			集会ホール	×
			体育館	×
1919			授産棟 2	1棟○
			集会ホール	×
			体育館	×
1920	役員宿舎	×	授産棟	×
			集会ホール	○
			体育館	×

出典：Wrentham State School AR(1907-1922)；米田[2001] 216.

(2) コミュニティ・ケアの提案

1914年、施設長ウォリスは、施設外の処遇の場を明確にコミュニティに求めるコミュニティ・ケア¹⁵を次のように提案する。

「ボーダーラインのケース¹⁶のいくつかは、ある一定の少女や少年にとって最良の管理方法は何かを示してくれる。例えば、ある少年は軽微な罪を犯して、まずコミュニティで認識される。検査の結果、彼の知能は正常にわずかに欠ける。彼は学校で彼の仲間についてゆくことができなかった。施設で、彼は落ちつき、彼の不道德な傾向は目立たなくなっている。彼はもう一度試されれば、コミュニティで行儀よくできると信じている。私はこれらの境界線の少年と数人の少女はこの試行を与えられるべきだと確信する。

知的・道徳的欠陥の程度の極端でない少年少女は、一定期間の施設における教育と処遇で発達が促進され、彼らの人生における危機的な数年

¹⁵ 対象者を特別な施設の中だけで処遇するのではなく、できるだけ地域の中で地域とのつながりを保ちながら処遇することを指す用語である。ここでは特に、精神薄弱者者の対策として、収容施設での保護だけでなく、コミュニティにおける職業訓練や授産施設等のサービスが必要だという主張のことを指す。施設年次報告の中では、コミュニティ・ケアは *extra-institutional care* という用語で述べられている。直訳すれば施設外処遇であるが、精神薄弱者を施設に隔離収容するのではなく施設外の現実のコミュニティに復帰させてコミュニティで生活させようとする考え方であるため、コミュニティ・ケアの萌芽であると解される。

¹⁶ もともとレンサム施設は、正式開所当初から、施設が想定した精神薄弱者よりも知的機能の高い (*higher grade mentally*) 集団の入所需要に直面しており、ウォリスは、「能力の高い精神欠陥者 (*mental defectives*) が、医師や教師たちによって認識されている事実を証明している」 (*Wrentham State School AR [1910] 12*) と述べていた。このような状況は後述するように米国全体でどの施設でも直面していた問題であり、想定外の対象者である軽度級・境界線の精神薄弱者を中心に、施設外ケア、すなわちコミュニティにおける監督が広がっていくことになるのである。施設の新たな対象者の生起とそれに伴う施設の関連サービスの追加による施設役割の拡大については第4章で概要を整理する。また、本章第3節(3)のローム施設小コロニーの項でも、ローム施設の入所者の状況を若干記述してある。

間を乗り切ってきた。これらのケースは、訪問形式の施設監視を提供すると同時に、一定期間ごとに彼らに各自の状況の施設への報告を課すことで、コミュニティで適切に振る舞うことができるだろう。

施設敷地内で精神薄弱者を維持するよりも、この外での処遇の方が、施設役割の拡大と監視下におかれる精神薄弱者の数的増大を可能にする。

このシステムによって、小さな間違いが引き起こされるかもしれないが、監視のない多数の精神薄弱者の大きな間違いよりはましである。

このシステムの運用でコミュニティに重大な痛みを伴うことはなく個々人に恩恵を与えることができる。」(Wrentham State School AR [1914] 14-15; 米田[1999] 184)

理事会は、このウォリスの提案を「州の肩から精神薄弱者処遇の経費を取り払い、同時に州の処遇対象者の幸福と、彼らに個人的に関心を持つ人々の幸福に寄与する何らかの方法」の可能性を示すものと評価した (Wrentham State School AR [1914] 9)。

コミュニティ・ケアを提唱することで、施設当局は、精神薄弱児に対する教育・訓練効果の意義を高めるとともに保護者をはじめとするコミュニティにおける彼らの管理・監督者への助言・指導という新たな役割を生みだそうとしたのである。

レンサム施設が、施設敷地内での保護収容以外の存在意義を模索する一方で、州議会は、レンサム施設の役割は終わったとの見方を強め、施設当局が懸念したとおり、1915年以降、レンサムに対する新たな特別予算の承認はほとんどみられなくなる (Fig 3-3; Table 3-1)。そして、1916年には第三の施設をベルチャータウンに開設する。精神薄弱者の施設への総収容化政策にもとづく施設の収容力増強ばかりに関心を示す州に対して、1918年報告でレ

ンサム施設理事会は、以下のような不満を述べている。

「この2、3年、州はレンサム施設の役割が終わったとみる方向に傾いて我々に不快感を与えてきた。州は、我々と共同しないという見解ではなく、むしろ、我々の施設に関する豊富な知識を共有し、我々が、精神薄弱者の処遇に関する問題全体に必然的な関心を示すように導くことが、取るべきもっとも建設的な見方ではないのか。」(Wrentham State School AR [1918] 5；米田[1999] 184)

施設の価値判断にあくまでも収容力を基準とする州に対して、レンサム施設は、収容力以外の施設の効用を主張し、施設の存在意義を測る別の基準を形作る必要に直面したのである。そして、その新たな価値基準が、施設での訓練成果であり、その象徴が精神薄弱者のコミュニティへの復帰であった。

1915年報告の中で、施設長ウォリスは、「施設の全体的な印象は、精神薄弱者に対する世間の評価を和らげることに役立っている」、「最高に進歩を示す子どもたちは、パブリック・スクールの6学年程度までの進歩している」と述べ、レンサム施設がその言葉の厳格な意味で「学校」であること、単なる「収容」施設からどれほど程遠いかを「教室は進歩的な市や町の学年制学校に求められるものと同等のものである」という言葉で強調した(Wrentham State School AR [1915] 9-10)。また、施設での訓練の大きな特徴としての労働的活動についても、彼は、「労働的活動によって子どもの持っている資質が将来もっとも有望な方向へと指導される。この活動の総体は忙しい共同体であり、幸福な生活の場である。施設の中では、施設外の世界(すなわちコミュニティ)と同じように、精神薄弱児が最大限やるべきことと、彼のために最大限なされることとがある」(Wrentham State School AR [1915] 10)と施設での労働的活動の有効性と実社会とのその共通性を主張した。

翌 16 年の年報では、施設内での社会的活動（集会、音楽会、娯楽会、学芸会など）を取り上げて、施設の社会的特徴を述べ、精神薄弱者も人間として「心の奥深くで他人との喜びや楽しみの共有を望んでいる」ことを力説した（Wrentham State School AR [1916] 11-14）。彼は、レンサム施設が、精神薄弱者のためになすべきことを行うとすれば、授産訓練と社会的訓練のための設備が必要であり、保護処遇だけでは、精神薄弱者施設の必須条件の半分も満たせないと結論づけた（Wrentham State School AR [1916] 13-14）。そして、授産棟 2 棟（男女各 1）と集会ホールの建設費が議会に請求された。

この後、毎年の年報の中で、コミュニティ・ケアの試行の成果が述べられるとともに授産棟と集会ホールの建設が求められる。1917 年には、「施設へ送られてくる精神薄弱者の収容場所としての収容力への予算と配慮が、収容者の正しい処遇をするための設備・能力に対するものよりも先に費やされてきた」（Wrentham State School AR [1917] 7）との指摘が見られ、翌 18 年には、施設の本来の意図と社会の期待は、精神薄弱者をその能力の限界まで発達させることであったが、州の別の政策が、処遇に不可欠な労働機会を提供する設備の導入を保留にした」（Wrentham State School AR [1918] 7）と述べられている。その上で同年報では、精神薄弱者のコミュニティ・ケア試行の意図と教育・訓練設備の充実要求とを明確に結びつける以下の記述が見られる。

「精神薄弱者のコミュニティ・ケアの議論で我々が強調したい点は、精神薄弱者施設は保護と監禁の場所であるよりはむしろ、訓練学校であるべきであるということである。一つには現在の収容者のために、もう一つは現在と未来の真の施設の役割のために。そして真の目的のために授産棟、集会ホールが最小限必要である。」（Wrentham State School AR

[1918] 8)

(3) コミュニティへの復帰とソーシャル・ワーカーの導入

1914年のコミュニティ・ケアの発想は、唐突に出されたものではなかった。「総収容化」という掲げられた理念に反して、精神薄弱者がコミュニティで生活していた実例は元来少なくなかった。親や兄弟、親類の意向による退所をどの施設でも認めていたし、脱走者もそのまま退所の扱いになっていた。また、多くの親や身内は精神薄弱者を施設に措置することを好まなかった。自分の子どもを離れた施設におくことを不憫に思うと同時に、隔離に対する必要性を理解できなかった(Shceerenberger [1983] 163; Fernald [1904] 387)。肉親からの退所要請は多かったのである。

Davies (1959)が、「ファーナルドが、1890年にはじめて、収容者を非公式に地域社会に復帰させた」(Davies [1959] 153)と指摘しているように、実際には、精神薄弱脅威論を根拠に精神薄弱者の「総収容化」が強く主張されるなか、その唱道者である施設長自らが、精神薄弱者をコミュニティに放出していたことになる。デイビスは、ファーナルドが1919年に発表したコミュニティ復帰者への追跡調査(Fernald, 1919)の対象時期から、「1890年にはじめて」と述べているようであるが、実際には、恒常的に、数名から多いときには数十名の収容者をコミュニティに復帰させていた。

ウォルサム施設における家庭等復帰者数の推移を、1885年から1921年についてまとめればTable 3-2の通りである。ファーナルドは、家族の意向に応じて数名から多いときには数十名の収容者をコミュニティに復帰させていた。家族の保護のもとに生活するだけでなく、コミュニティで十分な賃金を得ることができる者が、1900年以降は毎年数名ずつ見られる。1905年の退所者の内訳について見てみると全退所者66名の内、家族の要望等何らかの理由

で家庭に戻ったものが41名、賃金労働の職を得て家庭に戻ったものが5名、このほか、公立学校に通学するために家庭に戻ったものが2名であった。保護的な形での復帰者41名のうち施設内で適切に自己指南できていた4名の成人女性は友人の熱心な請願で自宅に戻ることが許された者たちであった。このうち3名は定期的に報告もあり、家庭でうまくやっていたが、残りの1名は施設退所後3ヶ月で妊娠した。これらの数字に脱走者5名を加えて、この年には66名中53名がコミュニティに復帰していることになる(Massachusetts School for the Feeble-Minded AR [1905] 15)。家庭復帰の対象者たちは、十分な賃金を稼ぐまでではなくとも、家庭での家事、雑用等で、家族の助けとなったことは想像に難くない。

ウォリスは、ファーナルドの補佐を務めた8年間に、施設からコミュニティに復帰し、親や親類の保護のもとで生活する精神薄弱者の存在を知っていたし、コミュニティへの復帰という処遇方法にも通じていた。

レンサム施設における家庭等復帰者数の推移を、1907年から1930年までについてまとめればTable 3-3の通りである。1910年のレンサム施設の正式開所を待たずに、1909年には、ウォルサム施設からレンサム施設に施設開設準備要員として移されてきた収容者のうち、5名が保護者の求めに応じて家庭への一時復帰となり、さらに正式退所者3名は、コミュニティで職を得て家庭に戻っている(Wrentham State School AR [1909] 12)。

レンサム施設では、正式退所の他に一定期間の帰宅を認める一時復帰¹⁷をもうけていた。ここでいう一時復帰は、正式退所とは別に最長6ヶ月間の休暇、すなわち家庭等への帰省が認められる制度で、許可を受けた者は不在許可期間が満了になった時点で施設に戻らなければならなかった。不在期間の延長

¹⁷ 一時復帰者を指す用語は、”at home on visits”, ”absent”, ”vacations”, が用いられている。

を求める場合には，収容者はいったん施設に戻り，理事会に延長許可を提出しなければならなかった(Wrentham State School AR [1915] 11)。

Table 3-2 ウォルサム施設における家庭復帰者数の推移(1885-1920)

年	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902
全退所者	35	24	16	30	17	27	28	39	65	32	53	27	34	36	53	38	46	49
家庭等復帰 (保護)	11	14	12	19	8	14	13	22	30	18	28	14	27	19	40	26	32	32
家庭等復帰 (賃金労働)							1	4	7	3	2		2			3	2	4
家庭等復帰 (公立学校通学)								2+	8	2	7					2		
脱走者													1		1	2	5	3*
年	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920
全退所者	49	35	66	76	103	180	149	177	120	74	123	77	188	139	171	125	58	250
家庭等復帰 (保護)	21	9	41	47	55	48	65	56(43)	71(40)	44(28)	65(57)	33	53	73	80	78		142
家庭等復帰 (賃金労働)	6	4	5	12	11	2	2	4	8	6	14	7	9	25	35			
家庭等復帰 (公立学校通学)	7	1	2	3	2	4		4	2	1		2	3	2				
脱走者	5*	3*	5*	5	18	4	4	2	1	2	12	1	19	19	25	12	12	33

出典：Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth AR (1880-1882) ; Massachusetts School for the Feeble-Minded AR (1883-1920)をもとに作成。

註：家庭等復帰者及び脱走者は全退所者数の内数である。全退所者数には、この他に、他機関への移籍者等が含まれるため合計は一致しない。

脱走者数*印は、道徳的痴愚で、脱走して家庭に戻り、施設へ復帰しなかった者との記述がある。

1892年の家庭等復帰の2名については、年次報告で、公立学校に通学できるまでに教育されたとの記述がみられた。

Table 3-3 レンサム施設における家庭等復帰者数の推移(1907-1930)

年	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918
新規入所者数	10	45	11	217	68	180	42	250	263	348	239	166
退所者数		5	8	19	27	21	22	30	44	68	79	53
家庭等一時復帰者数			5	7	10	21	10	24	31	94	108	139
仮退所者数									[20- 25]		[38]	65
仮退所取消者数										5	3	
年	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930
新規入所者数	165	160	208	105	259	192	135	128	145	121	129	186
退所者数	84	124	105	205	144	113	147	118	58	70	54	61
家庭等一時復帰者数	171	162	209	209	225	97	191	160	173	160	207	197
仮退所者数			110	127	143				122	107	133	127
仮退所取消者数								8	10	11	4	6

出典：Wrentham State School AR (1907-1930)；Lillyman [1921] 103-107；米田[2001] 218 をもとに作成。

註：仮退所は parole の記述(1918 年以降)によるものである。それ以前については、ソーシャル・ワーカーの管理下におかれた者の人数を示している。また、[]付数字は Lillyman(1921)の記述による。

レンサム施設の年報では、退所者数と家庭等コミュニティへの一時復帰者数は、別に記載されており、ウォルサムのように退所者の内数としてはカウントされていない。

仮退所者数は家庭等一時復帰者の内数。

この一時復帰は、施設が収容者の家庭で収容者の監督を行うことが可能と判断された場合に、そのような監督下での一時的な退所を意味していた(10AR[1916], 5)。退所や一時的な帰宅を求める声は多く、レンサム施設理事会は、毎月多くの正式退所希望者や一時復帰希望者について審査することを求められた。審査にあたっては、当該収容者が施設におかれることが賢明であるか否かについて、「申請のあった家庭に戻された場合に、適切なケアがなされる見通しがあるか」「家庭に戻された場合にいかなる公的支出をも取り除くことになるか」「出産可能年齢の女性については彼女たちが虐待されないように確実に保護されうるか」などが吟味された。具体的には、申し出のあった家庭の状況調査、施設と家庭の連携の可能性、対象者の管理責任者(親や兄弟、後見人)の意志が確認されなければならなかった(Wrentham State School AR [1915] 10)。

ウォリスと施設理事会は1914年のコミュニティ・ケアの提案後、一時復帰希望家庭の状況調査と復帰者への継続的な監督指導の専任担当者として、ソーシャル・ワーカー1名を職員に加えた(Wrentham State School AR [1915] 10)。このソーシャル・ワーカーの就任をもって、レンサム施設における仮退所¹⁸制度が施設事業として正式に位置付いたことになる¹⁹(Lillyman [1921] 103)。

ソーシャル・ワーカーの監督下におかれてコミュニティに復帰したものが仮退所の扱いとなるが、一時復帰者のすべてがソーシャル・ワーカーの監督下

¹⁸ 精神薄弱者施設で採用された仮退所(parole)制度は、元来行刑用語であり、刑務所や感化院での矯正効果があがった者を仮釈放・仮出所させるものであった。精神病院でも、病院の空床をより重度な患者に譲るために、治癒性が高く、コミュニティでの生活に復帰可能な患者に仮退院制度が利用され、ついで精神薄弱者施設で援用されることになった。精神薄弱者施設では、仮退所はコミュニティ生活へ順調に移行させるための重要な手続きとなる(中村・米田 [1999a] 41)。

¹⁹ 仮退所(parole)という用語が年報の中で使われるのは1918年からである。

におかれたわけではなかった。一時復帰者数とソーシャル・ワーカーが監督指導を担当した仮退所者数の変化を見ると、コミュニティ・ケア提案の翌1915年で一時復帰者31名中20ないし25名が仮退所であり、1917年が108名中38名、1918年が139名中65名となっている(Table 3-3)。

一時復帰者数も仮退所者数も着実に増加していった。ソーシャル・ワーカー1名に事前調査も監督指導もすべての責任を負わせることには限界があるとの指摘がなされ(Wrentham State School AR [1919] 7)、1920年にはソーシャル・ワーク業務専用自動車一台購入され、翌21年にはソーシャル・ワーカーが2名に増員される(Wrentham State School AR [1921] 13)。1922年には、一時復帰者数が225名に達し、仮退所者数も143名を数えている。

ソーシャル・ワーカーの監督下におかれる対象者は、コミュニティでの就労の可能性がある者で、施設長や医師たちによって記載された「将来のコミュニティ生活が有望な収容者」のリストから選ばれた(Wrentham State School AR [1921] 13; Lillyman [1921] 103)。1918年にソーシャル・ワーカーが監督した65名はコミュニティで職を得て生計を立てていたし、1921年には仮退所者110名のうち75名が自活していた(Wrentham State School AR [1918] 15)。

1914年のコミュニティ・ケアの構想が、施設の教育成果を示す文脈で提起されたことから考えて、ソーシャル・ワーカーが担当する仮退所が、自活可能な労働能力を有するケースのコミュニティ復帰に焦点化されたことは当然であった。

その一方で、一時復帰者数の半数は、仮退所による者ではなかったが、「施設は肉親の関心の範囲を超えてまで精神薄弱者を収容する意味をもつ場所ではない。彼らの多くは家庭の状況によっては十分に有用に能力を発揮できる」(Wrentham State School AR [1920] 6)との理由で家庭に戻された。肉親のも

とで過ごす条件の整っている精神薄弱者は無理に収容されるべきではないことも明確に主張されるようになっていた。

膨大な数の入所待機者を抱え、緊急に施設入所を必要とするケースに応えるために、施設当局は、施設に空席をつくるべく「コミュニティで適切に処遇され、保護されることが安全確実な者はすべて、退所させる方向」(Wrentham State School AR [1916] 5)で従来から努力していたのであり、この意味での精神薄弱者のコミュニティ復帰は、水面下で脈々と続けられてきた。

ウォリスが、このコミュニティ復帰者の中から、経済的自立可能なケースと彼らに対する特別な支援策を浮上させたのは「コミュニティ・ケアの議論を通して精神薄弱者施設は保護と監禁の場ではなく訓練学校であるべきことを強調」(Wrentham State School AR [1918] 8, 13)し、施設の教育設備・機能充実の必要性と有効性を議会に訴えるためであった。また、その他のケースを積極的に一時復帰させ、それを明言することで、もはや「総収容化」の理念が崩れ、施設が単なる「収容の場」ではなくなったという彼の認識を強調するものであった。

施設の教育成果としての施設内労働、さらには、監督付きでのコミュニティへの復帰と就職は、州の経費を節減すると同時に施設の影響下におかれる精神薄弱者の拡大という社会的要求にも応える方策であった。

レンサム施設の維持経費を、一人当たり1週間に換算すると4～6ドルの経費がかかっていた (Table 3-4)。これは、施設内自活・自給自足の原則のもとに、維持経費を収容者に支払った賃金とみなせば、一般の農場労働者の週あたり平均賃金と大差ないものであったが (Table 3-5)、しかし、収容者一人当たりの1週間の労働のみの施設収入 (施設内労働の一般労働換算額) 自体は、1セントにも満たない金額であった。

施設内労働だけでは、教育・訓練の成果は主張できなかつたのである。州

の政策に則った収容力の拡充に重点を置いたアンバランスな施設展開を余儀なくされたレンサム施設理事会と施設長ウォリスにとって、コミュニティへの復帰と就労を進めることは、教育・訓練機能の充実を議会に要求し、彼らが理想とする総合的な機能を持つ精神薄弱者施設への発展を遂げるための手段であったと考えられる。

Table 3-4 レンサム施設における収容者の維持費と生産高の推移(1911-1920)

年	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年
年間平均収容者数	257.92	381.44	422.75	600.13	658.25	998.49	1,073.82	1,188.01	1,207.39	1,227.78
維持費総額(\$)	61,972.70	77,152.63	90,906.42	120,695.09	144,807.42	191,932.71	256,945.13	348,130.25	348,967.80	444,764.55
週一人当たり維持費(\$)	4.62	3.89	4.14	3.87	4.23	3.70	4.60	5.64	5.56	6.97
生産品売り上げ(\$)	346.14	74.70	182.69	230.27	890.04	532.76	593.78	1,867.36	1,203.93	1,067.40
週一人当たり売り上げ(\$)	0.03	0.004	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.03	0.02	0.02
その他の施設収入(\$)	324.32	560.87	931.54	1,081.25	1,630.54	1,197.13	1,865.09	2,239.70	2,977.50	4,587.69
週一人当たり施設収入(\$)	0.02	0.03	\$0.04	0.03	0.05	0.02	0.03	0.04	0.05	0.07
週一人当たり収入合計(\$)	0.05	0.03	0.05	0.04	0.07	0.03	0.04	0.07	0.07	0.09
週一人当たり正味維持費(\$)	4.57	3.86	4.08	3.83	4.16	3.66	4.56	5.57	5.49	6.88

出典：Wrentham State School AR (1911-1920)をもとに作成.

Table 3-5 米国における労働者の収入 (1892-1926)

年	工場賃金労働者		農夫		連邦職員		公立学校教員	
	年収(\$)	週当たり(\$)	年収(\$)	週当たり(\$)	年収(\$)	週当たり(\$)	年収(\$)	週当たり(\$)
1926	1309.00	25.10	593.00	11.37	1809.00	34.69	1277.00	24.49
1924	1240.00	23.78	574.00	11.01	1708.00	32.76	1247.00	23.92
1922	1149.00	22.04	508.00	9.74	1625.00	31.16	1188.00	22.78
1920	1358.00	26.04	810.00	15.53	1648.00	31.61	936.00	17.95
1918	980.00	18.79	604.00	11.58	1380.00	26.47	689.00	13.21
1916	651.00	12.48	388.00	7.44	1211.00	23.22	605.00	11.60
1914	580.00	11.12	351.00	6.73	1140.00	21.86	564.00	10.82
1912	550.00	10.55	348.00	6.67	1128.00	21.63	529.00	10.15
1910	558.00	10.70	336.00	6.44	1108.00	21.25	492.00	9.44
1908	475.00	9.11	324.00	6.21	1102.00	21.13	455.00	8.73
1906	506.00	9.70	315.00	6.04	1084.00	20.79	409.00	7.84
1904	477.00	9.15	290.00	5.56	1066.00	20.44	377.00	7.23
1902	473.00	9.07	264.00	5.06	1061.00	20.35	346.00	6.64
1900	435.00	8.34	247.00	4.74	1033.00	19.81	328.00	6.29
1898	412.00	7.90	228.00	4.37	1025.00	19.66	306.00	5.87
1896	406.00	7.79	220.00	4.22	1084.00	20.79	294.00	5.64
1894	386.00	7.40	214.00	4.10	1110.00	21.29	283.00	5.43
1892	446.00	8.55	238.00	4.56	1096.00	21.02	270.00	5.18

出典 : U. S. Census Chapter D: Labor Series D 779--793. Average Annual Earnings in All and Selected Industries and in Occupations: 1890 to 1926.

Carter, Susan B. (Ed.) (1997) U. S. Bureau of the Census Historical Statistics of the United States on CD-ROM Colonial Times to 1970 をもとに作成.

第3節 精神薄弱者のコミュニティ生活論と生活支援策

1. 「社会的適応」の問題としての精神薄弱と精神薄弱者コミュニティ生活論

すべての精神薄弱者を施設で保護収容することは不可能であるという認識が関係者に広がってきた1917年、レンサム施設長のウォリスは、コミュニティで安全に生活可能な精神薄弱者集団を考える場合、どのようなコミュニティであれば精神薄弱者が安全に生活できるかを考えるべきであると主張した(Wallace [1917] 105-109)。翌18年、当時のオピニオン・リーダーであったマサチューセッツ最初の州立精神薄弱者施設であるウォルサム施設の施設長ファーナルドが「ウォリスがいうように精神薄弱者がコミュニティに合わないのではなく、コミュニティが精神薄弱者に合わないのかもしれない」(Fernald [1918], 171-176)という言葉で彼の主張を受け入れ、精神薄弱者総収容化政策の放棄を明言するにいたる。

ここでは、ウォリスの1917年論文「コミュニティで処遇されうる精神薄弱のタイプ」(Wallace [1917] 105-109)をもとにと精神薄弱者のコミュニティ生活に対する新しい考え方を検討したい。

彼は、優生学がもたらした精神薄弱者や犯罪者に対する「隔離」という社会的措置を、「個人に対する関心と個人の権利に対する信念の増大に伴って、我々の良心は、そのような極端な施策に不快感を抱くようになった」(Wallace [1917] 106)と否定するとともに、「多くの社会問題に対する一つの解決策を探求する社会事業家が、あらゆる種類の不幸な人々を大規模に隔離することを唱道したことは、驚くことではなかった。その代わり、社会事業家は、個人の研究に最大限の努力を払い、各々のケースにとって最良の策を施すことを望んだ」(Wallace [1917] 106)と述べている。つまり、彼は、施設対象者

への直接的な働きかけとしては、「個人の利益を第一に」(Wallace [1917] 106) したシステム構築を目指していたのである。

彼は、膨大な入所志願者のファイルの前に、「この少年少女たちにとって、施設の与える保護と教育が唯一のチャンス」(Wallace [1917] 106)ではあるが、施設収容が実際的な解決方法ではないことが明らかになってきた今、最も実践的な策は、「さらなる施設の拡充とともに、コミュニティでの精神薄弱者の安全な処遇の方法理解を促進すること」(Wallace [1917] 106)であると考えた。そして、その安全な処遇の方法は特別な訓練と適切な監督であると結論づける。

彼は、「精神薄弱者は、社会的反応も非社会的反応もどちらもコミュニティの他者に依存している。精神薄弱者は、良いことにも悪いことにも簡単に影響されてしまう漂流者である」(Wallace [1917] 107)ことを理由に、適切な監督の必要性を訴えた。また、教育に関しても、「精神薄弱者は、特別な訓練無しでは、正常な子どもならば自然に身につける、社会生活上の義務を履行することを学べない」(Wallace [1917] 107)と述べている。

そして、この特別な訓練の欠如が、「コミュニティで、最も単純な活動さえ満足に遂行できない精神薄弱者が、数多く見いだされる」(Wallace [1917] 107)理由であると指摘した。さらに、彼は、「いったい何人の正常な人間が、あらゆる社会活動に失敗し、労働の大きな機会を奪われまで、コミュニティで正常な反応を続けることができるだろうか」(Wallace [1917] 107)という言葉で、精神薄弱が社会問題になるメカニズムを説明した。

精神薄弱者はその反応を他者に依存するという彼の理解が、「精神薄弱が社会に合わないのではなく、社会が精神薄弱に合わない」(Fernald [1918] 175)という、「環境選択」あるいは「環境調整」志向へと、彼の精神薄弱者処遇策を導いたと言える。

精神薄弱児にとっての特別な訓練の保障は、公立学校に設けられた特殊学級²⁰で補完可能であったし、特殊学級在学中（6歳から14歳）は、コミュニティ内での監督も特殊学級が受け持つことができた。しかし、卒業後の成人期に適切な監督を及ぼす施策が必要であった。

2. 成人精神薄弱者収容保護の代替策としての監督付きコミュニティ生活

（1）特殊学級卒業・退学者のアフターケアとしての施設収容保護・訓練と仮退所

従来、施設は精神薄弱者に教育・訓練の場と、訓練の成果を表現する労働の場、社会的活動の場を提供していた。特殊学級が設けられたことで、施設に収容されない精神薄弱児に対しても、コミュニティにおける特別な教育・訓練の場が確保された。さらに、特殊学級在学中は、特殊学級担当教師がコミュニティ内での監督も受け持つことができた(Wallace [1917] 108)。

レンサム施設長ウォリスは、特殊学級卒業後の精神薄弱児が社会問題になるのは、卒業後に聡明な監督を持たないからであり、卒業後の最も危険な時期に彼らを一時的に施設に滞在させ、職業訓練をし、その後、監督付きでコミュニティに退所させれば、問題を未然に防ぐことができると考えた(Wrentham State School AR [1914] 14-15; Wallace [1917] 108)。

（2）施設での訓練とソーシャル・ワーカーによる精神薄弱者のコミュニティ生活支援

レンサム施設では、施設から直接コミュニティに仮退所した精神薄弱者に対して、施設の監督・管理効力を提供するために、1915年にソーシャル・

²⁰ 公立学校特殊学級が精神薄弱者施設の社会的位置づけ・役割の変化に及ぼす影響を与えたのかについては第4章を参照。

ワーカーが雇用される。仮退所による精神薄弱者の受け入れ希望家庭や職場にソーシャル・ワーカーが派遣された。ソーシャル・ワーカーの職務として環境調査とともに、精神薄弱者の処遇に関するコミュニティ関係者の指導が重視された。ソーシャル・ワーカーが受け入れ希望家庭に何回も足を運び、精神薄弱者について説明を重ねるうちに、その家人自らが、精神薄弱者を自宅に受け入れることへの隣人の同意の必要性を実感するようになる。施設は、家人がそうした行動をとるようになってはじめて、その家庭を受け入れ先として承認した (Lillyman [1921] 104)。

ウォリスは、コミュニティにおける精神薄弱者の処遇を模索する一方で、施設の充実が不可欠であると考えていた。結局、精神薄弱者の不適切な反応は、コミュニティの中で出逢う人々と、彼が措かれる状況に左右されることから、より強い監督が必要なケースは、施設に收容し、生活させる方が望ましいと考えられたからである (Wallace [1917] 108)。

ウォリスの精神薄弱者のための「理想環境論」は、決して、彼独特のものではなかった。精神薄弱者にとっての利益という観点では、総收容化の理論が「收容施設こそが精神薄弱者にとっての『楽園』であり、手厚い指導と監督の下で、自由が保障されており、無知や墮落と恥辱の代わりに、幸福が享受され、保護が与えられ、軽度のものは生産人としての可能性を獲得することができる理想の『コミュニティ』である」とうたっていた (Barr [1902] 5-8; Trent [1994] 142-143)。

ウォリスは、1912年報の中で、コミュニティでうまくいかない精神薄弱児が、施設内でうまく社会的な行動がとれるようになる経過について次のように説明している。

施設的世界（施設の中）では、おそらく初めて、精神薄弱者は、自

分を理解してくれるために十分な時間を割いてくれる人に出逢うだろう。彼は施設内では「遅く」はなく、他の誰かが彼よりも「遅い」。彼は、彼の隣人と同様に「良く見え」、何人かの者よりは自分の方が優れている。おそらく彼は、彼の人生で初めて、社会生活を営むことができる。彼は集団の尻について歩く存在ではなく、集団のまん中に立ち、勉強や運動、調理や農作業ができる(Wrentham State School AR [1912] 13)。

さらに、彼は、「精神薄弱者の、今まで表出される場がなく、閉じこめられたままだった好ましい欲望や感情が、具体的な形で表出できる真実の諸活動の小世界が無ければ、精神薄弱者をともに集めて施設で生活させることは無意味である」(Wrentham State School AR [1912] 13) と主張した。

通常のコミュニティでは、一般の人々とリズムやテンポの合わない精神薄弱者も、精神薄弱者によって組織されるコミュニティであれば、正常な社会生活が、彼らのテンポで展開されるというのが、ウォリスの考えである。通常のコミュニティ同様の営みを施設内コミュニティで実現することに力が注がれていた。

彼は、この考えを実現すべく、施設への授産棟や集会ホールの追加を議会に求め続けるのである。精神薄弱者施設における授産設備の役割は、精神薄弱者に「健全で正常な表現方法」(Wrentham State School AR [1919] 11)、すなわち、獲得した能力・技能の活用を与えることであった。

この彼の考えは、技能を身につける教育・訓練の場と、身につけた技能を表現する場の二者が適切に確保されれば、精神薄弱者にも通常の世界生活の営みが可能であると解釈することもできる。学齢期の精神薄弱児のために特殊学級が整備されてきた1910年代にあっては、「表現の場」をどこに求めて

いくかが課題であった。そして、彼は、施設外での「表現の場」の確保が可能であることを、ウォルサムやレンサムでのコミュニティ復帰者の事例から知っていた。

ウォリスは、その表現と社会生活の場をコミュニティに確保すべく、仮退所による精神薄弱者の受け入れ希望家庭や職場に、ソーシャル・ワーカーを派遣したのである。ウォリスは、家庭、職場、近隣住民等あらゆる関係者の理解と監督が整ってこそ、そのコミュニティが、精神薄弱者にとって望ましい場になると考えていた。ウォリスが重視した施設とソーシャル・ワーカーの役割は、仮退所先環境の適切性の確認というよりもむしろ、退所先の最適な環境への修正であったと考えられる。

ソーシャル・ワーカーの業務は、1) 事前業務として、①家庭と社会状況の調査（仮退所制度による監督の説明とコミュニティの各関係機関、個人の協力の取り付けを含む）、②施設長、理事会、スタッフへの報告と協議、2) 事後業務（アフターケア）として、①家庭訪問による監督、②施設での対象者の個人報告、書簡による対象者との交信、③雇用者、親族その他関係者への訪問と書簡による交信、であった（Wrentham State School AR [1922] 13）。

1922年のソーシャル・ワーカーの業務件数をまとめれば、Table 3-6の通りである。退所予定先への訪問調査・相談が94件、1件当たりの訪問回数が1回～8回とのことであり、仮に平均4回の訪問とすれば、年間で376回となる。事後業務としての監督・指導についてみると、127名の仮退所者に対して、家庭訪問474回であり、平均して仮退所者一人当たり3.7回（すなわち3回～4回の訪問）となる。また、雇用主等への訪問すなわち職場等への訪問指導が396回、一人当たり3.1回（すなわち3回程度の訪問）であった。仮退所者への訪問指導・監督業務（事後業務）だけで年870回、事前業務の仮退所先への訪問調査・相談の回数を合わせると推計で1246回の訪問回数となる。

これを2名のソーシャル・ワーカーで担当していたことから一人当たり1年間に623回の訪問業務をこなしていたことになる。

Table 3-6 レンサム施設ソーシャル・ワーカー（2名）の業務件数(1922)

訪問業務内容		対象件数 ・人数	訪問 回数	対象者一 人当りの 訪問回数	備考
事前 業務	家庭・社会調査	94件	376回		1件につき1～8回の訪問調査・相談との記述から、平均訪問回数4回として述べ訪問回数を推計
事後 業務	仮退所者訪問	127人	474回	3.7回	1～6ヵ月ごとに訪問指導との記述がみられる
	雇用主等訪問		396回	3.1回	

出典：Wrentham State School AR [1922] 14をもとに作成。

このようなソーシャル・ワーカーの監督のもと、仮退所者の多くは、順調にコミュニティ生活に適応していた。Table 3-7 は仮退所者の住まいの状況と就労先等についてまとめたものである。男性の仮退所者の多くは親族宅であるのに対し女性は、親族宅に次いで職場住込みの者も多くみられる。これは、住み込みで家政婦をしているものが30名と多いことを反映している。賃金で見ると、男性で週当たり9.25ドルであり、これは、Table 3-5の当時の農夫の収入に近い。一般工場労働者の工賃は、週当たり22ドルであり、男性

仮退所者の平均賃金はこの半額に満たない²¹。しかしながら、それでも、仮退所者はコミュニティでの就労により、施設の週一人当たりの平均維持費 (Table 3-4 参照) に近い収入を得られていたのであり、コミュニティにおける自活による州の負担軽減のアピールにはなつたと考えられる。

Table 3-7 レンサム施設仮退所者の生活状況 (1922)

生活環境	男性	女性	計
親族宅	37	45	82
職場住み込み	3	30	33
下宿	9	3	12
計	49	78	127
職業	男性	女性	計
製造工場・自動車修理工	32	27	59
場・洗濯屋等			
事務所・商店	1	2	3
農場 (賄い付)	10		10
家政婦 (賄い付)		33	33
無給就労	6	16	22
計	49	78	127
週平均賃金 (\$)	9.25	5.50	

出典：Wrentham State School AR [1922] 14 をもとに作成。

²¹ Table3-7 の平均賃金は賃金労働に従事しているものの平均額である。住み込みや賄い付の者の賃金はその分安いことも考えられるが、仮退所による精神薄弱者の賃金は一般労働者の賃金水準より低かったと言える。

このような精神薄弱者のコミュニティ復帰状況であったが、特筆すべき点は、反社会的行動等の問題のないケースでも、コミュニティでの生活よりも施設での生活に「幸福」を感じて、自ら施設へ戻る精神薄弱者がいたことである（Lillyman [1921] 103; Wrentham State School AR [1916] 14）。レンサム施設理事会は、1913年報の中で「理事会も施設長も施設の定員オーバーを容認している。たとえ過密な状態であっても、コミュニティにいるよりは、施設にいる方が、子どもたちにとって望ましい」（Wrentham State School AR [1913] 7）との立場をとっているが、精神薄弱者にとって現実のコミュニティは、暮らしにくい環境であった。ウォリスは、家庭、職場、近隣住民等あらゆる関係者の理解と監督が整ってこそ、そのコミュニティが精神薄弱者にとって望ましい場になると考えていた。ソーシャル・ワーカーの役割は、退所先の環境状況を、施設内同様、その精神薄弱者に望ましい社会的活動の場（労働等による自己表現の場）に調整・修正することであった。

（3）ニューヨーク州立ローム施設の小コロニーによる精神薄弱者のコミュニティ生活支援

レンサム施設の展開でも見られたように、各州の精神薄弱者施設では、入所需要が収容力を大幅に上回る状況の継続と固定化は、緊急度の高い入所待機者の受付けと彼らの隔離・保護という施設の役割遂行を困難にさせていた。州議会に頼った州の予算による収容力の増強は、決定までに時間を要するうえに、事実上困難であり、施設長たちは、多数の入所需要にも施設に期待された社会的役割にも応えられない事態に直面した。この事態は、施設の存在意義を失わせるものであるため、20世紀初頭の各州の公的施設は、州議会に対して収容力増強の要請を継続するとともに、その代替策を模索せざる

をえない客観的状況におかれていた(中村・米田, 1999a)。

マサチューセッツ州のソーシャル・ワーカーの監督による仮退所制度の導入とはほぼ同様の時期に、ニューヨーク州4番目の州立施設ローム施設では、小コロニーの設置による精神薄弱者のコミュニティ復帰策が試みられた。

ローム施設では施設過密状態の緩和策として、大規模施設とコミュニティの中間施設である小コロニーをコミュニティ内に設置し、労働可能なまでに施設で訓練された精神薄弱者をそこに措置し、さらに経過良好な者を仮退所にし、施設に空席を作るという形がとられたのである(中村・米田, 1999a; 佐藤, 1988)。

ローム精神薄弱者施設のバーンスタイン(Bernstein, Charles 1872-1942)施設長が開始した小コロニーは、当時の大規模・隔離化政策である精神薄弱者の施設総収容化とは相反するコミュニティでの生活を目指した点で、「働く力の育成と働く場、そして長期の保護的生活の提供」という、従来の施設の役割を変更するものであった(中村・米田 [1999a] 38)。

バーンスタインによって1906年にコミュニティ内に設置された小コロニーは、指導監督とケアおよび訓練・教育機能を備え、外部で働く場をもった収容定員が20人程度の小規模な男女別生活ホーム群であった(Millias [1942] 17-19; 中村・米田 [1999a] 41)。その最大の特徴は、コミュニティに対する開放性である。バーンスタインの農業小コロニーとマサチューセッツ州ウォルサム施設のテンブルトン農場コロニーと共通するのは、親施設の過密状態の軽減と親施設への農産物の提供という点であるが、コミュニティへの開放か隔離かという点では大きく異なっていた(中村・米田 [1999a] 41)。

バーンスタイン施設長を補佐したW.W. ミリアスは、この小コロニーのことを「普通の人々と同じように生活すること」を精神薄弱者が学んだホームであると評している(Millias, 1942)。

小コロニー構想のころ、ローム施設近辺には農業不況によって生じた安価で入手可能な抵当流れや放置された農場が多数あり、他方で、安上がりな補助労働力（男子）を求める近隣農場があった（Rome State Custodial Asylum AR [1910] 40；中村・米田[1999a] 42）。第一次世界大戦後の好況と人手不足は、彼らの就労先を拡大した。バーンスタインが、小コロニーを開始した時期は、施設外の事情としては、農業用地が入手しやすく、同時に精神薄弱者の安価な未熟練労働力に対する需要が存在する時期であり、施設内の事情としては、入所者の変化²²と訓練によって過剰労働力が生じてきた時期でもあった（Bernstein [1914] 52；中村・米田[1999a] 42）。

また、本章で述べたマサチューセッツ州の例と同様に、ローム施設でも少数ながら退所や脱走によるコミュニティ生活への適応事例がみられたことから（中村・米田[1999a] 42）、バーンスタインは、コミュニティで「男子は農場で、女子は施設が選んだ家庭で家事により、立派な補助者となることができる者は多い（Rome State Custodial Asylum AR [1915] 18；中村・米田[1999a] 42）と考えた。また、彼は、精神薄弱者の適応困難を早期の正常な経験の不足に帰し、農業小コロニーの職員夫婦による生活訓練の重視によって、勤勉・幸福・健康というアメリカ社会に受容される行動を育成しようとした（Rome State Custodial Asylum AR [1915] 17-18；中村・米田[1999a] 42）。

²² 重度者が本来の入所対象であるローム施設であったが、1900年頃から、より軽度の年少児が多数入所するようになった。1894年の施設開設時から1901年までの入所者のうち、最も程度の高い者に分類されていた「高い痴愚」の入所数は、1894年度0名（収容者総数12名）、1895年度4名（同99名）、1896年度13名（同128名）、1897年度4名（同35名）、1898年度7名（同45名）、1899年度3名（同9名）、1900年度15名（同119名）、1901年度13名（同138名）となっており、「高い痴愚」の総収容者数に占める割合はほぼ1割を越えるようになる。教育の最適期と考えられていた10歳から20歳までの入所者の収容者総数に占める割合は、1894年33.5%、1899年46.7%、1904年47.1%、1909年49.9%と着実に高くなっている（中村・米田[1999a]41）。

中村・米田(1999a)は、バーンスタインの小コロニー制度は、施設経営者としての現実的必要性から生じたし、特定の理念や思想よりも、創設以来の施設運営およびに精神薄弱者訓練の具体的な経験に基づいて開始されたものであり、それは、例えば女子コロニーの作業種選択²³における周到な準備にみられると評している(中村・米田[1999a] 43)。

ホーム施設が開設した小コロニーについて示せばTable 3-8の通りである。小コロニーは、当初、男子を対象として、親施設の収容力の補充と収容者の労働力活用による親施設への農産物の供給と自給化からはじまり、女子に拡大されて、農業を含む近隣産業の未熟練労働力の補完へと展開した。小コロニーは、賃貸・運営費を大部分は収容者の賃金で賄ったという金銭的な結果もさることながら、処遇経費削減よりは、コミュニティ生活に適応できそうな精神薄弱者に対する通常のコミュニティ条件下で実際的な訓練を行うことへとその狙いを変えていったのである(中村・米田 [1999a] 43)。

小コロニーの機能では、指導監督とケア付きの生活ホームから通勤ホームへ拡大するコロニーもあり、コミュニティへの措置のための調整、適応のための生活訓練、再入所者に対する再訓練等が追加されて複合的となる。女子コロニーのなかには夜間学校で裁縫・料理等が指導される例もあった。小コロニーの規模が20人から40人であるのは、一家族としての規模と小コロニーの職員夫婦が担当できる限界から設定された(Bernstein [1920] 10; 中村・米田 [1999a] 43)。対象者の選定では、痴愚ないし境界線級の男子からはじまり、女子にも試行的に適用されるようになる²⁴。職種では、男子では

²³ 一般の人々と競合しない家事・手による洗濯・裁縫を、需要が見込まれる人口の多いローム市の都市部に求めた(Bernstein [1917] 26; 中村・米田 [1999a] 43)。

²⁴ 非行歴のある精神薄弱男性のコロニーも開設され、女子の非行者(極度の非行を除く)にまでさえ対象が拡大された。仕事先が家庭の場合は、非行歴がない精神年齢15歳以上の女性が選抜された(中村・米田[1999a] 43)。

農業，女子では家事を中心としながらも，地場産業，植林にも鉦大した
(Bernstein [1920] 1-27; 中村・米田 [1999a] 43)。

この展開過程から理解できるように，ローム施設の小コロニーは，増設過程での成果によってコミュニティへの措置を考えたといえよう。

Table 3-9 は，ローム施設における小コロニー及び仮退所措置者数を示したものである。小コロニーと仮退所をあわせて，1921 年で 781 人（総収容者数 1500 人程度）がコミュニティへ復帰していることがわかる。レンサム施設の退所者及び仮退所者の総数は，424 名（総収容者数 1300 人程度）であるが，両施設とも総収容者数は 1300 人～1500，小コロニーと仮退所の組合せによるコミュニティ復帰が，ソーシャル・ワーカーによる直接的なコミュニティ復帰よりも，多くの者のコミュニティ・ケアを実現できていたことがわかる。

Table 3-8 ローム施設が開設したコロニー群 (1906-1919)

コロニー名称 (閉鎖年)	開設年	男女別	種 類	広さ(エーカー)	収容数	経費(\$)	取得形態
Brush	1906	男	農業	187	20	10000	購入
Bailey	1908	男	農業	15	20	5000	購入
Rathburn	1910	男	農業	300	24	1000	賃貸
Lamphere	1912	男	農業	50	30	5000	購入
Evans (1919)	1914	女	家事		14	420	賃貸
Indian Lake (1918)	1915	男	植林	150	20		州の貸与
Stook	1915	男	農業	270	20	1100	賃貸
Talcott	1916	男	農業	200	24	1000	賃貸
Mason	1916	女	家事		18	600	賃貸
Kossuth	1917	男	産業		32	900	賃貸
Akron (1919)	1917	男	農業	60	40	700	賃貸
Staten Island (1918)	1917	女	家事		10	480	賃貸
Parry	1917	女	家事		18	480	賃貸
Oriskany Falls	1917	女	織物工場		24	480	賃貸
Dewey	1918	男	農業	90	20	600	賃貸
Lawrence	1918	男	植林	1350	36	1000	賃貸
East Aurora No. 1 (1921)	1918	女	家事		20	480	賃貸
Syracuse No. 1 (1922)	1918	女	家事		60	1200	賃貸
Robinson	1918	女	家事		18	600	賃貸
Richfield Springs	1919	女	織物工場		40	480	賃貸
Hamilton	1919	女	家事		24	720	賃貸
Isaac Hopper Home	1919	女	家事		20		寄付

出典：中村・米田[1999a] 43.

Table 3-9 ローム施設における小コロニー及び仮退所措置者数(1921, 1923)

	1921年			1923年		
	男	女	合計	男	女	合計
コロニー	312	237	549	376	326	702
仮退所-家庭	81	46	127	155	63	218
仮退所-就労	49	56	105	87	85	172
合計	442	339	781	618	474	1092

出典：中村・米田[1999a] 44.

第4章 精神薄弱者処遇の中心としての精神薄弱者施設の展開

第1節 公立学校における精神薄弱児問題と施設の新たな対象者像

1. 公立学校における精神薄弱児問題

米国では、公立学校制度の普及に伴い、何らかの精神欠陥 (mental defective) のために学校での学習に遅れのある遅進児 (backward child) や低能児 (subnormal child) の問題が生じてくる。1896年のロードアイランド州プロヴィデンスの公立学校を皮切りに、1916年までに、全米119の都市に精神欠陥 (精神薄弱) 特殊学級 (学校) が開設された (Fig. 4-1) (U.S. Commissioner of Education [1917] 679-682)。

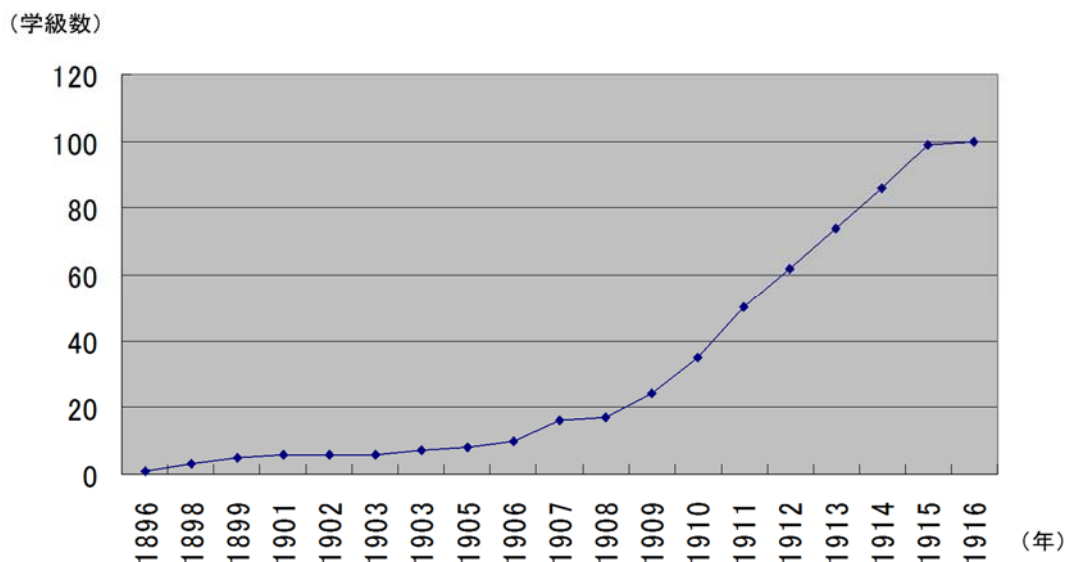


Fig. 4-1 全米における公立学校特殊学級の設置都市累積数の変化

出典：U.S. Commissioner of Education [1917] 679-682.

註：開設年不詳の19学級を除いた数で作成。

例えば、マサチューセッツ州では、州内 16 都市で特殊学級が設けられる (U.S. Commissioner of Education [1917] 679-682)。ボストン市の計画では、真の痴愚 (imbecility) は精神薄弱者施設で処遇され、精神欠陥児¹は特殊学級で、鈍い子ども (dull) は通常学級と連絡した学年混合学級 (ungraded classes) で処遇される」(Chace [1904] 390-401) はずだった。しかしながら、ボストン市の特殊学級には、痴愚の精神薄弱児が存在していた。公立学校当局は、「ウォルサム施設は、施設処遇を必要とする者多数が入所できないほど過密である。適切な場を提供されない子どもを学校から排除することはできない。」(Chace [1904] 390-401) として、痴愚の精神薄弱児を公立学校に受け入れた。

特殊学級が開設され始める 1900 年頃の状況を反映した分類には、バー (Barr, Martin W.²) が 1904 年に示した「精神薄弱者の教育的分類³」がある (Barr [1904b] 38)。バーは、従来からの白痴、痴愚、道徳的白痴に加えて遅進あるいは低能 (mentally feeble) という分類を行い、実社会に措置する目的で訓練されるべき対象であることを示唆していた。

1910 年には、全米精神薄弱研究協会の精神薄弱の分類に関する委員会の報告 (Rogers [1910] 61-67) がなされ、ゴダード (Goddard, H. H.) のヴァインランド訓練学校の収容者 400 人に対する知能検査の実施研究の成果 (Goddard [1910] 17-30) に基づいて、新たな分類案が提案された。ゴダードは、Barr (1904) の分類を踏まえつつ (Goddard [1909/1910] 48-52)、ビネ式知能検

¹ 1910 年にゴダードにより魯鈍 (moron) とされる対象である。

² バーはペンシルベニア州のエルイン精神薄弱者施設 (ペンシルベニア白痴学校の移転・大規模化後の施設) の施設長である。施設の総合化を主導したカーリンの後継者であり、精神薄弱者の施設内自活・施設総収容化論者であった (Trent [1994] 142-144)。その彼をしても、遅進児・低能児は、実社会すなわちコミュニティに措置されるべく、訓練される者という捉え方をしている。

³ これはバーの著書 Barr (1904a) からの抜粋の形で全米精神薄弱研究協会の機関誌 *Journal of Psycho-Asthenics* に掲載されたものである。

査の結果に基づく精神年齢による分類であった (Table 4-2)。これまで、遅進児あるいは低能児と呼ばれてきていた集団の中には、知的能力に大きな欠陥はないものの判断力に欠ける者たちがおり、知能検査の結果、痴愚よりも高度の能力を有しているが、精神年齢で 12 歳を超えない集団として、魯鈍 (moron) と名付けられた。1911 年には、この精神年齢による分類は、「精神薄弱者の新分類 (仮)」とする巻頭言で、医師、教師、親、生徒などすべてに分かりやすいものと述べられていることからわかるように、精神薄弱者施設長たちは、この単純化された分類を受け入れ、広く用いるようになる。

公立学校における精神欠陥児と従来の精神薄弱 (痴愚) 児の問題を通して、精神薄弱は、白痴、痴愚に加えて、高機能の集団である魯鈍級の対象までを含む概念になる⁴。それと同時に、従来の精神薄弱児も含めて、施設外のコミュニティにおける精神薄弱児の存在が明らかなものとなり、それへの社会的対応が必要になったのである。

⁴ 19 世紀末から 1920 年頃までは、Mentally Defectives, Backward, Subnormal, Dull, Retarded などの用語が主に公立学校の文脈で問題になる軽度級-境界線の子どもの論考で用いられた。使用者によってそれぞれの用語が何を指すのかについて不明確な部分も多かったゴダードと精神薄弱の分類に関する委員会の分類案以降、知能検査の結果による分類が広がったことで、「正常」から「白痴」までの段階的分類がなされるようになる。レンサム施設長ウォリス (1922) は、IQ による程度分類に従って、IQ60-69 を高度魯鈍→IQ70-79 を Borderline (境界線)→IQ80-89 を Dull (愚鈍)→90-110 を Normal (正常) と記述している (Wallace [1922] 180)。一方、コミュニティにおける心理クリニックの先駆的開設者の一人である臨床心理学者のウォーリンは、知能検査による分類に懐疑的な立場であったとされる人物であるが、彼は 1922 年には IQ による分類とは別に、Idiots (白痴)→Imbeciles (痴愚)→Morons (魯鈍)→Defferred (停留)→Borderline (境界線)→Backward (遅進)→Retarded (遅滞)→Normal (正常) という診断的分類を用いている (Wallin, 1922)。

Table 4-1 Barr による精神薄弱者の教育的分類(1904)

処遇	精神薄弱の分類名		教育・訓練の可能性等
収容施設 処遇	白痴 (idiot)	重度 (profound)	無反応性 興奮性 改善不能
		軽度 (superficial)	無反応性 興奮性 自助に関する事のみ改善可能
	白痴的痴愚 (idio-imbecile)		自助ならびに(他者にとって)役に立つように改善可能 極めて限定的ではあるが他者の役に立つように訓練可能
	保護的 生活と終生 にわたる 後見	道徳的痴愚 (moral imbecile) 【知的にも道徳 的にも欠陥あり (mentally and morally deficient)】	低度 (low grade)
中度 (middle grade)			産業労働・手仕事 (industrial and manual occupations)の訓練可能, いたずらっ子
高度 (high grade)			手工芸技能・知的技能 (manual and intellectual arts)の訓練可能, 悪事の天才
長期の徒 弟の身分 と保護の もとでの コロニー 生活	痴愚 (imbecile) 【知的欠陥あり (mentally deficient)】	低度 (low grade)	産業労働・もっとも単純な手仕事 (simplest manual occupations)の訓練可能
		中度 (middle grade)	手工芸技能 (manual arts)と単純な知力の獲得 (simplest mental acquirements)において訓練可能
		高度 (high grade)	手工芸技能・知的技能の訓練可能
実社会で 暮らすた めに訓練	遅進 (backward)あるいは低能 (mentally feeble)		知的な経過は正常であるが, 遅く, 墮落を防ぐために特別な訓練と環境が必要 興奮や刺激過多, 不健康といったごくわずかな誘発刺激ですぐに欠陥が生じる

出典 : Barr [1904] 38 をもとに作成.

Table 4-2 精神薄弱の分類に関する委員会の精神薄弱児 (feeble-minded children) の分類案(1910)

分類	程度による下位分類	10進法 分類	精神年齢
(正常児)		10	
魯鈍 (morons)	高度 (high grade)	9	8～12 歳
	中度 (middle grade)	8	
	低度 (low grade)	7	
痴愚 (imbeciles)	高度 (high grade)	6	3～7 歳
	中度 (middle grade)	5	
	低度 (low grade)	4	
白痴 (idiots)	高度 (high grade)	3	0～2 歳
	中度 (middle grade)	2	
	低度 (low grade)	1	

出典：Rogers [1910] 62 をもとに作成。

2. 精神薄弱者施設の新たな対象者

公立学校制度が明らかにした新たな精神薄弱児問題は、精神薄弱者施設における新規入所者の状態像にも現れていた。

マサチューセッツ州立レンサム施設長ウォリスは、正式開所の1910年報で、「施設に押し寄せてきた入所者たちは、我々が予期したよりも知的能力の高い(higher grade mentally)集団であった。(中略)能力の高い「精神欠陥」者が、医師や教師たちによって認識されている事実を証明している」(Wrentham State School AR [1910] 12)と述べている。Fig. 4-2は1906年から1916年までのマサチューセッツ州ウォルサム施設の教育・訓練指導段階(能力)別入所者数の割合の変化を示したものである。

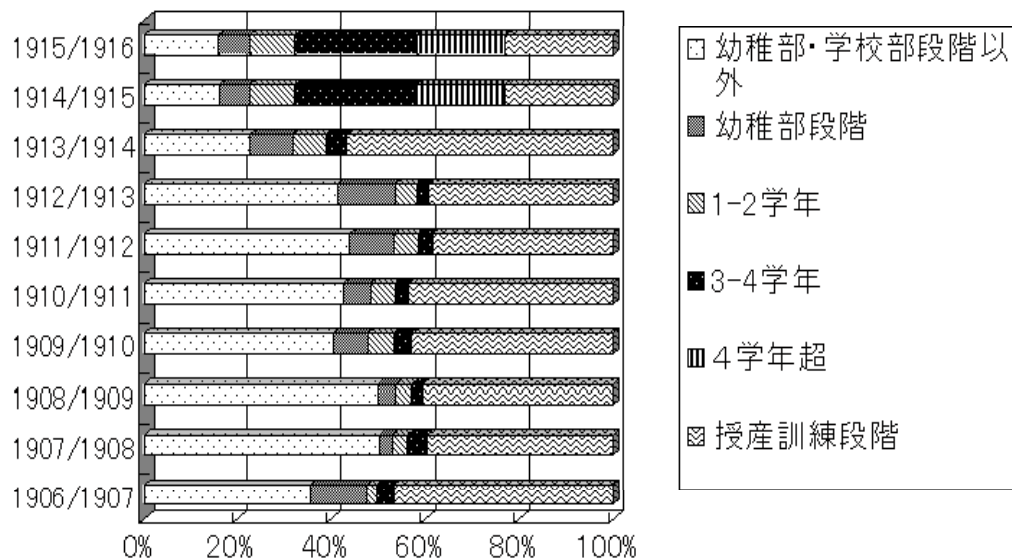


Fig. 4-2 マサチューセッツ州立ウォルサム施設における入所者の訓練段階別割合の変化(1906/1907-1915/1916)

出典：U. S. Commissioner of Education [1912-1917] をもとに作成。

ウォルサム施設でも小学校 3, 4 年生以上の学年段階相当（魯鈍級）の収容者が増えていくのがわかる。

それでは実際の公立学校で学習上生活上の問題を示すとされた児童生徒の状況がいかなるものであったかを見てみたい。

Table 4-3 は、ニューヨーク市公立学校における 1921 年 2 月時点の学習上生活上の問題を示すとされた児童生徒の調査結果を示したものである。ニューヨーク市公立学校の調査では、1 学年から 8 学年生で問題とされた 714 人の内、3 学年以上の遅れがあることにより精神欠陥による遅進児とみなされた児童生徒は 145 人であった⁵。学校で問題になる子どものピークは 12 歳～14 歳であり、遅進児と判定される子どもの数は 14 歳、15 歳がピークである。年齢と学年の関係で 3 学年以上の遅れを遅進児とすれば、当然の結果ではあるが、5 学年が最多で 3～6 学年に多くの遅進児がみられる。

また、公立学校で問題になった児童生徒には、集団式の知能検査が行われ (Table 4-4)、その結果、IQ70 以下である場合には、個別式の知能検査による診断が行われた (Table 4-5)。1910 年代以降は、このような手続きで、特殊学級への入級等の措置が行われた。

特殊学級において教育を受けていた児童生徒についても、知能検査による再検査が実施され、進級や除籍等による退級が決定されていた (Table 4-6)。年齢超過による退級は、公立学校からの退学を意味する。また、低能による退級も公立学校からの退学を意味する。これらの児童生徒は、コミュニティ内での適切な処遇の場を失ってしまうことになるのである。1920-1921 年度のニューヨーク市特殊学級の退級者 768 名の内、低能による除籍と年齢超過

⁵ 現在の米国の公立学校でも、病気等の明確な原因の特定できない学習上生活上の遅れを示す児童は、9 歳までは「発達遅れ」というカテゴリーで特別教育の対象となり、9 歳以降、すなわち第 3・4 学年から学習障害等の障害による対応がなされている (米田・野口・本間, 2011)。

による退級を合わせた 575 名（退級者の約 75%）は、精神薄弱者施設への入所を求める入所需要に含まれることが考えられる。

このような状況は、ニューヨーク市に限ったことではなかった。コネチカット州ストニントンタウンの公立学校における問題となった児童生徒数と学年の関係を Table 4-7 に示した。全米各地の公立学校が、遅進児について同様の状況に直面し、同様の対応を行っていたと考えられる⁶。

Fig. 4-3 は、レンサム施設における男性新規入所者の入所時の年齢構成を、Fig. 4-4 は、女性のそれを示したものである。1915 年には男性の 2 割強、女性の 6 割強が 15 歳以上である。上述の公立学校の状況と考え合わせると、年齢の高い新規入所者は、公立学校からの中途退学者あるいは年齢超過者であると思われる。公立学校によって析出された魯鈍級の精神薄弱児者が新たな入所需要となり、収容力不足の精神薄弱者施設に対する圧力となるのである。

レンサム施設の 1910 年報では、学齢期を過ぎた能力の高い成人の入所者、特に女性の入所者増が最近の施設の傾向であることが指摘されている (Wrentham State School AR [1910] 12)。そして、コミュニティで年長になるまで見いだされなかった精神薄弱者は、訓練の後、コミュニティで職に就く可能性のあるものとして、訓練後に試行的な仮退所 (parole) の対象⁷とされるのである。

⁶ 検討の中心にしているマサチューセッツの各都市における調査資料未入手のためのニューヨーク市ストニントン町の資料の援用であるが、公立学校が直面する精神欠陥児の問題は、その典型的例がニューヨーク市であったともされている (Scheerenberger [1983] 130)。マサチューセッツ州は同じ米国東部の州であり、沿岸部の大都市という点でもボストンの状況はニューヨーク市の状況と同様であったと考えられる。

⁷ 3 章で触れた、小コロニーと仮退所制度を開始したニューヨーク州立ローム施設も入所者の状況は同様であった。10 歳～20 歳までの入所者の割合は、1894 年 33.5%、1904 年 47.1%、1909 年 49.9%と着実に高くなっていった (中村・米田 [1999a] 41)。

Table 4-3 ニューヨーク市公立学校における学習上生活上の問題を示すとされた児童生徒と学年の関係(1921年2月時点)

年齢\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	合計	遅進児数
6歳										
7歳	6	3	1						10	
8歳	3	20	2						25	
9歳		13	15	6	1				35	
10歳	1	11	25	20	12	3			72	1
11歳	1	1	18	18	37	15	1		91	2
12歳		1	12	29	57	32	3		134	13
13歳			5	18	54	50	23	3	153	23
14歳			2	6	40	45	34	3	130	48
15歳				4	21	32	3	3	63	57
16歳					1				1	1
合計	11	49	80	101	223	177	64	9	714	145
遅進児数	2	2	19	28	62	32	0	0	145	

出典：New York City Board of Education [1922] 89-90 をもとに作成。

註：学年と年齢との関係で2年までの遅れは個人差とされ、3学年以上の遅れが遅進児とされた。

太枠のカラムが学年と年齢の標準的關係、薄灰色のカラムが2年までの遅れ、黒色のカラムが3年以上の遅れを指す。

1学年～10学年の内、1学年～8学年の統計が示されている。

Table 4-4 ニューヨーク市公立学校における学習上生活上の問題を示すとされた児童生徒815人の学習の遅れ(1920-1921)

遅滞年数	0.5学年分	1学年分	2学年分	3学年分	4学年分	5学年分	6学年分	7学年分	合計
人数	73	156	263	202	89	18	13	1	815

出典：New York City Board of Education [1922] をもとに作成。

Table 4-5 ニューヨーク市公立学校で問題とされた児童・生徒 815 人の集団式知能検査結果 (1920-1921)

知能指数	70 以下	70-79	80-89	90-109	110-121	合計
人数	404	201	119	84	9	815
割合 (%)	50	25	14	10	1	100

出典：New York City Board of Education [1922]をもとに作成。

Table 4-6 集団式知能検査で IQ70 以下とされた児童・生徒の個別式知能検査の結果 (1920-1921)

知能指数	30-69	70-79	80-89	90-109	110 以上	合計
人数	77	122	58	12	0	269

出典：New York City Board of Education [1922]をもとに作成。

註：集団検査で IQ70 以下となった児童生徒は 404 人であったが、個別検査の結果は 269 人分のデータである。

Table 4-7 特殊学級退級児童・生徒数と退級理由 (1920-1921)

再検査総数	退級者総数	在学年齢超過	進級のため	低能のため除籍	その他
1668	768	481	122	94	61

出典：New York City Board of Education [1922]をもとに作成。

註：特殊学級在籍者に対する知能検査の再検査結果にもとづく退級者の総数とその理由ごとの内訳を示している。

Table 4-8 コネチカット州ストニントンタウン公立学校における学習上生活上の問題を示すとされた児童生徒と学年の関係(1920年12月)

年齢\学年	幼稚園	1	2	3	4	5	6	7	8	合計	遅進児数
3~4	7									7	
5	134	13								147	
6	43	86	29	1						159	
7	9	51	82	16						158	
8	1	26	64	66	13					170	
9		8	29	55	66	14	2	1		175	
10		1	12	32	41	54	31	2	1	174	1
11		2	6	20	32	48	47	19	0	174	8
12		1	2	11	19	29	41	49	12	164	14
13				4	8	13	23	45	52	145	12
14			2	1	3	14	17	17	34	88	20
15					2	4	7	7	14	34	13
16		1		1			1	1		4	4
合計	194	189	226	207	184	176	169	141	113	1599	72
遅進児数	0	5	10	17	13	18	8	1	0	72	

出典：Town of Stonington [1921] 9をもとに作成。

註：学年と年齢との関係で2年までの遅れは個人差とされ、3学年以上の遅れが遅進児とされた。

太枠の列が学年と年齢の標準的關係、薄灰色の列が2年までの遅れ、黒色の列が3年以上の遅れを指す。

幼稚園～10学年の内、幼稚園～8学年の統計が示されている。

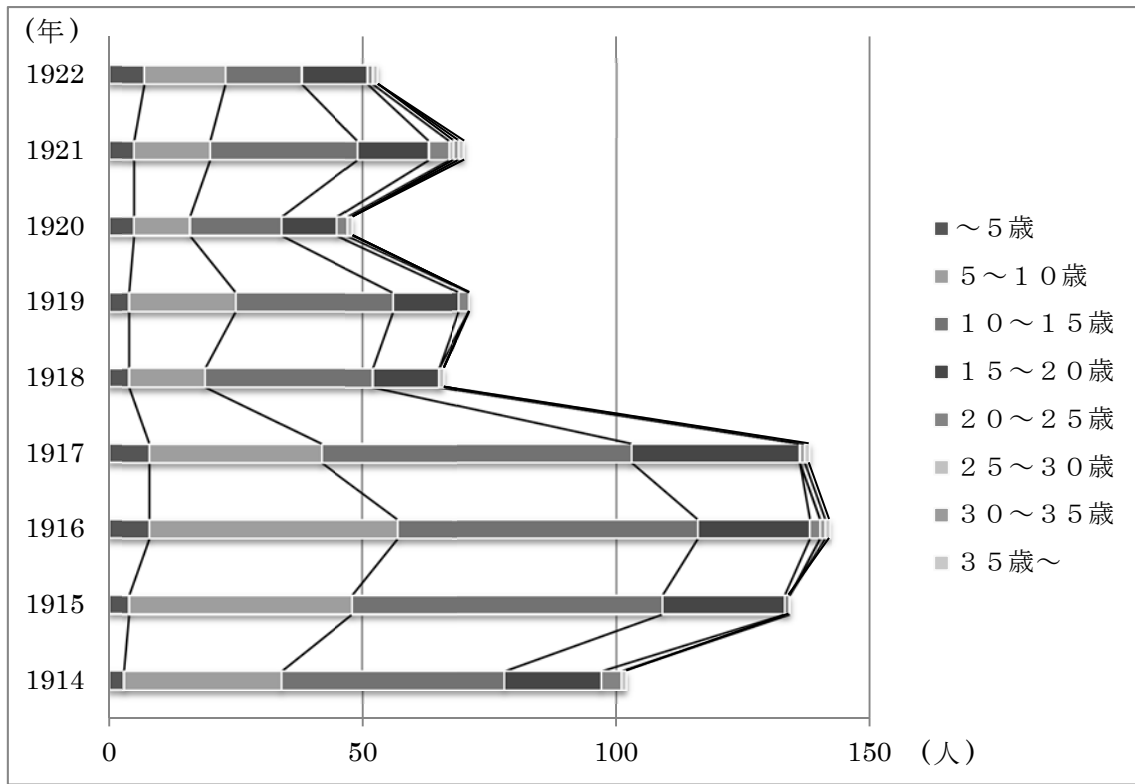


Fig. 4-3 マサチューセッツ州立レンサム施設における男性新規入所者の年齢別人数（1914-1922）

出典：Wrentham State School AR(1914-1922)をもとに作成。

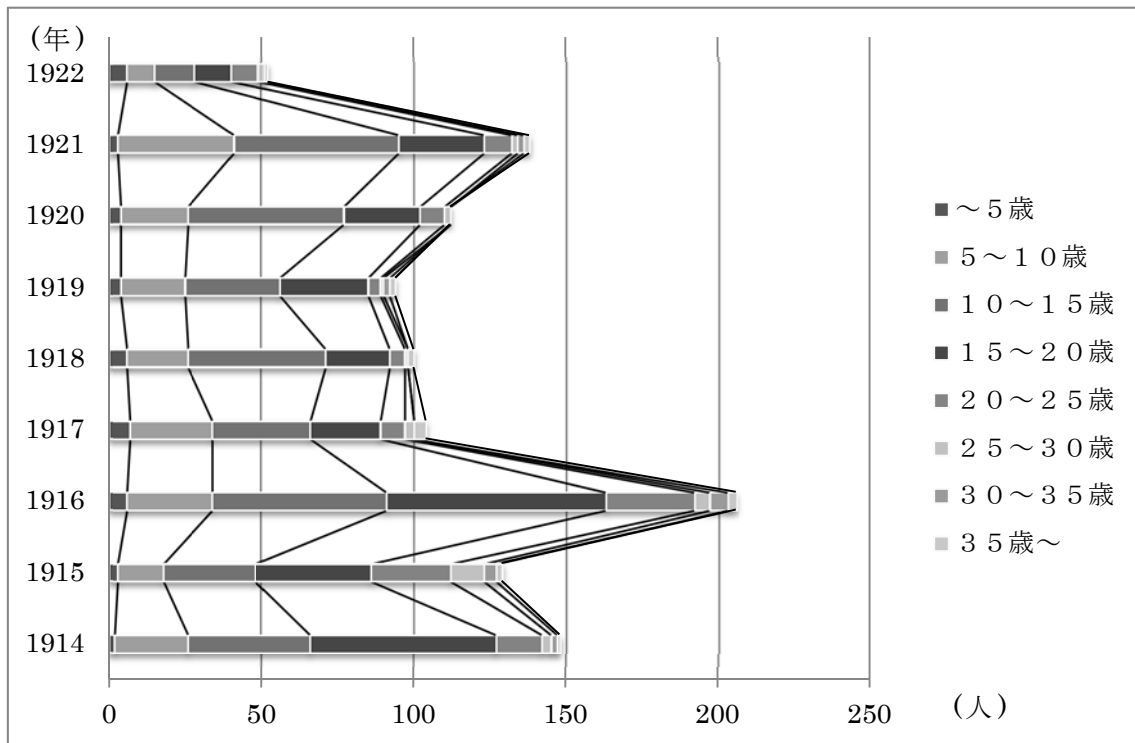


Fig. 4-4 マサチューセッツ州立レンサム施設における女性新規入所者の年齢別人数 (1914-1922)

出典：Wrentham State School AR(1914-1922)をもとに作成。

第2節 精神薄弱者施設と公立学校特殊学級の相互補完

1. 精神薄弱者施設関係者における特殊学級の役割の容認

精神薄弱児の親の中には、家庭から遠く離れた施設に年端のいかない子どもを入れることを忍びなく思い、公立学校特殊学級への入級を希望するものも多かった。1904年、当時のオピニオンリーダーであったファーナルド(W. E. Fernald, ウォルサム施設長)は、特殊学級のことを「施設を作るよりもお金がかからず、早急かつ容易に開設され、親の希望にも添う、「精神欠陥」児のための柔軟な訓練提供システムであり、しかも受益者であるコミュニティの負担となるものであるため、多くの都市で開設された」(Fernald [1904] 380-390)と、一定の役割と効果を認めた。しかし同時に、精神薄弱児は、自活(self-supporting)できても、自己統制(self-controlling)のできない成人にしかならず、コミュニティでの成人精神薄弱者の存在は許容できないと主張した(Fernald [1904] 380-390)。

このファーナルドの主張は、施設関係者が、専門聖域としての教育の場の提供という役割を、多少ともコミュニティ内の特殊学級に譲るとともに、教育・訓練に関する専門的知識・技能の提供に関する貢献方法と、自己統制のできない成人の監督・管理役割を履行する方策を模索しなければならなくなっただけでなく、その方法が、クリニックの開設であった。

2. 公立学校内クリニックの開設と検査・診断

施設は、公立学校特殊学級の運営に積極的に協力することで、施設の機能と役割を広げる。その方法が、クリニックの開設であった。

マサチューセッツの2つの州立施設は、1916年から1917年にかけて、公立学校当局からの要請を受けて、精神薄弱児の判定・選別・指導助言のための出張クリニックを各都市に開設している（Woodhill [1920] 94; Wrentham State School AR [1917] 13）。

クリニック開設によるコミュニティの精神薄弱者への対応は、1916年に突然はじめられたわけではなかった。未入所者の処遇に関する指導助言の要求に対応するため、ファーナルドのウォルサム施設では、1891年から週一回の外来相談日をもっている（Fernald [1920] 81）。ウォリスのレンサム施設でも、毎週水曜日が、外来相談日として設定されていた（Wrentham State School AR [1917] 13）。1日の受診者は5～10人であった。両施設で日常的に行われていたクリニックによる外来相談であったが、施設年報で、その活動に言及がなされるのは、ウォルサム施設では1911年報であり、レンサム施設では1917年報である。両施設ともコミュニティからの強い要請があることを理由に、施設の効力をコミュニティにまでもたらず方策として、クリニックによる精神薄弱者の診断と助言を前面に打ち出したのである。

ウォルサム施設が実施した公立学校クリニックの内容を整理すれば以下のようになる。

①出張クリニック開設都市：

月一回常設の都市が Haverhill, Worcester, Fall River, New Bedford の4都市、特別クリニック開設都市が Newton, Taunton, Hyannis, Falmouth の4都市であった。

②対象児：特徴的な欠陥がなく、学年がおくれている遅進児と怠学児。

③診断スタッフと作業：医師が対象児の診察と最終的な診断および家族・支援者への面接・助言を総合的に行った。心理学者は知能検査

と観察所見の記録を担当し、教師が読み書き算、言語、地理の学力検査を行った。学校看護婦は各診断項目への生徒の案内と結果の集約を担当した。

- ④検査領域：検査領域は、身体検査、家族歴、生育歴、学業成績、学力試験、全般的な情報、経済歴(economic history)、社会歴(social history)、非行歴(moral history)、心理学的検査の10領域であった。

施設関係者は施設が実施する公立学校クリニックの効用をどのように考えていたのであろうか。ウォルサム施設のウッドヒルは、クリニックの公立学校に対する役割を以下の7点に整理している(Woodhill [1920] 102-103)。

- ①特殊学級対象児を選別することで、通常学年学級の担任を学級内の精神薄弱児の重荷から解放する。
- ②病気、出席不足、頻繁な転校、身体障害その他様々な原因で遅滞している子どもを、正常な能力の生徒と精神薄弱児とに区別する。
- ③進歩の見込みのない精神薄弱児を公立学校と特殊学級から除籍にする。
- ④特殊学級が訓練上の問題で手一杯になることを防ぐ。
- ⑤学業不振に関して、精神欠陥による学業不振か、学習内容の興味の欠如による怠学かを審査し同定する。
- ⑥知能が低すぎて(IQ20-25以下)特殊学級の訓練にそぐわない子どもに、家庭での保護か施設処遇を助言する。
- ⑦特殊学級の必要性を明確に示す。

また、彼は、コミュニティに対する施設の公立学校クリニックの役割を次の4点であるとした (Woodhill [1920] 102-103)。

- ①親に精神薄弱児の家庭でのケアと監督の方法を助言・指導する。
- ②裁判所，社会機関，医者など何らかの情報源から精神欠陥の疑い有りとなされたケースを診断する。
- ③施設保護と訓練が必要な精神薄弱者をコミュニティから施設に移すことで，精神薄弱者とコミュニティ双方を守る（彼らがコミュニティに脅威を与えることも，コミュニティが彼らに脅威を与えることも防ぐ）。
- ④コミュニティにおける精神薄弱者人口統計作成の手だてとなる。

クリニックの開設は，公立学校の支援であると同時に，就学義務制度のもとですべての子どもに対応する公立学校における判別に参画することによって，これまで見逃されていた精神薄弱児を発見し，施設の効力を及ぼす手だてともなっていた。

1919年には，マサチューセッツ州議会が「精神遅滞児の数を確定し，彼らに教育を提供するための法律」(General Acts, Chapter 277, approved July 1, 1919)を定めた(Fernald [1922] 200)。この法律は，毎年，学区内の生徒のうち3年以上の遅れがある子どもの人数を確定することを公立学校当局に義務づけた。さらに，それぞれの町や市の学校当局は，学区に3年以上の遅滞児が10名以上いる場合には特殊学級を開設し，能力に応じた適切な教育を提供しなければならないとした。この法律によって，学校クリニックの重要性は増加したが，各学区で行われる診断と指導・助言が，精神薄弱児が永遠の子どもであるという限界論（その時点で測定されたIQの数値によって，理論

的には、習得できる学習内容と成人になって到達可能な精神年齢が決まってくるという考え方を確認し、広めることにもなったと考えられる。

Table4-9 は、精神薄弱者施設の公立学校クリニックの検査結果にもとづく、ファーナルド(1922)の IQ と成人期の到達可能精神年齢および学習内容の到達可能学年との関係をまとめたものである。Fig. 4-5 は、精神薄弱者施設学校部門の記録シートの一部であるが、マサチューセッツ州立精神薄弱者施設の公立学校クリニックでもほぼ同様の用紙(Fig. 4-6)が用いられていることから、施設内の学校部門の記録でも、公立学校におけるクリニックの記録でも、①生活年齢、②IQ、③精神年齢、④公立学校学年段階を基準にした学習レベルの 4 つについての情報が記録され、蓄積されていったのである。Fig. 4-5 のレッチワースビレッジ施設学校部門用の記録用紙と Fig. 4-6 のファーナルドの公立学校クリニックの記録用紙の違いは、学校段階の記載内容で、前者には幼稚園段階の前段階にセガンの生理学的教育法の段階が設けられているが、ファーナルドの公立学校クリニックの方にはそれが見られないことである。

Table 4-9 IQと到達可能精神年齢および学習成果の到達可能学年の関係

知能指数	成人時到達可能 精神年齢	学習到達可能学年	備考
30	5	幼稚園	
40	6	1 学年	
45	7	2 学年	
50	8	2 , 3 学年	
60	9	3 , 4 学年	
65	10	4 , 5 学年	
70	11, 12	5 , 6 学年	算数を除く

出典 : Fernald [1922] 209.

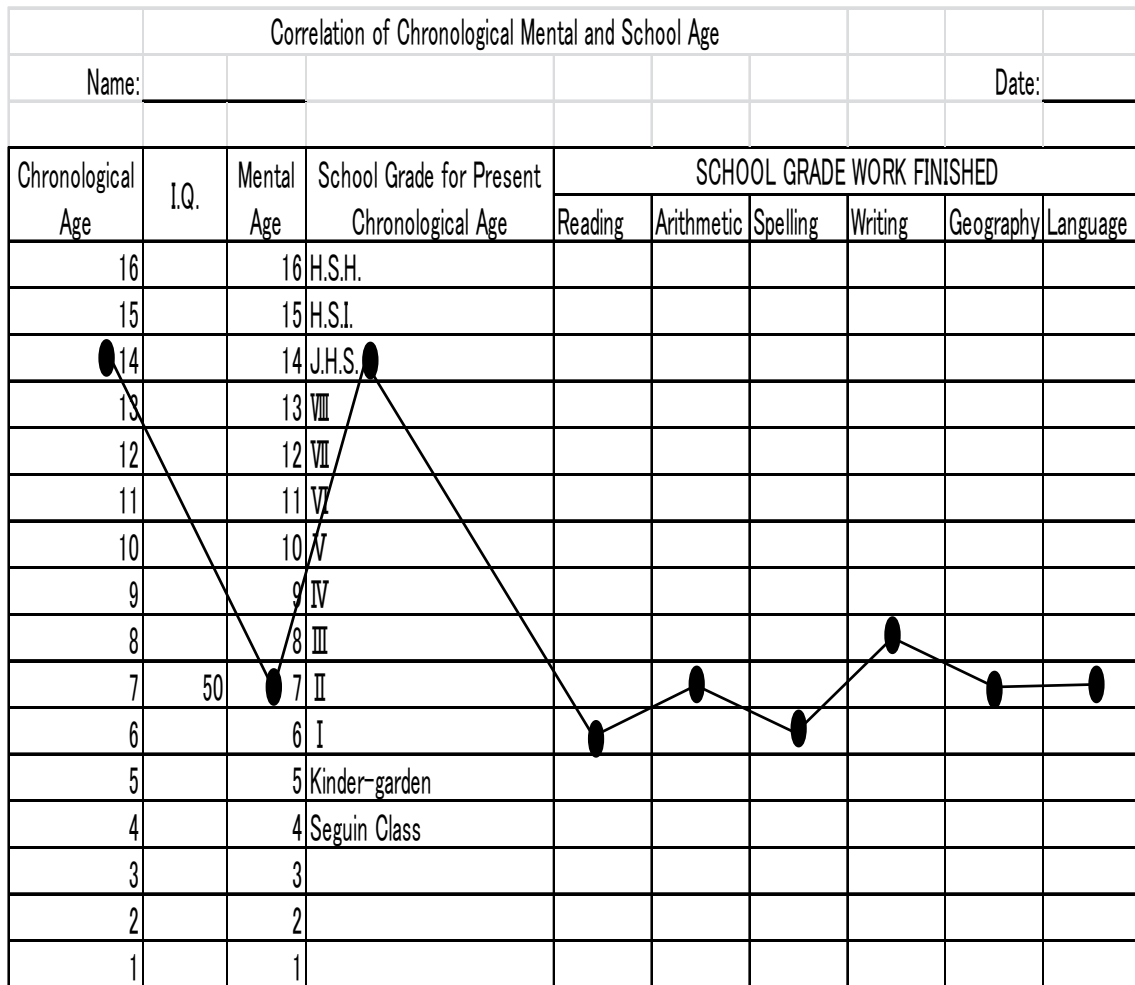


Fig. 4-5 ニューヨーク州立レッチワースヴィレッジ精神薄弱者施設の学校
部門用記録用紙例

出典：Potter [1923] 22 より転載。

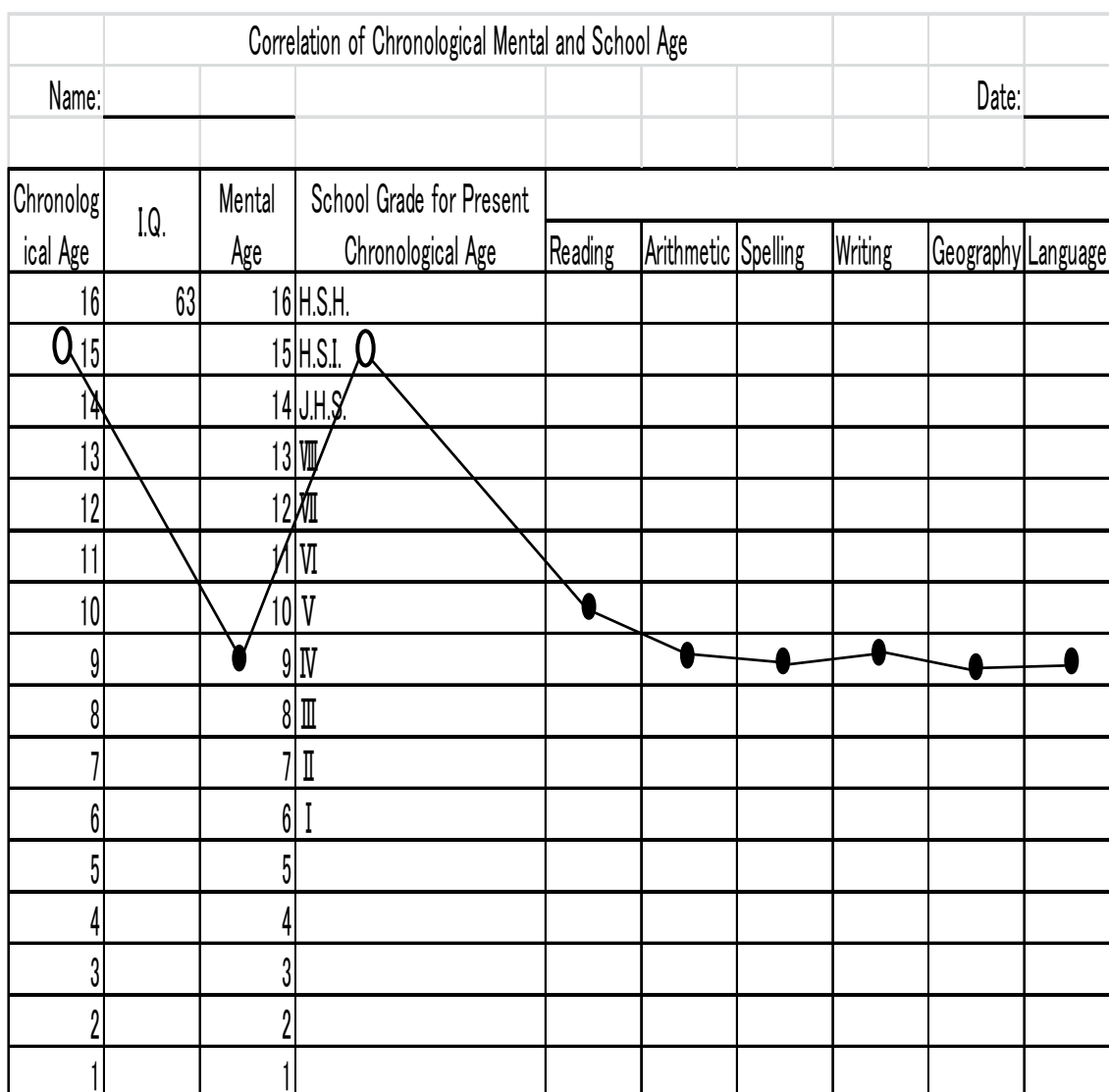


Fig. 4-6 マサチューセッツ州立精神薄弱者施設の公立学校クリニック記録
用紙例

出典：Fernald [1922] 207 より転載。

3. 精神薄弱者施設による特殊学級担当教員研修の実施

施設が担ってきた精神薄弱者の教育・訓練を公立学校特殊学級で、やむを得ず行うことになったとき、公立学校当局の課題は、担当教員に精神薄弱児の指導に必要な知識・技能を身につけさせることであった。

ボストンに開設された特殊学級7学級の担当教師7名のうち、3名は、精神薄弱教育の未経験者であった。ボストン市はこの3名をウォルサム施設とペンシルベニア州エルウィン施設に3ヶ月間派遣し、研修させた。この研修期間中の給与と必要経費はすべて市の負担であった。この研修には、教員に、「特殊教育担当に昇進した」と思わせることも重要な目的として含まれていた(Chace [1904] 390-401)。

特殊学級での指導は、施設と同様、生理学的訓練法の理論に基づき、主に手工に重点が置かれた。また、教科相当の学習については、必要とする生徒に、幼稚園と低学年の指導内容を改編したものが指導された。ボストン市の例に限らず、施設における研修が、精神薄弱特殊学級担当者に提供されるべきであり、施設をして特殊学級担当教員の養成を行うべきであるという主張が、特殊学級教育成立間もない時期の関係者の共通認識であった(Channing [1900] 45-46)。

Sarason and Dris(1979)は、特殊学級担当教員の養成と特殊学級における教育の方法・内容の設定に関して精神薄弱者施設、なかでも、ヴァインランド・トレーニング・スクール⁸(以下ヴァインランド施設)の影響を示唆して

⁸ ヴァインランド施設は、1888年にガリソン(Garrison, S. O. 1853-1900)によってニュージャージー州ヴァインランドに設立された私立の精神薄弱者施設であるが、州費生を受け入れており、公的施設の性格を有していた。U. S. Commissioner of Education(1917)では、公的施設に分類されている。施設名は、The New Jersey Home for the Education and Care of Feebleminded Children(1888)、The New Jersey Training School for Feeble-Minded Girls

いるものの、その実態については不明である。そこで、ここでは、ヴァインランド施設の特殊学級教員研修プログラムの実態を検討する。

(1) 施設内学級教員講習会

1) 施設職員の専門性・資質の向上と講習会：

精神薄弱者施設では、施設職員の専門性を維持し高めるために、1910年までには大半の施設が職員研修プログラムを開始した⁹といわれている(Trent [1994] 122-123)。ヴァインランド施設では、1899年より、施設内学校の正規教員の研修会が定期的に行われ、精神薄弱児や学習遅進児の訓練とケアに対する洞察を深める努力が続けられた。初回講習会における講義数は25講義¹⁰であったが、1906年までには28講義になり、講習後、希望者に試験が実施

and Boys(1893), The Training School at Vineland(1911)と変化している。ガリソン施設長は医師である施設長たちが主導し、収容保護機能が強調される精神薄弱者施設処遇のあり方に批判的であり、初期の白痴学校同様、小規模で家庭的で教育を重視する施設をめざしていた(Zenderland [1998] 60-61)。彼は、施設長には実際に精神薄弱者を指導した経験を持つ教育者がふさわしいと考え、副施設長兼教育プログラム管理運営者として、インディアナ州立精神薄弱者施設教育部長で有能な教育者であった E.R. ジョンストン(Johnstone, E. R. 1870-1945)を選定した。1898年、ジョンストンはヴァインランド施設の副施設長(1900年より施設長)に就任し、直ちに翌年からの教育内容・方法の拡充を提案している(New Jersey Training School AR [1898] 26-31; McCaffrey [1965] 137-172; Zenderland [1998] 60-61)。彼は精神薄弱児の教育は、学業相当の活動(School Work Proper)と手工訓練、体育(Physical Culture)、音楽の大きく4つの内容で構成されるべきであると考えていた(New Jersey Training School AR [1898] 27-31)。ジョンストンは、ガリソンの死後、1900年に施設長に就任し、この後、ヴァインランド施設は、20世紀前半の精神薄弱者問題研究の中心として精神薄弱者の処遇の動向に大きな影響力を持つ施設となっていった。ヴァインランド施設の歴史については、McCaffrey, K.R.(1965); Doll, E. E. (1988)を参照。

⁹ 20世紀転換期の施設は、精神薄弱者脅威論にもとづく隔離収容保護施設であり、社会的スティグマの伴う対象に対する処遇の質を高め、職員の士気を維持する努力が必要だったのである(Trent [1994] 122-123)。

¹⁰ 施設正規教員講習会の講義内容は、Table4-10の特殊学級担当教員講習の内容のほかに、「施設生活とその意味」「精神薄弱者事業の概要」「ヴァインランド施設の目的」など、施設内職員に必要な内容が盛り込まれていた(The Supplement to Training School [1907] No1, 28-29)。ジョンストンの着任後まもなくこの講習会が始められていることから精神薄弱者教育に対する考

され、試験合格者には「講習修了証」(certificate)が与えられるようになった (Training School [1906] No. 33, Winter Lectures¹¹)。この講習会では、施設教員が、公立学校を見学し、遅進児問題に対する様々な問題の答えや、施設で自らが行うべき仕事についての答えを見いだす機会も設けられていた (The Supplement to the Training School [1907] No1, 28-29, The Summer School)。

この職員研修を通じた公立学校との交流は、ヴァインランド施設が、精神薄弱者問題を公立学校教育における学習遅進問題との関連において捉えていたことを示すものであるといえよう。ヴァインランド施設のモットーは、「学習遅進や精神薄弱の少女や少年のための真の教育と訓練は、彼らに、彼らが理解すべきこと、すなわち、将来、大人の女性や男性になったとき彼らが活用できる事柄を教えることである」(New Jersey Training School AR [1903] 1)であったし、職員講習の講義題目を見ても「なぜ、また、どのようにして、精神薄弱児は施設と特殊学級で処遇されるべきなのか」や「実験室としての精神薄弱児施設」が掲げられており (The Supplement to the Training School [1907] No1, 28-29 The Summer School)、精神薄弱児の処遇の場としての施設と公立学校特殊学級という理解に加えて、施設が精神薄弱児の処遇に関する研究拠点となるべきであるという、ヴァインランド施設の姿勢が伺える。

2) 施設職員の能力評価と免許状

1904年には、ヴァインランド施設理事会は、有能な職員に「施設職務有能者免許状」(diploma for “Institutional Efficiency”)を授与する権限を

えと方法をヴァインランド施設に浸透させ、教育内容の充実・改善をはかるための改革の一環でもあったといえる。

¹¹ ヴァインランド施設が発行している Training School 誌等年報以外の出版物が出典の場合、無記名記事でページ不明のため、出典は(誌名[年]号数、ページ数、記事見出し)または(誌名[年]号数、ページ数、記事見出し)とする。

施設長に認めた。これも職員の士気を高め、職員の専門性、ひいては施設処遇の専門性を維持・向上するための施設の自助努力であると考えられる。

この免許状の授与審査委員会は施設長と各部門の長からなり、以下に示す(a)～(p)の審査項目について、審査基準にもとづき職員を審査し、免状を与えるとされた(Training School [1904.3] No.1 Institutional Efficiency)。

審査は、(a)ヴァインランド施設に対する忠誠、(b)その職員の直接の上司(部門長)に対する忠誠、(c)生徒に対するモラルト・レーニング、マナー、服従、思いやりなどの指導、(d)与えられたケアの効果による受け持ちの子どもの身体状況の変化、(e)身だしなみなど、職員の受け持ちの子どもの全般的な外見、(f)トレーナーとしてのその職員の能力、(g)子どもの歓待人としての職員の資質、(h)特殊なケースに対する対処能力、(i)職員自身の学習能力、(j)特別任務等に対する勤勉さ、(k)職員自身が指導・研修を受ける際のマナーや精神、(l)支給品や電気、暖房、水、時間、エネルギー等、施設財産の扱いと儉約、(m)その職員の担当領域での身だしなみや仕事に対する全般的な配慮、(n)職員個人の外見、(o)職員自身の道徳観(項目e参照)、(p)職員自身の性格・気質、の16項目について評価された。その審査基準は、①候補者は施設に2年以上勤務している者で、②各項目について1～100点の尺度で採点され、平均70点、いずれの項目でも50点以上の点数を獲得しなければならない。また、③審査に合格しなかった者はその後9ヶ月間は再候補とはならない、というものであった。

この審査基準から、精神薄弱児にかかわる職員に必要な要件として、子どもの指導技術・知識のみならず、精神薄弱児教育に携わる上での本人の信条や道徳観、倫理観も重要視されていたことが分かる。

ヴァインランド施設はその開設当初から、初期の「白痴」学校同様、小規模で家庭的な施設をめざしていた。職員心得(Suggestions to Employes: ママ)

においても、守秘義務の厳守、新しい入所者が施設で居心地よくくつろげるようになるまで特に注意を払う必要があること、子どもたちの教育は体系的でなければならず、秩序と清潔が常に求められるべきことが、最初に掲げられている(New Jersey Training School AR [1903] 77)。

このような職員に求められる姿勢や心得は、ヴァインランド施設が提供する特殊学級担当教員講習会受講者にも求められるものであろう。

(2) 施設職員講習会から特殊学級担当教員講習会への発展

ヴァインランド施設は、施設職員講習会における公立学校との交流に加えて、非公式に年に数回、ニュージャージー市内の公立学校当局者たちとの情報交換会をもっていた(Lincoln 報告に対する Discussion [1903] JPA 7, 92-93)。これらの交流を通して、この職員研修会の存在が公立学校関係者に知られることとなる。1902年には、実際に研修会の1, 2の講義を聴講した校長たちが、ヴァインランド施設に公立学校特殊学級担当教員に対して同研修プログラムの開放を求めた(The Supplement to TS [1907] No1, 29, The Summer School)。ヴァインランド施設は、この要請に応えるべく1903年に、受講資格を教師に限定した公立学校特殊学級担当教員向けの夏期講習を開始した(New Jersey Training School [1909] Announcements)。

講習のなかで中心的な役割を果たしたゴダードのヴァインランド施設へのかかわりについてみると、ゴダードは、児童研究運動を通じて、ヴァインランド施設長ジョンストンとのかかわりを深め、1906年にヴァインランド施設の研究部長に就任する(New Jersey Training School AR [1906] 4)。ゴダードは1900年にヴァインランド施設を訪問し、はじめて精神薄弱児の教育を目にした。翌1901年、彼は、児童研究の会合でジョンストンと再会し、このときにジョンストンの精神薄弱クラブの構想を聞かされる。翌1902年には精神

薄弱クラブ(児童研究スタッフ)会議がヴァインランド施設で実際に開かれ、ヴァインランド施設が、精神薄弱者問題を研究する拠点となるための布石がうたれはじめる(Zenderland [1998] 59-63)。そして、1905年までには、ヴァインランド施設では、外部の児童研究者(児童研究運動家)が、児童研究コンサルタントとして施設と協働するようになり、施設年報上に正式な組織としてコンサルタントのリストが記載されるようになる。このコンサルタントのなかにゴダードも含まれていた(New Jersey Training School AR [1905] 2)。さらに1906年には、施設に研究部門が開設され、ゴダードはこの年その研究部長に就任し、ヴァインランド施設の所属となる(New Jersey Training School AR [1906] 4)。就任後、ゴダードは、訪欧し、ビネの知能尺度を入手し、Goddard(1908)で知能尺度の概要を発表している。

施設紀要の夏期講習案内の記述を見ると、このゴダードの動きと照応し、1905年の夏期講習案内では、受講生が配属され、実際に指導を担当する施設内学級は「実験室としても機能する」(Training School [1905] No.14, School for Teachers)という表現が見られるようになる。さらに翌1906年には、施設内学級が「実験学級」と称されるようになり、1907年の案内では、心理学実験室が完成し、この実験室における装置・器具等を使った子どもの適切な理解が、夏期講習の一部であることが明記されている(Training School [1907] No.39, Summer School Notes)。ゴダードの訪欧後、1909年の講習案内では、「子どもの個別検査と研究方法を学び、実際的な知能検査を実習する」ことが講習の主要な内容とされ、1911年には、知能検査の方法を学ぶ冬期講習が、夏期講習修了者を対象に開講された。さらに1914年には、知能検査の実施と子どもの診断・指導法に重点が置かれた夏期講習アドバンスコースに講習内容の変更が試みられる。

ゴダードの研究部長就任と実験室の開設、さらに、彼の訪欧と知能検査情

報の入手をもって、心理検査と子どもの指導を中心とした精神薄弱研究（児童研究）法による教員養成プログラム提供の準備が整ったといえる。

（３）特殊学級担当教員夏期講習の内容と実施概要

１）講習の対象者および目的

1903年の講習開始から1905年までは、学習遅進児や精神薄弱児の教育に従事しているまたは従事することを希望する教師に、対象を限定して講習が実施された。受講資格は、①1年以上の教職経験を有し、②最前勤務校の校長あるいは施設長の推薦状のある者と規定されている(Training School [1904] No.2, A Summer School for Teachers)。しかし、「一般児童」にかかわる教育関係者や幼稚園教育関係者からの受講希望も多く寄せられた。このような教育関係者の精神薄弱者問題への関心の高まりと講習への期待を受けて、1906年の講習では受講資格の制限が取り払われ(Training School [1906] No.25, The Summer School for Teachers)、1909年までには受講資格が、①公立学校の教師で特殊学級を担当している者、またはそれを志す者、②心理学・教育学の大学教員、学生で精神薄弱者の問題に関心がある者、③他の施設の教師や訓練担当者、④子どもに関わるその他の専門職でこのコースによって利益を得られる者、⑤このコースから一般教育への利益を望んでいる教師、の5つに整理され、師範学校や教員養成所の学業証明書(credential)、すなわち、教員免許(teachers' license)を有さない受講希望者には、入学試験が課されるようになった(New Jersey Training School [1909] Enrollment and Fees)。

特殊学級担当者養成プログラムは、通常の学校教育の知識・技能を有する教員免許状保持者に提供されるものであることが、前提とされたのである。そして、この講習の目的は「公立学校内特殊学級で指導をしたいと望んでい

る教師に専門的訓練を提供することと、教師その他の人々に異常児、学習遅進児、『特殊』児をよりよく理解することができるようにすること」とされた(New Jersey Training School [1909] 内表紙)。

2) 講習内容・方法

夏期講習の告知を見ると、1904年の実施計画は、①精神薄弱児と学習遅進児に関する概論(1週間)、②原因、分類等について(1週間)、③精神欠陥児の社会問題的側面と処遇方法について(1週間)、④訓練、陶冶等の方法(3週間)と示されている。訓練、陶冶等の方法が6週間のうちの半分の3週間を占めていることからわかるように、講習は実践的内容であるが強調されている。受講生は、ヴァインランド施設内のいくつかのクラスを割り当てられ、教育部長ナッシュの指導監督のもと、そのクラスの子供たちの指導を実際に担当しながら、「公立学校の特殊児童に対して何をどのようにすればよいのか」を学ぶことが期待された。受講生は講習期間中、ヴァインランド施設に泊り込み、授業時間以外の子どもの生活の様子についても研究する機会を提供された(Training School [1904] No.2, A Summer School for Teachers)。

翌1905年の告知では、講習内容が、①施設と公立学校における学習遅進児・精神薄弱児の一般的問題、②学習遅進・精神薄弱の原因・分類と事業の目的等、③学習遅進・精神薄弱児問題の社会学的意味、処遇方法、④知的訓練・道徳訓練・身体訓練、手工訓練と実施される方法、⑤学習遅進・精神薄弱児の病理・医療に関する施設医療スタッフの諸講義、⑥学習遅進児の心理学に関する1, 2の講義、の6セクションに区分され提示されている(Training School [1905] No.14, School for Teachers)。

1909年の講習実施計画では、子どもとの実際のかかわりと指導実践から学ぶ講習であることがよりいっそう強調され、①教室における子どもの観察と指導、②子どもの個別的な診査、検査と研究、③講義、試験、課題文献講読

の3つの柱が、この順で示された。ここでも実践的講習であることが強調されているといえる。それぞれの項目について実施計画の詳細を示せば以下のとおりである(New Jersey Training School [1909] Plan of Work)。

①教室における子どもの観察と指導：教育部長 A. M. ナッシュ担当。受講生は、毎日1時間、正規の教室で、実習を行うために選ばれた子どもたちの集団と過ごす。初等教育の課題は、かご細工、木工、焼画、特別な感覚訓練、裁縫、編み物、粘土細工である。幼稚園教育の課題は「技術的教室活動」(technical room work)とゲームと遊びである。さらに通常の教科活動も課題として与えられる。また、一定の時間が職業訓練の授業参観にあてられる。

すべての受講生が、師範学校では教えられないかご編みや木工等々の「特殊」児童の訓練に有効な科目の基礎を理解できるように、毎週2時間の講義が設けられている。

②子どもの個別的な「診査」(examining)、検査(testing)と研究：研究部長ゴダード博士指導。この課題は、研究所を中心として展開される。受講生は何種類もの特殊な調査研究を何人もの子どもに対して行い、完全な「診査」を少なくとも4人の子どもについて行う。様々な検査器具の有用性が実際の使用によって学習され、実用的な知能検査が行われ、さらに、その他、教師が「特殊」児童を理解するためのあらゆる方法が習得される。

③講義、試験、課題文献講読：施設長ジョンストン指導。施設長は、教授スタッフやその他の関連領域の専門家の支援を受けながら実施する。

受講生はノートを取り、専門書を読むことが求められる。受講生には、分類と研究のために、認識しやすい典型的な事例(タイプごとの児童集団)が順次示される。

Table 4-10 は各担当者の講義内容を列挙したものである。ゴダードは狭義の精神薄弱の心理学、生理学を中心に具体的な講義を行い、施設長ジョンス

トンは精神薄弱と学習遅進を内包する形で広義の精神薄弱（精神欠陥）の歴史、制度、理念を中心に講義したと考えられる。ナッシュは主に教育課程と指導法について講義している。

このように3人の講義で、理念・制度に関わる事項、対象児の生理・心理に関わる事項、教育課程・指導法に関わる事項という指導者に必要な知識・技能の主な要素を網羅した講習となっていた。

講習は、平日（月～金曜日）に実施され、午前（9～12時）は配属クラスでの実践（かご編み、木工、裁縫、ガーデニング、自然研究の指導、幼稚園教育、英語科目、身体訓練に関する実際的課題）に当てられ、午後（14～16時）は講義・小テスト・子どもの生活の観察・討議に当てられた。また、講習の最後には試験が課され、試験合格者には、施設理事会が正式に認定した修了証明書（certificate）が授与された。

この講習で注目すべきは、ゴダードの講義内容の「様々な精神薄弱のタイプの知能発達の可能性」「感覚訓練の意義」とナッシュの「最良の方法：手工訓練・木工・かご細工等」であろう。

ゴダードは、1912年に「精神薄弱児の改善可能性」という論文を発表し、精神薄弱児は施設での教育を経ても知能尺度の得点で進歩しないことを示唆する（Goddard, 1912）。また、彼は、1914年には精神薄弱児に読み書き算を指導することの有効性を否定し、手工訓練を薦めている（Goddard [1914] 9-12）。また1915年までには精神薄弱の程度と学習可能な学年段階や内容、到達可能な精神年齢（何歳の「正常児」と同等か）の関係が広く論じられるようになっていく（Holmes [1915] 182-184）。精神薄弱児の教育は、特殊学級でも施設でも、感覚訓練、手工と実業的訓練が中心とされるようになるが（Anderson [1921] 85-122）、1909年時点のこのヴァインランド施設の夏期講習の内容からも、この文脈での展開の兆しが伺える。

Table 4-10 特殊学級教員夏期講習会の講義内容(1909)

担当者	施設長ジョンストン (E. R. Johnstone)	研究部長ゴダード (H. H. Goddard)	教育部長ナッシュ (A. M. Nash)
講義内容	精神欠陥 (mental deficiency) 概論	精神薄弱児 (feeble-minded child) の程度 (degree) を決定するための精神薄弱児検査法	教育方法：通常教育の教科・読み・自然研究・感覚訓練等
	精神欠陥児の歴史, 処遇, トリートメント, トレーニング	あらゆる学年段階 (grades) の子どもに期待できる進歩とは何か	最良の方法：手工訓練・木工・かご細工等
	精神欠陥の原因・診断・予防	欠陥児の身体と知能との関係	訓育計画 (plan for discipline)
	類似した欠陥としての盲聾・てんかん・麻痺・精神異常	遺伝とそれが我々に教えること	娯楽とその意義・プログラムの概要
	事業の目的と結果, その社会学・教育学との関連について	様々な精神薄弱のタイプの知能発達の可能性	ゲームと遊戯, 身体運動と健康の関係
		注意力が弱い理由となされるべきこと	自由討論
		感覚訓練の意義	
		精神薄弱と精神異常の関係	
		精神薄弱児における様々な失語の型とその意味	
		リズムと音楽の意義	
		意志の訓練のためになされるべきこと	
		正しい方法と誤った方法	
		訓育 (discipline) の方法	
		何をどのように教えるか	
	成長の速度とその意味		
	疲労曲線と教授・陶冶との関係		
	情動の測定		
	手工・かご細工・編み物・数の学習等の学習がいかに知能を伸ばすか		
	幸福の心理学		
	遊びとゲームの心理学		
	精神薄弱児への習慣づけ		
	学習の心理学		
	記憶の重要性		
	白痴児・英才児・イデオサヴァン児		

出典：New Jersey Training School [1909]をもとに作成.

(4) 講習会および講習修了者の特殊教育界における役割

1) 修了者の「精神欠陥」児教育への従事状況

1903年～1908年の受講修了者をあげれば、Table 2 のようになる。57名の修了者を、出身州・都市別にみると、ニューヨーク州が26名と最も多く、このうちニューヨーク・シティからの受講者は14名、ブルックリン7名、ローム精神薄弱者施設2名、その他3名であった。次に多いのはニュージャージー州の14名であり、このうち、ヴァインランドからは7名、アトランティック・シティ2名、その他5名であった。この他、ペンシルベニア州4名、ワシントン D.C. 4名、メリーランド州3名、コネチカット州2名、と続いている。これらの大半が公立学校特殊学級の担任だったという。確かに、特殊学級や精神薄弱者施設、あるいは感化学校の所在地やその近隣からの受講者が多いが、各自の所属が確認できたものは10名のみであった(Table 3)。

しかしながら、たとえば、ニューヨーク州ロチェスターでは1911年には特殊学級19学級が開設されていたが、このうちの11学級の担任および特殊教育主事が、夏期講習の修了生であったという(Training School [1911] 8(7), Current Events, 105)。夏期講習修了生の多くが実際に特殊学級を担任し、あるいは施設等での精神薄弱児教育に従事したと考えられる。

2) 関連専門誌・ヴァインランド施設紀要にみる講習修了者の論文・手記掲載状況

1903年～1908年の受講修了者57名のうち、関連専門誌(JPAとUG, MHの3誌)およびヴァインランド施設紀要(Training School)上に論文・手記等の掲載が確認できた者は、12名であった(Table 4-11)。

この12名のうち専門誌への投稿がみられた者は4名であった。この4名は、精神薄弱児の実態調査報告や特殊学級の必要性についての啓蒙論文を投稿していた。中でももっとも顕著な活躍をした者は、M. アンダーソン(Anderson,

Meta L.) であった。彼女は、ニュージャージー州ニューアークの特殊教育主事を務めた人物であり、本研究の調査でも最も多い 8 本の論文・手記を掲載していた。また、『公立学校における欠陥児教育』(Education of Defectives in the Public Schools) という本を 1918 年に出版し、専門誌 UG にその書評が掲載されている。さらに、彼女は、1914 年に、ニュージャージー州のモントクレア州立師範学校で、精神欠陥児教育に関する 30 の講義を行っている (Training School [1914] 11(1), Lectures for Teachers, 15)。他の 7 名はヴァインランド施設紀要への投稿であり、事例報告や授業実践報告であった。ヴァインランド施設の教員では、手工訓練担当の教師コーラ (Cora, W.) と、施設内菜園における園芸と自然観察担当の教師バーサ (Bertha, F.) の 2 名が、ヴァインランド施設の実践報告を掲載していた。この報告は、たとえば、手工訓練の教材としての型紙の詳細を提示するなど、現場の教員への参考情報の提供という意味合いが強いように思われる。

また、施設紀要には記名記事のほか、各都市の特殊学級の現状報告が掲載されており、これも講習修了生の手によるものであった。講習修了者の同窓会が 1906 年に結成され (Training School [1907], No. 43 見出無)、1914 年までには組織的な活動が活発になる。施設紀要上に「同窓会」や「特殊学級」という項が設けられ、盛んに情報交換が行われた。修了生がヴァインランド施設を訪問したり、逆に、ヴァインランド施設のスタッフが修了者の勤務校を訪問したりするなど、修了生と施設との交流が積極的に維持された。ヴァインランド施設を核とした精神薄弱教育実践研究が進められていくのである。

Table 4-11 夏期講習修了者名簿(1903-1908)

氏名	州	住所等	受講年	備考	氏名	州	住所等	受講年	備考
Wilding, Gertrude	Ind.	Ft. Wayne	1903		Fuchs, Dora	NY	New York City	1906	
Devitt, Saidee C.	Ct.	Stamford	1908		McGowan, Elizabeth	NY	New York City	1906	
Reilly, Catherine A.	Ct.	Stamford	1908		Sutherland, Isabel	NY	New York City	1906	
Doriss, Anna	Japan		1903		Gregory, A. L.	NY	New York City	1907	
Kimball, Eva G.	NJ	Atlantic City	1908		Leech, Maida H.	NY	New York City	1907	
Quinn, Lucy	NJ	Atlantic City	1908		Rinn, Elizabeth	NY	New York City	1907	
Evans, L. B.	NJ	Echo Lake	1904		Thoff, Josephine ※	NY	New York City	1907	公立学校教员
Glatt, Emma F	NJ	Paterson	1907		Wiler, Laurretta M.	NY	New York City	1907	
Robison, Louise	NJ	Scotch Plains	1906		Anderson, Meta L. ※	NY	New York City	1908	特殊教育主事
Taylor, Elizabeth	NJ	Trenton	1908		Commons, Clara ※	NY	New York City	1908	
Berault, Ameline	NJ	Vineland	1903		Schneiker, Lulu A.	NY	New York City	1908	
Morris, Kathryn	NJ	Vineland	1903		Bayne, Marian	NY	Rome Custodial Asylum	1904	施設職員
Warren, Cora ※	NJ	Vineland	1903	施設職員	Samson, Matie	NY	Rome Custodial Asylum	1907	施設職員
Donovan, Grace E.	NJ	Vineland	1903		Young, Carol K.	NY	Sycamore Farm School, Newburgh	1908	施設職員
Bolles, Fannie	NJ	Vineland	1904		Kernan, Mary P.	NY	Utica	1905	
Flowers, Bertha ※	NJ	Vineland	1907	施設職員	Drachbar, John	Pa.	Lancaster	1903	
Martz, Agnes	NJ	Vineland	1907		Drachbar, Rhea Ruloff	Pa.	Lancaster	1903	
Mccallion, John	NJ	Mount Ephrami	1905		Loder, Olive Murphy	Pa.	East Stroudsbu rg	1906	
Burns, U. E. W.	NY	Brooklyn	1904		Gingell, Florence ※	Pa.	Wayne	1908	
Dodd, Marian	NY	Brooklyn	1904		Dillingham, Agnes ※	Minn.	Faribaut: Minnesota School for feeble-mi nded	1907	施設職員
Treyz, Louise	NY	Brooklyn	1905		Ferris, Guthrie I.	Md.	Baltimore	1903	
Nicol, Lucille	NY	Brooklyn	1906		Bell, Catherine ※	Md.	Baltimore	1908	
Carpenter, Eliza B. ※	NY	Brooklyn	1907		O' Neill, Jeannette V.	Md.	Baltimore	1908	

Shaw, Jane F. ※	NY	Brooklyn	1907	
Broderick, Philomene	NY	Brooklyn	1908	
Gordon, Eugenia S.	NY	New Rochelle	1908	
Hall, Sofie T.	NY	New York City	1903	
Caterson, Dorothy M.	NY	New York City	1905	
Teas, Elizabeth ※	NY	New York City	1905	

Matthews, Mabel A. ※	RI.	Pine Hill	1908	施設 役員
Johnson, Sara P.	D. C.	Washington D. C.	1908	
Cook, Susan B.	D. C.		1906	
Carr, G. O.	D. C.		1907	
Slarrow, Mary G.	D. C.		1907	

出典：New Jersey Training School [1909]をもとに作成。

註：※印太字の修了者は、ヴァインランド施設紀要、専門雑誌に論文・手記が掲載されている者。

Table 4. ヴァインランド施設紀要・専門雑誌にみる修了生の論文・手記

受講年	氏名	勤務先・所属等	Training School	専門雑誌 3 誌
1903	Warren, Cora	Training School at Vineland.	The Improvement of Basil. TS8, 146, 1911/12.	
			The Story of Annabel. TS10, 33, 1913/14.	
			Models for Manual Training. TS10, 125, 1913/14.	
			Models for Manual Training. TS11, 8, 1914/15.	
			Models for Manual Training in Special Classes. TS11, 104, 1914/15.	
			A Contest. TS14, 34, 1917/18	
1905	Teas, Elizabeth	Brooklyn Training School		Class Management A Few Practical Devices. UG, 1(8), 177-178, 1916;
				A Report of a Survey of the Children in the Ungraded Classes in the Borough of the Bronx. UG, 3(4), 75-82, ; 3(5), 104-107, 1918.
1907	Flowers, Bertha	Training School at Vineland.	School Garden Harvest. TS 5(7), 10, 1908/09.	
			Our Vegetable Garden. TS 12, 228, 1910/11.	
	Carpenter , Eliza B.		The Alumnae. TS 5(11), 9, 1908/09	
	Shaw, Jane F.		An Arithmetic Game. TS10, 117a, 1913/14.	
	Thoff, Josephine	Public School No. 27, Bronx		Hand-Work: What My Community Gives Me Free of Charge. UG, 4(2), 45, 1918.
Dillingham, Agnes	Minnesota School for feeble-minded		Notes on Adolph M., 1901-'02. JPA, 49-54, 1903/04.	
1908	Anderson, Meta L.	Principal of Schools for Defectives, Newark, New Jarsy (Commissioner of Education, 1917); Director of Binet Schools, Newark, N. J. (JPA, 1926/27); Director, Binet Department, Newark, N. J. (JPA, 1930); Director of Special	A Drop in the Buckt. TS16, 86, 1919/20	※ 著書有り・書評掲載 UG, 4(2), 47, 1918: Education of Defectives in the Public Schools. World Book Co., Yonkers, N. Y.
			An Investigation of all Pupils of a Defective School in regards to their Stability of Instability. TS21, 16, 19	Education and Training of Older Dull Pupils. JPA, 36, 100-109, 1930/31.
			Correlation of the Special Class with the Community. TS22, 81, 1925.	
			Essential Characteristics of the Type of Education Best Adapted to the Needs	Why Special Classes? MH, 15, 87-100, 1931.

	Education, Newark, N. J. (TS, 1933)	of the Mental Defective. TS, 25, 97, 1928/29	
		The Special Child. TS27, 97, 1930/31	
		Special Education. TS. 30, 62, 1933/34.	
Commons, Clara		A normal Backward Child in the Public School. TS13, 171, 1916/17	
Bell, Catherine		Impressions of a Summer School Student, TS 5(8), 16, 1908/09	
		Another Experience with the Binet Test. TS10, 77, 1913/14.	
Matthews, Mabel A.	Director of Social Service Department, Mansfield State Training School and Hospital (JPA, 1931/32)		One Hundred Institutionally Trained Male Defectives in the Community Under Supervision MH, 6 332-342, 1922. Connecticut's Progress in the Care of the Feeble-minded. JPA32, 75, 1926/27. Mansfield's Waiting Lists: Active and Closed. JPA, 37, 223-228, 1931/32.

註：表中の雑誌名の略記は次の通り。JPA: Journal of Psycho-Asthenics, MH: Mental Hygiene,
TS: Training School, UG: Ungraded.

各雑誌の検索対象期間はつぎの通り。JPA 1904-1933, MH 1917-1934, TS 1904-1934, UG
1915-1926.

なお、この表中に示された文献については、巻末文献一覧では省略した。

所属・役職については、典拠とした文献の誌名、発表年を（ ）内に示した。

3) 大学や他施設への講習会の拡大

ヴァインランド施設は、夏期講習会を開講する一方で、同様のプログラムが大学でも提供されるべきことを施設紀要の中で訴えていた。施設紀要では、1906年にニューヨーク大学(New York University)の教育学部で欠陥児の教育に関するコースが設けられたことを、ヴァインランド施設の主張が理解され実現されたことは喜ばしいことであると賞賛している(TS [1906] No. 33, University Training)。1911年には、ゴダードがニューヨーク大学で精神薄弱児に関する講義を実施している(Training School [1911] 8(5), 無見出, 80)。

1914年の施設紀要では、この年に実施される精神欠陥児教育のための講習会が一覧にされ紹介されている。

ニューヨーク大学、ペンシルベニア大学(the University of Pennsylvania), コロラド州立師範大学(State Teachers' College of Colorado), ワシントン大学(University of Washington), ピッツバーグ大学(University of Pittsburgh), コロンビア大学師範学部 (Teachers' College of Columbia University), ミネソタ精神薄弱者施設てんかんコロニー(the Minnesota School for Feeble-Minded and Colony for Epileptics), ニューヨーク州立ローム精神薄弱者施設(the Rome State Custodial Asylum), ヴァインランド施設の9カ所の大学や精神薄弱者施設で同様の講習が実施されていた(Training School [1914] 11(1), Summer Schools for Teachers of Special Classes, 12-15)。

この講習情報の掲載は、施設紀要が、ヴァインランド施設の夏期講習修了者の情報交流の場にとどまらず、精神欠陥児教育に携わる教師の研修にとって有用な情報源となることを期待して発行されていたことの表れと見ることができよう。

ゴダードは上述のようにニューヨーク大学の講習では教授陣の一員であったし、コロラド師範大学でも教授陣に名を連ねていた。さらに、上述の M. アンダーソンのように、夏期講習の修了生が師範学校の教授陣に名をつらねることもあった。たとえば、ニューヨーク州立オスウィーゴ師範学校 (Oswego State Normal School) で 1916 年から開設された特殊学級教員養成コースでは、夏期講習修了生のオーティス (Otis, Flora E.) とフィッチ (Fitch, Adelaide) の 2 名が、それぞれ学科主任と補佐として教授陣の中心として活躍していた。この 2 名は、師範学校長リグス (Riggs, James) によって当時の標準によって適切に訓練された者と評価された (Sarason and Doris [1979] 319)。このように、ヴァインランド施設の夏期講習修了者に対する教育関係者の信頼は大きかったと考えられる。

特殊学級教員研修プログラムが大学や師範学校、施設で実施されることで、ヴァインランド施設における講習の内容と方法が、特殊学級担当教員養成の標準となっていたのではないかと思われるが、この検証は、今後の課題としたい。

第3節 精神薄弱者施設・特殊学級の教育の方法と内容

1. 精神薄弱者のコミュニティ生活と教育目的の変化

従来から精神薄弱者施設は、一時帰宅という形で、一部の精神薄弱者のコミュニティ生活を容認していたが、1915年頃からは小コロニーや仮退所による彼らのコミュニティ生活の可能性とそのため施設教育の有用性が強調されるようになり、実態報告や追跡調査研究が出される(Bernstein, 1917 ; Fernald, 1919 ; Wallace, 1918 ; 1923)。

Anderson(1921)は、この時期を「現在は、これまでの理念を受け継いで、より実際的な対応を充実させる時期に来ている」と評している。そして、「精神薄弱者問題の教育的位相における強調点は、(施設内生活が適する)精神薄弱者に施設の日常業務への準備教育をするか、あるいは、コミュニティで有用に生活することが可能な者に対しては、社会の尊敬すべき、遵法の、自立した一員として活発な生活の準備をさせることにある」と論じている。後者の目的が追加され、明確に主張されるようになったと考えられる。

精神薄弱者施設が、特殊学級教育やコミュニティにおける精神薄弱者の診断・分類に中心的な役割を果たすようになった1920年当時、精神薄弱者施設と特殊学級それぞれの教育はいかなるものであったのか、以下にAnderson(1921)の調査を要約し、その実態を概観する。

2. 施設における教育

(1) 対象者

施設における教育・訓練の対象者の生活年齢は3歳から60歳であり、精神年齢は1歳から16歳であった。アンダーソンは、いかなる形態の学校訓練

(school training)も精神年齢3歳以下の子どもたちに永続的な結果を示すかどうかは疑わしい。保護処遇(custodial care)だけで、学校訓練で提供するものが何もない重度の精神薄弱児(白痴)を何年もの間、幼稚部に置いておくことは疑問視されはじめていると、調査結果に対するコメントを述べている(Anderson [1921] 95)。

(2) 教育の内容

1) 感覚訓練

脳の発達には、感覚器官の使用と不可分のかかわりがあり、触覚、味覚、臭覚、聴覚、視覚、筋肉-腱感覚は、脳がその刺激を受けることを通して知的機能を発達させる手段となる、というセガンの生理学的教育法(感覚訓練の系列)にもとづく訓練が行われた。活動は、手工訓練、職業訓練に結びつくように意図されていた。色つきビーンズバッグ投げやボール投げ、合図にあわせて止まる・動く、積み木の色・大きさ・形のマッチングなど。手縫いの準備では、大きな穴のいくつもあいた厚紙のカードと色つき靴ひもが用いられ、より小さなカードへ、糸と針の使用へ、そして、平縫い、ボタン縫い付けなどへと進んだ。身だしなみとマナーについてもこの系列で指導された。公立施設 23/30、私立施設 14/18 で一定の形式の感覚訓練が行われていた(Anderson [1921] 96-97)。

2) 学年教科学習(Grade Work)

精神年齢にもとづく格付けにより指導の可否が決定され、精神薄弱者はそのIQによる到達可能レベルを超えて学習を強えられることはなかった。公立精神薄弱者施設 23/30 施設で、正規の学年教科学習が実施されていた。4施設では、教科学習は学年教科によらない形で実施されており、2施設では教科学習は実施されていなかった。私立施設では 16/18 で正規の学年教科学習

が行われていた (Anderson [1921] 97)。

実施されていた施設における生徒の学習時間の総量の平均は、1日に1時間から3時間であった。なお、Wyoming State School for Defectives at Landerの施設長、Dr. C. T. Jonesの回答によれば、生活とのつながりのある現実度の高い活動で教科学習が行われていたことがうかがえる。

「すべての勉強は、モチベーションを高めるようにされている。算数は、お店やさんごっこによって教えられ、書き方は、手紙を書くことを目的にして教えられる等々。すべての学校教科学習は、施設内の諸活動と関連づけられている。

それぞれの子どもは、精神年齢による格付けが与えられている。この格付けにもとづいて、その子どもにどの学年の教科学習が可能かが決定される。それから、彼には、学習到達度テストが実施され、もし、彼に理論的に期待される到達度がない場合には、もっとも弱い(教科)系列に関して、特別な訓練が与えられる。」 (Anderson [1921] 97)

3) 音楽

訓練としての音楽、娯楽としての音楽の重要性が認識されていた。施設でバンドやオーケストラを組んでいるところが見られた。公立施設 25/30、私立施設 12/18が音楽に関する体系的訓練方法を有していた。公私 21施設が生徒によるバンドやオーケストラを保有していた。また、音楽を実施しているすべての施設関係者が、音楽は精神薄弱児の幸福の重要な要素であるばかりでなく、訓練的にも有効であると認識していた (Anderson [1921] 98)。

4) 体育

身体的訓練のほか、余暇等の社会的活動につながる活動が含まれていた。

ここでもセガンの方法が省みられた。姿勢と注意保持の体操，物の運搬，敏捷性とリズム感養成の運動，フォークダンス，社交ダンス，バスケットボール，野球等の活動が行われた (Anderson [1921] 98-99)。

5) 手工訓練・職業訓練

精神薄弱児を適するようにする唯一の手段，彼らから引き出せる何かを引き出す唯一の手段であるとも評価されていた。様々な作業が行われ，実際に教育によって施設に利益のあることを証明するばかりではなく，後に監督のもとでコミュニティに措置される者に職業の基礎を提供するという点で急速に教育の特徴となった。公立施設 20/30 施設で，手工訓練の設備があり，訓練を実施していた。このうち 15 施設では，手工訓練担当教師を配置していた。私立施設 14/17 施設で手工訓練を実施しており，このうち 7 施設で手工訓練担当教師を配置していた。また，25/30 の公立施設，13/17 の私立施設は，正規に授産クラス(職業訓練クラス)を組織していた。作業活動項目は，かご細工，パン焼き，レンガ造り，箒・ブラシづくり，建築，缶詰(瓶詰)加工，大工(木工)仕事，家政学，婦人洋服仕立て(洋裁)，動力室・貯蔵室作業，手芸，農業，造園(園芸)，家事労働，レース編み，洗濯，マットレスづくり，塗装，給排水配管工事，家禽飼育(養鶏等)，印刷，網細工(網織物)，裁縫(平縫い)，スチームパイプ取り付け工事，靴製造，家畜育成業，紳士服仕立て，織物，木材工芸であった (Anderson [1921] 101-102)。

3. 特殊学級における教育

(1) 対象者

精神薄弱児とその他の「学習遅進」児が区別されていないところもあるという問題，両者の教育の本質的違いが十分に理解されていないという問題が指摘された (Anderson [1921] 113)。

通常、特殊学級には3部門（精神年齢2歳から4歳の幼稚園部門、精神年齢5歳から9歳の部門別学級部 (Departmental Division)、職業訓練部門が必要であると述べられている (Anderson [1921] 113)。

(2) 教育の内容

約7割の特殊学級開設都市で、施設と同様の内容で学年教科学習と手工訓練・職業訓練があわせて提供されていた。しかし、訓練の具体的内容については、コミュニティ生活や職業生活を意識した活動になっていない学級もあることが指摘された (Anderson [1921] 116-118)。

4. 施設教育の公立学校特殊学級教育への施設教育の拡大

3章ならびに本章で見てきたように、1910年頃から1920年までの精神薄弱者の教育に関する議論は、彼らのコミュニティにおける監督付の職業生活への適応に重点が置かれるようになるが、施設で続けられてきた教育の内容に大きな変化は見られなかった。公立学校クリニックや精神薄弱者施設の収容者への知能検査の実施とデータの蓄積により、精神薄弱者の知能の改善の限界や教科学習の限界が確認されたこと (Goddaerd, 1912; Fernald, 1922), 「精神薄弱」者の教育は、感覚訓練、手工、実業的訓練が中心となるべきことが広く支持されていく。特殊学級教員研修を精神薄弱児施設が担当することで、施設教育の考え方と方法が公立学校における精神薄弱児教育にも移植されたといえるだろう。

終章 総合考察—米国における精神薄弱者処遇の展開

第1節 まとめと考察

米国における精神薄弱者問題は、「成人」「児童」の区別なく、精神病患者と同一範疇でとらえられ、精神異常者問題として成立した。「人道主義」による精神異常者処遇の専門化（分類処遇）とモラル・トリートメントによる治療成果から、精神病患者（治癒可能者）の社会復帰への期待が高まり、精神病患者の州立施設処遇が成立し、社会復帰の可能性がないとみなされていた精神薄弱者のケアが影を潜めた。精神病患者施設の確立の背景には、精神病患者が社会の有用な一員になりえるという期待が、その大きな要因として働いていた。「人道主義」思想にもとづくモラル・トリートメントとその成果は、この期待を生み出す媒介であった。

精神病患者の州立施設処遇の確立と同時に精神科医たちは、「人道主義」的立場から、不治者としての精神薄弱者の施設ケアを再び唱えるようになる。この精神科医による精神薄弱者施設処遇論は、教育により改善可能な精神薄弱者の例を挙げてはいても、主訴は、不治のケースである精神薄弱者を施設内で安楽に生活させるという生活論であった。これは、人道的立場からは優れた主張であっても、施設設立を現実のものとするには、説得力に欠ける。精神薄弱者の州立施設処遇が始まるためには、精神病患者に抱かれたような期待を生み出す手続きが必要であった。

すなわち、精神異常者が精神病患者と精神薄弱者に分けられたように、精神薄弱者も、有用な社会の一員と「成り得る者」と「成り得ない者」に区分されていくことになる。この区分の基準になるものが、教育による改善の可能性であり、児童の教育問題への焦点化であった。

精神薄弱者の生活問題，すなわち精神薄弱による貧困・生活困難者の保護のための専門施設処遇が，白痴学校教育による白痴児の社会の成員への育成という形で成立したが，有用な社会の一員たる精神薄弱者の育成は，現実的な目標ではなく，適切な保護のもとに各々の能力・状態に応じて自活できるか否かが，実現可能な到達目標であることを，白痴学校の提唱者で初期の実践者たちは，当初から，認識していた。

白痴学校の卒業生（退所者）に対して，この適切な保護を与える場や方法が確保されないまま，白痴学校の教育実践が開始されたため，すぐに，卒業生の処遇が，学校で問題になる。ここでは，解決策を①学校外のコミュニティに求める考え方（マサチューセッツのハウ），②学校外の専門処遇施設（作業所）に求める考え方（ニューヨークのウィルバー，セガン），③学校内に専門処遇部門を求める考え方（ペンシルベニアのカーリン）の3つの主張があったが，③の形で，白痴学校は，学校機能と保護機能，授産機能を有する総合的な精神薄弱者施設へと展開する。児童に対する「生活と教育の場」と成人に対する「生活と就労の場」を提供する総合施設で，精神薄弱者の年齢段階に応じた保護と支援の提供方法が，模索され，試行されるようになるのである。

ただし，ここまでの経過の中で，銘記されるべきことは，白痴学校にしる，精神薄弱者施設にしる，各コミュニティの救貧機関からの入学・入所需要には十分に應えることができず，州立学校・施設の開設とそれへの精神薄弱者の入所・収容では，コミュニティの精神薄弱者問題の直接解決には結びつかないままであったことである。白痴学校・精神薄弱者施設関係者は，コミュニティからの入所需要を根拠に，予算の獲得と施設機能の充実・規模の拡大を州議会に求めていくが，入所需要が満たされることは一度もなかった。入所需要があることは，精神薄弱者施設の存立の根拠の一つであり，社会防衛

思想や優生学的思想にもとづく精神薄弱者の施設総収容化論も、入所需要を高め、施設の存立根拠を強め、施設の拡大を図るために、積極的に流布されたとみることにもできる。しかしながら、収容保護の考え方によって、社会(直接的には州議会)が、精神薄弱者施設を単なる収容施設とみなし、入所需要に対応するための収容力の拡充にしか関心を示さなくなることから、施設の教育機能拡充の予算確保のために、施設は、再び、精神薄弱者の教育・訓練の意義と効果に、社会の関心を取り戻す必要に直面した。

そこでとられた方策が、実際には実現困難な「総収容化」理念の放棄と施設外処遇(コミュニティ・ケア)の提案とそれに伴う施設の役割の主張であった。ここでは、コミュニティ生活に「適する者」と「適さない者」という分類で、前者にコミュニティ生活が試行された。コミュニティ生活を支える仕組みに、施設が派遣するソーシャル・ワーカーによる環境調整が提案され実践された。また、小コロニーによる精神薄弱者のコミュニティ分散も、「総収容化」理念の放棄と施設外処遇(コミュニティ・ケア)の方策の一つとして、同じ時期に提案・実践されたものであった。

単なる収容施設という位置づけに対する精神薄弱者施設関係者の反発は、19世紀末から20世紀初頭の白痴学校の変貌、変質、挫折と評される時期(清水, 1976; 津曲, 1981; 中村, 1989)にあっても、精神薄弱者施設の中核には教育があり、教育機能を有さない施設はあり得ないという施設関係者の考え方を表している。この考え方を確認するための検討対象として、本研究で取り上げた後発の州立施設は、州議会と施設との見解の相違を明確に示す点で有効であった。

1920年代までに、精神薄弱者の施設生活における各年齢段階と障害程度に応じた処遇方法とコミュニティにおける処遇方法が、精神薄弱者施設で総合的に展開されたことが明らかになった。

米国における精神薄弱者の歴史研究では、白痴学校の創設期を、精神薄弱者の教育による改善を目指した営みの時期として肯定的にとらえ、その後の学校の收容施設化と精神薄弱者の隔離総收容化の時期を、教育の挫折と学校の変貌、人道主義の廃退の時期と位置付けてきた（清水，1976；津曲，1981；中村，1989；Tyor & Bell，1984；Trent，1995）。精神薄弱者の生活問題の解決のための専門処遇の展開という視点で見れば、学校から総合施設（收容保護施設）への変化は、変貌や変質というよりはむしろ、発展・拡充であり、児童期から成人期までの、軽度から重度の精神薄弱者の生涯にわたる社会的処遇が形成される過程として、位置づけられる。

また、米国の研究では、学校期を精神薄弱者の教育による改善や治癒の可能性に対する楽観主義の時代、收容保護施設・隔離施設期を改善可能性、治癒可能性が否定される悲観主義の時代とし、その変化が生じる時期について議論されてきた。Gardner(1993)は、楽観主義と悲観主義に対する伝統的な評価に疑義を唱え、初期白痴学校の創設者らの個人書簡の記述分析から、専門化された白痴学校教育の失敗はほとんど即時的であり、保護的気風への移行は1850年代に生じていると論じた。

本研究が示したように、もともと、精神薄弱者の救貧・保護の問題が根本にあったため、改善の可能性肯定、改善の可能性否定の使い分けは、施設存立の根拠となる入所需要・施設の必要性を主張するために、時代時代の思潮に応じてなされてきた面もある。たとえば、白痴学校初期に「教育の最も進んだものは、コモンスクールの4年生の学習を行っている」という説明は、1910年頃には、「教育の最も進んだものでも、4年生の学習程度までである」という説明に変化する。白痴学校・精神薄弱者施設からコミュニティへ復帰できる者の教育・訓練の到達水準や状態像には、大きな変化はない。ある側面からの評価を肯定的に主張するか否かの相違である。私的な書簡と公の報

告書の記述の分析で言えば、公的文書にいかなる意図を持って、肯定的あるいは否定的見通しの記述がなされるかが重要であろう。

この意味では、1920年までに主張されるようになるコミュニティ生活適応可能性の裏で、コミュニティ生活不適格という烙印を押されることになる対象者の存在を銘記しておかなければならない。Ferguson(1988)は、施設中心の精神薄弱者ケアの展開が、重度障害者にはほとんど貢献のなかったことを示唆している。本研究の結果から、初期白痴学校成立の時期も、精神薄弱者のコミュニティ・ケア試行の時期も、コミュニティでの生産人としての自活を期待され、教育・訓練の成果を強くアピールされたのは、軽度級や境界線の精神薄弱者であったことが明らかになった。白痴学校成立期にハウが構想したコミュニティにおける保護・監督もウィルバーの想定したコミュニティ内の小規模な授産所も、それが実現するのは、軽度級精神薄弱者に対する仮退所と小コロニーのコミュニティ内設置による就労・生活支援が試みられてからであった。なお、重度精神薄弱者のケアと訓練の成果そのものが、州議会に認められるような形でアピールされることはなく、精神薄弱者処遇の評価は、軽度精神薄弱者の成果に依存していたと言える。

第2節 残された課題

本研究では、「白痴」学校成立前史（第1章）についてはニューヨーク州を中心に、保護を前提にした「白痴」学校の展開（第2章）についてはマサチューセッツとペンシルベニアを中心に、施設外処遇等コミュニティへの施設の役割の拡大（第3章）については再びマサチューセッツ対象に検討した。それぞれの時期に主要な役割を果たしたと考えられる対象を選定したが、州ごとの実情や米国全体の動向を踏まえた相対的な整理・検討を行うことで、本

研究の成果がさらに補強されると考えられる。

また、19世紀末から20世紀第一四半期には、年齢段階と障害程度による精神薄弱者の重層的処遇が、限定的であっても展開されたと考えられる。この重層的処遇の思想と実践を重度者に焦点をあてて分析することも残された課題である。

文献・資料

Anderson, V. V. (1921) Education of Mental Defectives in State and Private Institutions and in Special Classes in Public Schools in the United States. *Mental Hygiene*, 5, 85-122.

安藤房治(2001)『アメリカ障害児公教育保障史』風間書房.

Anonymous (1845) School in Lunatic Asylums. *American Journal of Insanity*, 1(4), 326-340.

Anonymous (1845) Religious Services in Lunatic Asylums: Duties of the Chaplain. *American Journal of Insanity*, 2(2), 115-123.

Anonymous (1846) Lunatic Asylums in the United States. *American Journal of Insanity*, 3(2), 183.

Anonymous (1847) The Moral Treatment of Insanity. *American Journal of Insanity*, 4(1), pp. 1-15.

Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons (1876-1895) *Proceedings of the Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons*.

Backus, F. B. (1846a) *Report of the Committee on Medical Societies and Colleges, to whom was referred the Subject of the State Lunatic Asylum at Utica, &c.* Documents of the Senate and Assembly of the State of New York. Senate No.12.

Backus, F. B. (1846b) *Report of the Committee on Medical Societies and Colleges, on that Portion of the Census relating to Idiots.* Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Senate No.23.

- Barnett, W. S. (1986) The Transition from Public Residential Schools for Retarded People to Custodial Facilities: An Economic Explanation. *Disability, Handicap & Society*, 1(1), 53-71.
- Barr, M. W. (1904a) *Mental Defectives Their History, Treatment and Training*. P. Blakiston's Son & Co., Philadelphia, Pennsylvania (Reprinted, 1973, Arno Press, New York, New York).
- Barr, M. W. (1904b) Classification of Mental Defectives. *Journal of Psycho-Asthenics*, 9, 29-38.
- Bernstein, C. (1914) A State's Policy towards the Care of the Feeble-minded. *Journal of Psycho-Asthenics*, 19, 49-58.
- Bernstein, C. (1917) Self-Sustaining Feeble-Minded. *Ungraded*, 3, 25-35.
- Bernstein, C. (1920) Colony and Extra-Institutional Care for the Feeble-minded. *Mental Hygiene*, 4, 1-27.
- Bernstein, C. (1923) Colony and Parole Care for Dependents and Defectives. *Mental Hygiene*, 7, 449-471.
- Blatt, B. & Kaplan, F. (1974) *Christmas in Purgatory: A Photographic Essay on Mental Retardation*. Human Policy Press, Syracuse, New York.
- Bloomingtondale Asylum (1822) *Statement of Number of Patients remaining in the Bloomingtondale Asylum on the 31st December, 1821, and of Those Admitted and Discharged during the Year ending 31st December, 1822*.
- Bloomingtondale Asylum (1831) *Statement of Number of Patients remaining in the Bloomingtondale Asylum on the 1st of January, 1831, and the Number received and discharged during the Year ending December 31, 1831*.
- Brigham, A. (1846) *Third Annual Report of the Superintendent of the New-York State Lunatic Asylum at Utica, for the Year ending November*

- 30th, 1845. Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Senate, No. 25.
- Caplan, R. B. (1969) *Psychiatry and the Community in Nineteenth-Century America The Recurring Concern with the Environment in the Prevention and Treatment of Mental Illness*. Basic Books, New York, New York.
- Carter, Susan B. (Ed.) (1997) *U.S. Bureau of the Census Historical Statistics of the United States on CD-ROM Colonial Times to 1970—Bicentennial Edition*. Cambridge University Press, New York, New York.
- Chace, L. G. (1904) Public School Classes for Mentally Deficient Children. *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction*, 31, 390-401.
- Channing, W. (1900) Special Classes for Mentally Defective Public School Children. *Journal of Psycho-Asthenics*, 5, 40-46.
- Davies, S. P. (1959) *The Mentally Retarded in Society*. Columbia University Press, New York, New York ; 杉田裕監訳(1972)精神薄弱者と社会. 日本文化科学社.
- Deutsch, A. (1937) *The Mentally Ill in America*. Columbia University Press, New York, New York.
- Doll, E. E. (1988) Before the Big Time: Early History of the Training School at Vineland, 1888 to 1949. *American Journal on Mental Retardation*, 93(1), 1-15.
- Earle, P. (1845) Historical and Descriptive Account of the Bloomingdale Asylum for the Insane. *American Journal of Insanity*, 2(1), 1-13.
- Eddy, T. (1815) Hints for Introducing an Improved Mode of Treating the Insane in the Asylum. *The Beginings of American Psychaiatric Though*

- and Practice Five Accounts, 1811-1830, Mental Illness and Social Policy The American Experience*, Arno Press, 1973, New York, New York.
- Experimental School for Teaching and Training Idiotic Children (1850-1852) *Annual Report*. Massachusetts Public Document No.28.
- Ferguson, P. M. (1988) *Abandoned to Their Fate: A History of Social Policy and Practice Toward Severly Retarded People in America, 1820-1920*. Syracuse University, New York, New York.
- Ferguson, P. M. (2008) The Doubting Dance: Contributions to a History of Parent/Professional Interactions in Early 20th Century America. *Research and Practice for Persons with Severe Disabilities*, 33, 48-58.
- Fernald W. E. (1894) Some of the Methods Employed in the Care and Training of Feeble-Minded Children of the Lower Grades. *Proceedings of the Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons (1887-1895)*, 450-457.
- Fernald W. E. (1904) Care of the Feeble-Minded. *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction*, 31, 380-390.
- Fernald, W. E. (1918) Some of the Limitations of the Plan for Segregation of the Feeble Minded. *Ungraded*, 3(8), 171-176.
- Fernald W. E. (1919) After-Care Study of The Patients Discharged From Waverley for a Period of Twenty-Five Years. *Ungraded*, 5(2), 25-31.
- Fernald, W. E. (1920) An Out-Patient Clinic in connection with a State Institution for the Feeble-Minded. *Journal of Psycho-Asthenics*, 25, 81-89.
- Fernald, W. E. (1922) The Inauguration of a State-Wide Public-School Mental Clinic in Massachusetts. *Journal of Psycho-Asthenics*, 27,

- 200-215. ※上記文献の再掲 *Mental Hygiene*, 6(3), 471-486.
- 藤本武(1996)アメリカ資本主義貧困史. 新日本出版社.
- Gardner, J. F. (1993) : The Era of Optimism, 1850-1870 : A Preliminary Reappraisal. *Mental Retardation*, 31(2), 89-95.
- Goddard, H. H. (1908) The Binet and Simon Tests of Intellectual Capacity. *Training School*, 5(10), 3-9.
- Goddard, H. H. (1909/1910) Suggestions for a Prognostical Classification of Mental Defectives. *Journal of Psycho-Asthenics*, 14, 48-52.
- Goddard, H. H. (1910) Four Hundred Feeble-Minded Children Classified by the Binet Method. *Journal of Psycho-Asthenics*, 15, 17-30.
- Goddard, H. H. (1912) The Improvability of Feeble-Minded Children. *Journal of Psycho-Asthenics*, 17, 121-131.
- Goddard, H. H. (1914) *School Training of Defective Children*. World Book Company, New York, New York.
- Grob, G. N. (1965) *The State and Mentally Ill : A History of Worcester State Hospital in Massachusetts 1830-1920*. The University of North Carolina Press, Chapel Hill, North Carolina.
- Grob, G. N. (1994) *The Mad Among Us A History of the Care of America's Mentally Ill*. Free Press, New York, New York.
- Howe, S. G. (1848) : *Report made to Legislature of Massachusetts, upon Idiocy*. Senate Documents No. 51.
- Hill, H. F. (1945) Vineland Summer School for Teachers of Backward and Mentally Deficient Children. *Journal of Exceptional Children*, 11, 203-209.
- Holmes, A. (1915) *Backward Children*. The Bobbs-Merrill Company

- Publishers, Indianapolis, Indiana.
- Illinois Asylum for Feeble Minded Children (1874/75 - 1906/08) *Biennial Report*.
- Johnstone, E. R. (1914) The Extention of the Care of the Feeble-Minded. *Journal of Psycho-Asthenics*, 14(1), 2-18.
- Johnson, Alexander (1899) Concerning a Form of Degeneracy. II. The Education and Care of the Feeble-Minded. *American Journal of Sociology*, 4(4), 463-473.
- Kerlin, I. N. (1887) Moral Imbecility. *Proceedings of the Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons (1887-1895)*, 32-37.
- Kerlin, I. N. (1890) The Moral Imbecile. *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction*, 17, 244-250.
- Kemble(1832) Report of the Select Committee, on so much of the Governor's Message as relates to Insane Paupers. *Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Assembly No.174*.
- Kirkbride, T. S. (1845) A Sketch of the History, Buildings, and Organization of the Pennsylvania Hospital for the Insane. *American Journal of Insanity*, 2(2), 97-114.
- Knoll, James (1996) Samuel Gridley Howe and Burton Blatt on True Common Sense. *Mental Retardation*, 34(4), 257-259.
- Lillyman, J. D. (1921) The Parole System at the Wrentham State School. *The Journal of Psycho-Asthenics*, 26, 103-107.
- Massachusetts, Commonwealth of (1837) Reports and other Documents relating to the State Lunatic Hospital at Worcester, Mass. *The Origins*

- of the State Mental Hospital in America*. Arno Press, 1973, New York, New York.
- Massachusetts School for Idiotic and Feeble-Minded Youth (1850-1882) *Annual Report*. Massachusetts Public Document No.28.
- Massachusetts School for the Feeble-Minded (1883-1920) *Annual Report*. Massachusetts Public Document No.28.
- McCaffrey, K. R. (1965) *Founders of the Training School at Vineland, New Jersey: S. Olin Garrison, Alexander Johnson, Edward R. Johnstone*. Columbia University, Ed.D., UMI, Michigan.
- Millias, W. W. (1942) Charls Bernstein 1872-1942 Bernstein as a Humanist. *American Journal on Mental Deficiency*, 47, 17-19.
- 中嶋博(1959) アメリカ教育思想の展開. 刀江書院.
- 中村満紀男(1989) アメリカ合衆国障害児学校史の研究. 風間書房.
- 中村満紀男(1992) 世紀転換期アメリカ公立学校制度における精神薄弱特殊学級(学校)の成立とその意義について(1). 秋田大学教育学部紀要教育科学部門, 43, 77-99.
- 中村満紀男(1993) 世紀転換期アメリカ公立学校制度における精神薄弱特殊学級(学校)の成立とその意義について(3・完). 秋田大学教育学部紀要教育科学部門, 45, 53-81.
- 中村満紀男(1999) 20世紀前半米国の精神薄弱者の地域内処遇への転換と断種政策との関連に関する研究. 平成8~10年度科学研究費補助金(基盤研究B-2)研究成果報告書.
- 中村満紀男・米田宏樹(1999a) 1910年代までのアメリカにおける精神薄弱者の小コロニー設置とコミュニティ生活への復帰—コミュニティ生活の再生過程とその背景(1). 筑波大学リハビリテーション研究, 8, 37-47.

中村満紀男・米田宏樹 (1999b) 1910年代までのアメリカにおける精神薄弱者の断種とコミュニティ生活への復帰—コミュニティ生活の再生過程とその背景(2). 心身障害学研究, 23, 81-96.

中屋健一訳編(1961) アメリカ思想を形成した人たち. 有信堂.

National Conference of Charities and Correction (1883-1917) *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction.*

National Conference of Social Work (1818-1935) *Proceedings of the National Conference of Social Work.*

New Jersey Training School for Feeble-Minded Girls and Boys (1903-1909) *Annual report.*

New Jersey Training School for Feeble-Minded Girls and Boys(1909) *The Vineland Summer School for Teachers: Announcement.*

New York City Board of Education(1922) *Reports on Special Classes. New York City. Twenty-third Annual Report of the Superintendent of Schools 1921.*

New York State (1824) *Report and Other Papers on Subject of Laws for Relief and Settlement of Poor. Appendix A. Documents Accompanying the Report of the Secretary of State, on the Subject of Pauperism.*

New York State (1826) Recapitulation. *Journal of the Assembly of New York at their Forty-ninth Session.*

New York State (1830) *Report of the Select Committee on so much of the Acting Governor's Message as relates to Charitable Institutions, on the Relation of this House Directing an Inquiry into the Propriety of Making Provision for Insane Persons.* Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Assembly No.408.

- New York State Asylum for the Idiots (1852-1900) *Annual Report*. Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Senate No. 30.
- New York State Lunatic Asylum (1842) *Report of the Trustees of the State Lunatic Asylum, with the Documents Accompanying the Same, Pursuant to the Act of the Legislature passed May 26th, 1841*. Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Senate No. 20.
- New York State Lunatic Asylum (1844) Brief Notice of the New York State Lunatic Asylum, at Utica. *American Journal of Insanity*, 1(1), 1-8.
- New York State Secretary's Office (1831) *Report of the Secretary of State, giving an Abstract of the Returns of the Superintendents of the Poor in the Several Counties*. Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Assembly No. 66.
- Noll, S. (1995) *Feeble-Minded in Our Midst: Institutions for the Mentally Retarded in the South, 1900-1940*. The University of North Carolina Press, Chapel Hill, North Carolina.
- Parker, A. J. (1834) *Report of the Select Committee on so much of the Governor's Message as relates to the Insane Poor*. Documents of the Senate and Assembly of the State of New York, Assembly No. 347.
- Pennsylvania Training School for Idiotic and Feeble-Minded Children (1854-1879) *Annual Report*.
- Potter, H. W. (1923) The Clinical Organization of the State Institution for Mental Defectives. *Journal of Psycho-Asthenics*, 28, 13-31.
- Powell, F. M. (1897) Care of the Feeble-Minded. *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction*, 24, 289-302.
- Rogers, A. C. (1910) Report of the committee on classification of

- Feeble-Minded. *Journal of Psycho-Asthenics*, 15, 61-67.
- Rome State Custodial Asylum (1894-1915) *Annual Report for year ending September 30*. Documents of the Senate and Assembly of the State of New York.
- S. A. (1917) Editorial, Supervision of the Feeble-Minded. *Mental Hygiene*, 1, 168-170.
- Sarason, S. B. and Doris, J. (1979) *Educational handicap, public policy, and social history: A broadened perspective on mental retardation*. Free Press, New York, New York.
- 佐藤ゆき子(1988)アメリカ合衆国ローム施設に関する一考察. 障害者問題史研究紀要, 31, 33-43.
- Scheerenberger, R. C. (1983) *A History of Mental Retardation*. Brookes Publishing, Baltimore, Maryland.
- Schneider, D. and Deutsch, A. (1969): *The History of Public Welfare in New York State 1609-1866*. Patterson Smith, Montclair, New Jersey.
- Seguin, E. (1866) *Idiocy: and its Treatment by the Physiological Method*. William Wood & co., New York, New York.
- 清水貞夫(1974) アメリカにおける「白痴」学校(施設)の成立. 宮城教育大学紀要, 9, 93-108.
- 清水貞夫(1975) アメリカの初期「白痴」学校の性格とその実践. 宮城教育大学紀要, 10, 122-137.
- 清水貞夫(1976) 「白痴」学校の変ぼうと終生収容施設の成立. 宮城教育大学紀要, 11, 158-174.
- 清水貞夫(1981) マサチューセッツ「白痴」実験学校 1848年～1852年. 宮城教育大学紀要, 16, 134～146

- 清水貞夫(1982) ウースター精神病院の開設と「白痴」問題—1833年—1846年. 宮城教育大学紀要, 17, 188-199.
- 清水貞夫(1983) ベアリーに開設された私立「白痴」学校の歴史—1848年～1870年. 宮城教育大学紀要第2分冊自然科学・教育科学, 18, 101-116.
- 清水貞夫(1989) ニューヨーク州におけるコロニーおよびパロール制度の成立. 宮城教育大学紀要2分冊自然科学・教育科学, 24, 141-158.
- Simpson, Murray (2007) Developmental Concept of Idiocy. *Intellectual and Developmental Disabilities*, 45(1), 23-32.
- 曾根暁彦(1974) アメリカ教会史. 日本基督教団出版局.
- Switzky, H. N., Dudzinski, M., Van Acker, R., & Gambro, J. (1988) Historical Foundations of Out-of-home Residential Alternatives for Mentally Retarded Persons. Heal, L. W. & Amado, A. R. N. (Eds.) *Integration of Developmentally Disabled Individuals into the Community*, 19-35, Paul H. Brooks, Baltimore, Maryland.
- Taft, J. (1918) Supervision of the Feeble-Minded in the Community. *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction*, 45, 543-550.
- Town of Stonington(1921) *Annual Report of the Superintendent of Schools*.
- 津曲裕次(1981) 精神薄弱者施設史論. 誠信書房.
- 津曲裕次・山本晴彦(1978):精神薄弱教育史研究序説・一成立過程研究の方法論的検討(1)－. 東京教育大学教育学部紀要, 24, 139-144.
- Trattner, W. I. (1974) *From Poor Law to Welfare State. A History of Social Welfare in America*. Free Press, New York, New York; 古川孝順訳(1978) アメリカ社会福祉の歴史. 川島書店.
- Trent J. W., Jr.(1994) *Inventing the Feeble Mind A History of Mental*

- Retardation in the United States*. University of California Press, Oakland, California ; 清水貞夫・茂木俊彦・中村満紀男監訳 (1997) 「精神薄弱」の誕生と変貌. 学苑社.
- Tyor, P. L. (1977) "Denied the Power to Choose the Good:" Sexuality and Mental Defect in American Medical Practice, 1850-1920. *Journal of Social History*, 10(4), 472-89.
- Tyor, P. L. and Bell L. V. (1984) *Caring for the Retarded in America. A History*. Greenwood, Westport, Connecticut ; 清水貞夫・津曲裕次・中村満紀男監訳 (1988) 精神薄弱者とコミュニティーその歴史一. 相川書房.
- U.S. Department of the Interior (1911) *Report of the Commissioner of Education*. 1355-1357.
- U.S. Department of the Interior (1917) *Report of the Commissioner of Education*. 679-680.
- Wallace, G. L. (1917) The Type of Feeble-Minded Who can be cared for in the Community. *UNGRADED*, 2(5), 105-109. ※上記文献再録 *Journal of Psycho-Asthenics*, 21, 88-93.
- Wallace, G. L. (1922) A Report of a Study of One Hundred Feeble-Minded Girls with a Mental Rating of the Eleven Years or Over. *Journal of Psycho-Asthenics*, 27, 117-185.
- Wallace, G. L. (1924) Plan and Construction of an Institution for Feeble-Minded. *Journal of Psycho-Asthenics*, 29, 256-270.
- Wallin, J. E. W. (1922) Causative Factors of Mental Inferiority and the Prevention of Degeneracy. *Journal of Psycho-Asthenics*, 27, 75-116.
- Winzer, Margret A. (2009) *From Integration to Inclusion*. Gallaudet University Press, Washington, DC.

Wolfensberger W. (1975) *The Origin and Nature of Our Institutional Models*. Human Policy Press, Syracuse, New York.

Woodhill, E. E. (1920) Public School Clinics in connection with a State School for the Feeble-Minded. *The Journal of Psycho-Asthenics*, 25, 94-103.

Wrentham State School (1907-1922) *Annual Report*. Massachusetts Public Document No. 78.

米田宏樹・津曲裕次(1995) アメリカ『白痴』学校成立前史の研究—知的障害者処遇論の成立. 特殊教育学研究, 33(2), 31-40.

米田宏樹・津曲裕次(1996) 19世紀前半アメリカの精神障害者処遇とモラル・トリートメント—知的障害者処遇成立前史—. 心身障害学研究, 20, 35-44.

米田宏樹(1999) アメリカにおける精神薄弱者施設の新たな役割の構築—1920年までのレンサム施設の設立・展開過程の検討(1). 茨城大学教育実践研究, 18, 175-187.

米田宏樹(2001) 1920年代までの米国マサチューセッツ州における「精神薄弱」者施設外処遇の成立—レンサム施設長 G. L. ウォリスのソーシャル・ワーカー導入過程を中心に. 心身障害学研究, 25, 211-225.

米田宏樹(2003) 1920年代までの米国における「精神薄弱」者施設のセンター的役割の強調—社会的処遇における公立学校特殊学級と施設の相互補完. 社会福祉学, 44(1), 46-55.

米田宏樹・本間貴子・岡典子・山田慶子(2005) ヴァインランド・トレーニング・スクールにおける「精神薄弱」特殊学級担当教員養成研修プログラム—初期の実態—. 心身障害学研究, 29巻, 149-162.

米田宏樹・野口晃菜・本間貴子(2010) 米国の水準にもとづく教育における特別教育の実際—イリノイ州 Palatine CCSD15 の訪問調査から—. SNE ジャ

ーナル, 17, 52-70.

Zenderland, L. (1998) *Measuring Minds: Henry Herbert Goddard and the Origins of American Intelligence Testing*. Cambridge University Press, New York, New York.

【参考論文】

- 1) 米田宏樹・津曲裕次(1995) アメリカ「白痴」学校成立前史の研究-知的障害者処遇論の成立. 特殊教育学研究, 33 巻 2 号, 31-40.
- 2) 米田宏樹・津曲裕次(1996) 19 世紀前半アメリカの精神障害者処遇とモラル・トリートメント-知的障害者処遇成立前史-. 心身障害学研究, 20 巻, 35-44.
- 3) 米田宏樹(2001) 1920 年代までの米国マサチューセッツ州における「精神薄弱」者施設外処遇の成立-レンサム施設長 G. L. ウォリスのソーシャル・ワーカー導入過程を中心に-. 心身障害学研究, 25 巻, 211-225.
- 4) 米田宏樹(2003) 1920 年代までの米国における「精神薄弱」者施設のセンター的役割の強調-社会的処遇における施設と公立学校特殊学級の相互補完-. 社会福祉学, 44 巻 1 号, 46-55.
- 5) 米田宏樹・本間貴子・岡典子・山田慶子(2005) ヴァインランド・トレーニング・スクールにおける「精神薄弱」特殊学級担当教員養成研修プログラム-初期の実態-. 心身障害学研究, 29 巻, 149-162.

謝辞

本研究を進めるに当たり、多くの方々にご指導、ご助言をいただいた。
学生時代より現在までの長きにわたりご指導くださった筑波大学名誉教授の津曲裕次先生、中村満紀男先生には、歴史的研究・文献研究の基礎からご指導をいただいただけでなく、貴重な資料を提供いただいた。津曲ゼミ、中村ゼミのメンバーとの議論、「精神薄弱」問題史研究会における諸先生・諸先輩方との議論もまた本研究を支えてくれた貴重な財産である。特に茨城大学の荒川智先生には本研究の意義等に関して貴重な助言をいただいた。

また、学生時代の指導教員であった津曲裕次先生の奥様、津曲真樹子先生には、学生時代のみならず就職後も公私にわたって、多くのご支援をいただいた。

元米国議会図書館司書の T. Yoneji Ohta 氏、イリノイ大学シカゴ校の David Braddock 博士には、史資料収集に際して多くのご協力をいただいた。

本論文の作成終盤においては、筑波大学人間系の安藤隆男先生、四日市章先生、岡典子先生に、貴重なご助言をいただいた。また、筑波大学人間系障害科学域の先生方と関連教育組織の学生の協力を得て、半年間のサバティカルを取得し、研究のまとめの時間を確保することができた。さらに、完成間際の追い込みの時期にあつては、障害科学専攻長の園山繁樹先生をはじめ、障害科学域の多くの先生方からご支援をいただいた。

拙いながらも、本研究論文を完成させることができたのは、皆様のおかげである。

最後に、終始協力し支えてくれた家族にも感謝したい。

2014年6月

米田宏樹